

素案

太子町 都市計画マスタープラン

令和7年9月(改定予定)

令和7年8月時点
太子町



CONTENTS

計画の基本事項	… 1
1.大子町の概況	… 5
2.都市計画の状況	… 29
3.上位・関連計画	… 45
4.まちづくりの課題	… 61
5.まちづくりの将来像	… 73
6.分野別方針	… 81
7.実現方策	… 111
8.参考資料	… 119

計画の基本事項

(1) 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、平成 4 年の都市計画法の改正によって新たに設けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）であり、全ての都市計画区域においては、都市計画マスタープランを策定することが義務付けられています。

この計画では、総合計画や都市計画区域マスタープランに即して、長期的視点から本町のおおむね 20 年後の将来像や都市計画の方針を定めます。

本町の長期的な計画としては、総合計画がありますが、総合計画は町の行政運営全般の分野を対象とするのに対し、都市計画マスタープランは将来像、土地利用、道路、公園、下水道などの都市計画や都市整備を中心として、まちづくりに関わる分野を対象とします。

(2) 計画改定の背景と必要性

「大子町都市計画マスタープラン」（平成 15 年 9 月）の策定から 20 年以上が経過し、その間には、急激に進む人口減少や少子高齢化、東日本大震災による被災（平成 23 年）や令和元年東日本台風による大規模水害の被害、さらには本計画に関連する上位関連計画の策定・見直しなど、本町のまちづくりに関わる状況が変化しています。

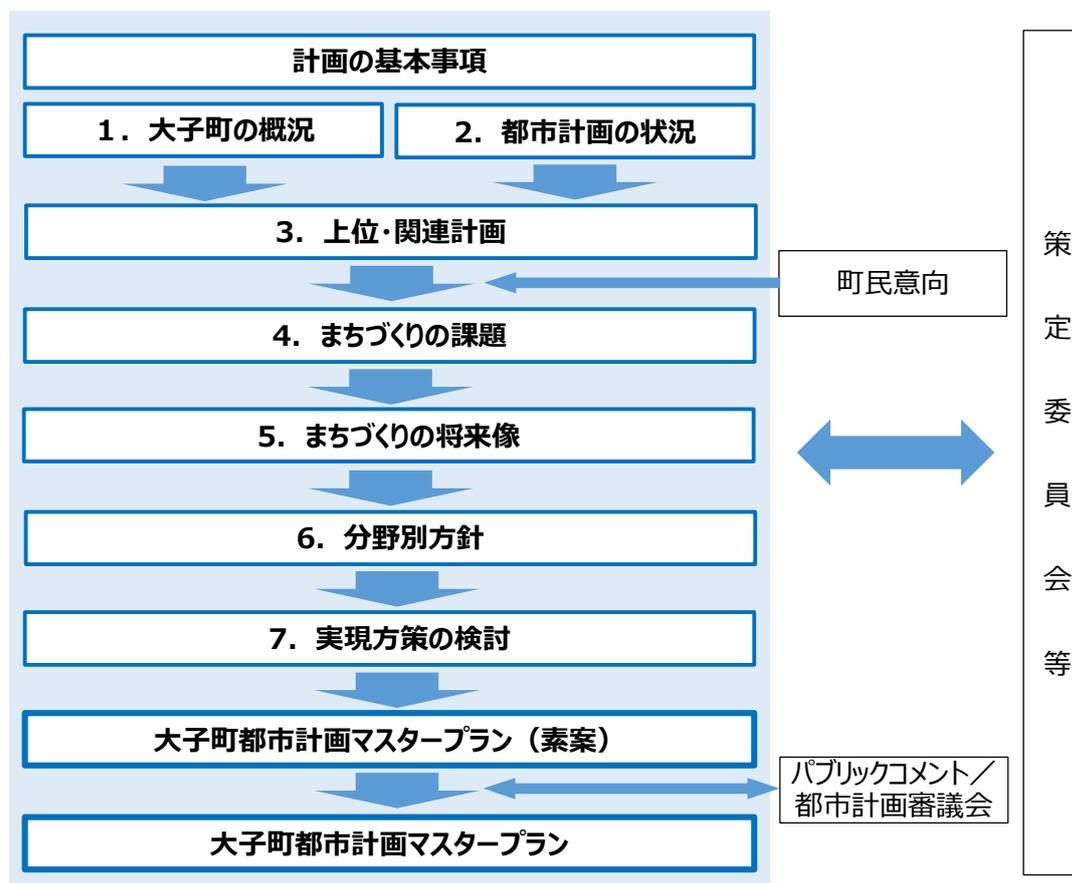
また、令和 6 年 3 月には、医療・福祉・商業・居住機能が集約的に立地し、公共交通などによって相互にアクセスできる集約と連携のまちづくりのための計画である「大子町立地適正化計画」を策定し、移住・定住の促進や地域間連携の推進などを目指しているところです。

これらを背景として、各種情勢の変化や上位計画・関連計画との整合を図れるよう、現在の都市計画マスタープランを見直し、土地利用や都市施設整備についての検討を行い、より実効性のあるまちづくり計画となるよう、改定を行います。

(3) 基本的な前提

1. 計画の構成及び位置付け

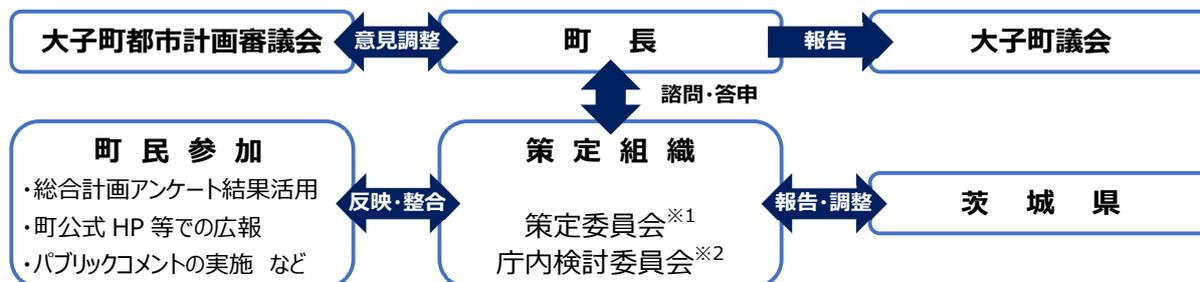
計画の構成は、前提条件として本町の現状や広域的な位置付け、まちづくりの課題を踏まえて将来像を立案し、それを実現するための具体的な都市計画（分野別の方針）や実現方策を検討するものです。



2. 策定体制

本計画の策定のため以下の策定体制で計画の検討を進めます。

また、町民のまちづくりに対する意向を踏まえるため、総合計画をはじめとする既存のまちづくりに関連する各種意向調査結果の活用やパブリックコメントなどを行い、計画へ反映します。



※1 【策定委員会】

町民や各種団体代表、学識経験者、議会代表、行政代表などで構成し、各種組織からの意見調整、全体の整合、原案の検討・決定を行う組織です。

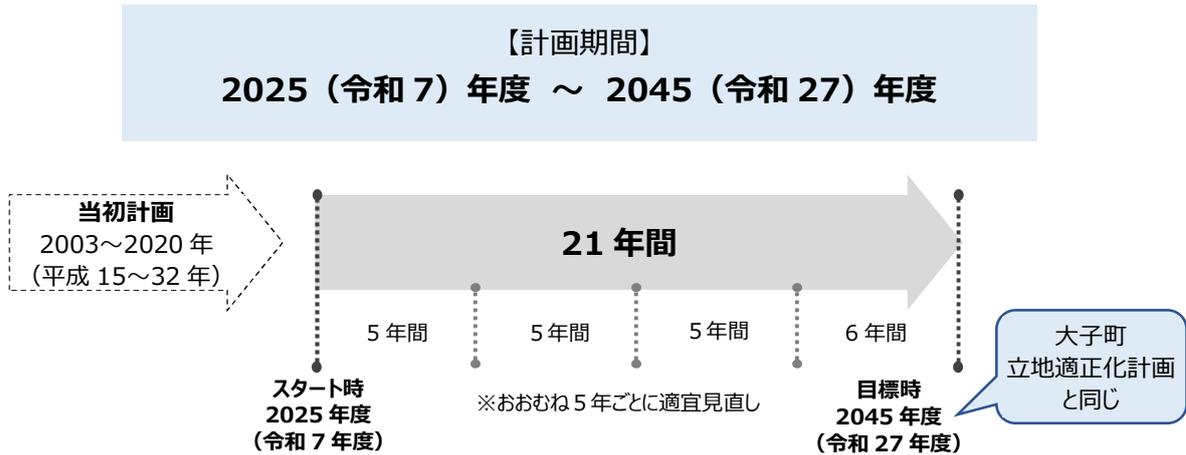
※2 【庁内検討委員会】

庁内関係課職員で構成し、策定委員会で協議する素案などの調査・検討、庁内関係課との調整を行う組織です。

3. 目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な視点からおおむね 20 年後を目標時期として将来像を定めることとされています。本計画では、国勢調査等の統計調査が実施される節目の年との整合を図る観点や、立地適正化計画との整合を図る観点から、目標年次を 2045 年度（令和 27 年度）と設定します。

ただし、今後の社会情勢の変化や、上位・関連計画の見直し等の動向を踏まえ、5 年毎の定期見直しを基本として、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



4. 計画対象区域と都市計画区域の関係

本町では、都市としての一体性や関連性を勘案して都市活動のために必要な場所を都市計画区域に定めており、具体的な区域は、大子地区、袋田地区、宮川地区の一部（540ha（行政区域の 1.7%））となっています。

都市計画マスタープランは、この都市計画区域において都市計画分野の施策を中心に検討する“都市づくり”※1を中心として検討しますが、前述のように本町の都市計画区域は行政区域のごく一部であることから、本町全体を見渡した幅広く総合的な視点で進める“まちづくり”※2にも目を向けることが重要です。

このため本計画は、都市計画区域における都市計画分野を中心に“分野別方針”などを検討するものの、適宜、町全体の総合的なまちづくりとして“課題整理”や“将来像”の検討内容とも整合を図りながら策定します。



※1 【都市づくり】

本計画では、都市計画区域を中心として都市計画法などに基づく取り組みのことを指します。

※2 【まちづくり】

本計画では、都市計画だけでなく、町全体の地域振興に関わる幅広い分野の多様な取り組みのことを指します。

1. 大子町の概況

(1) 位置・地勢

本町は茨城県の最北西端で、北は八溝山系を境に福島県、西は栃木県、東は茨城県常陸太田市、南は茨城県常陸大宮市にそれぞれ境を接しています。

町域は東西 19 km、南北 28 kmで、総面積は 325.76 km²と県全体の約 20 分の 1 を占めており、面積の約 8 割は、八溝山系と阿武隈山系からなる山岳地で、八溝山、男体山など県内有数の秀峰を擁しています。

この山あいから流れる中小河川は数多く、これらは源を福島県に発して町の中央部を流れる久慈川に注いでいます。この各河川に沿って、狭あいながらも耕地が開け、人家が集落を形成しています。

本町は水戸市の北約 55 km、栃木県宇都宮市の北東約 70 km、福島県郡山市の南約 80 kmの地点にあり、水戸市と郡山市は国道 118 号及び JR 水郡線で結ばれ、ほぼその中間点に位置し、宇都宮市とは国道、主要地方道などで結ばれています。



(2) 沿革

本町は、もと陸奥国白河郡に属し「倭名類聚抄」のいわゆる白河郡 17 郷のうち八溝山東南の地でした。

明治 22 年 4 月 1 日の市町村制実施により、大子村、依上村、黒沢村、宮川村、袋田村、生瀬村、上小川村、下小川村、諸富野村が誕生し、更に明治 23 年 8 月 7 日に依上村が分村して佐原村が生まれ、その翌年の 8 月 1 日に大子村が大子町として町制を施行しました。

昭和 28 年 9 月の町村合併促進法の施行に伴い、諸富野村が昭和 30 年 2 月 12 日に那珂郡山方町と、久慈郡下小川村に分村して合併し、その後、昭和 30 年 2 月 24 日大子町と 8 か村（下小川村は那珂郡山方町と大子町に分村）が一斉に合併会議を行い、同年 3 月 31 日に大子町が発足し、現在の形となりました。

町の発展を担う交通網の形成は、昭和 2 年に水郡線常陸大子駅が開設され、翌年には全線が開通しました。また、国道 118 号バイパス等を中心にした道路網の整備が昭和 40 年代から 50 年代までに整備されています。

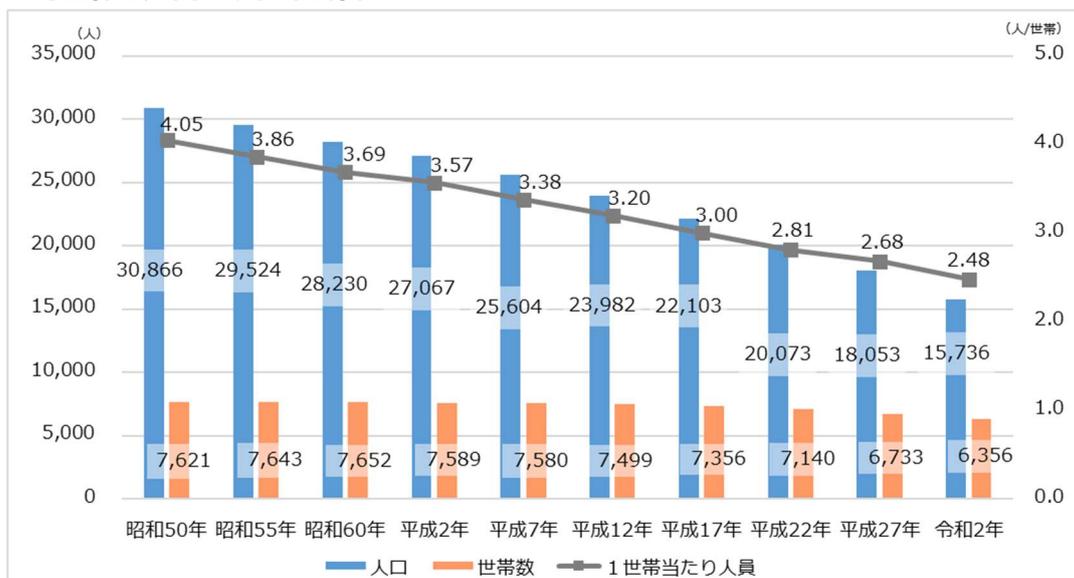
(3) 人口・世帯数

①人口・世帯数の推移

本町の人口は減少傾向が続いており、令和2年には昭和50年の約半分である15,736人にまで減少しています。

世帯数も同様に緩やかな減少が続いており、令和2年には6,356世帯となっています。1世帯当たり人員についても減少傾向が続き、令和2年には2.48人/世帯となっています。

■町全体の人口及び世帯動向

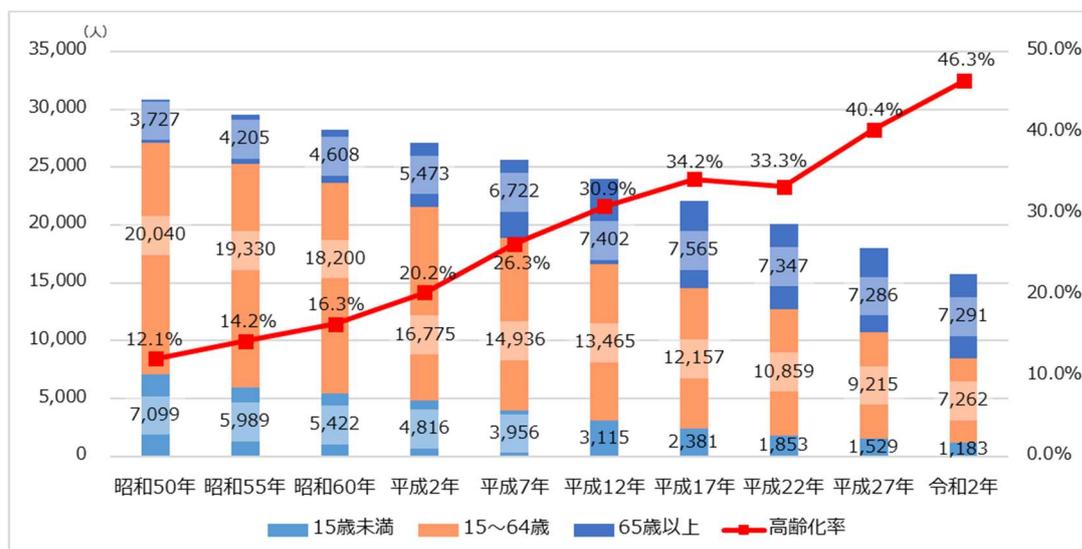


出典：国勢調査

②年齢別人口の推移

年齢別に人口の推移をみると、15歳未満及び15～64歳人口が著しく減少する一方で、65歳以上人口が増加しており、令和2年における高齢化率は46.3%となっています。

■年齢別人口の推移



出典：国勢調査

③ 転入・転出

本町の令和5年における転入・転出の状況は、転入者数が242人、転出者数が353人となっており、転出超過となっています。

県内における転入の状況は水戸市が最も多くなっており、転出の状況は常陸大宮市が最も多くなっています。また、県北・県央地域の市町村との移動が多くなっています。

県外における転入の状況は国外が最も多くなっており、転出の状況は千葉県が最も多くなっています。また、東京都や近隣の埼玉県や千葉県、神奈川県、大子町と隣接する福島県や栃木県との移動が多くなっています。

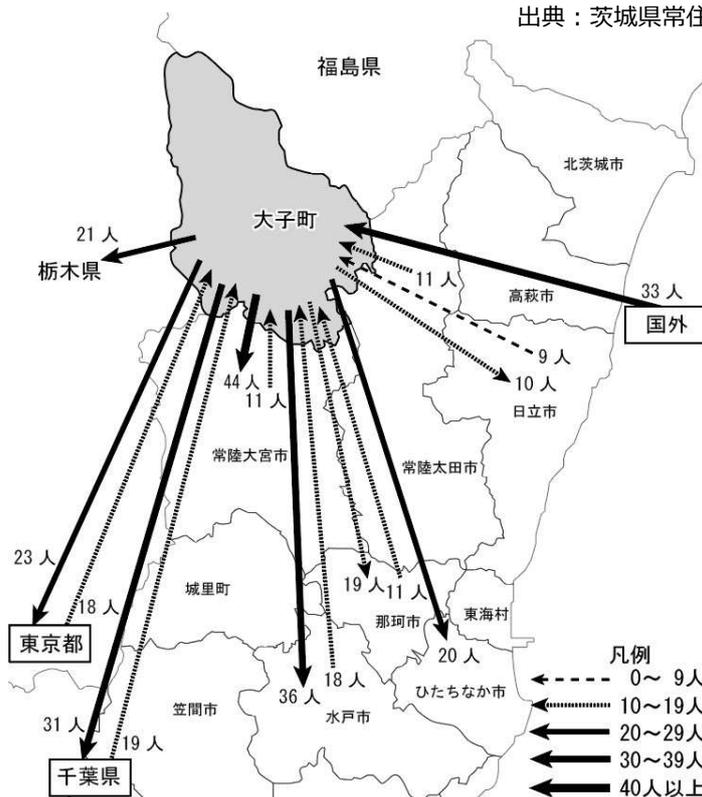
■ 転入の動向（上位5市町村・都県）

県内からの転入者数	実数（人）	割合（%）
水戸市	18	7.4%
常陸太田市	11	4.5%
常陸大宮市	11	4.5%
那珂市	11	4.5%
日立市	9	3.7%
合計(県内)	101	41.7%
県外からの転入者数	実数（人）	割合（%）
国外	33	13.6%
千葉県	19	7.9%
東京都	18	7.4%
福島県	12	5.0%
栃木県	12	5.0%
合計(県外)	141	58.3%
合 計(県内+県外)	242	100.0%

■ 転出の動向（上位5市町村・都県）

県内への転出者数	実数（人）	割合（%）
常陸大宮市	44	12.5%
水戸市	36	10.2%
ひたちなか市	20	5.7%
那珂市	19	5.4%
日立市	10	2.8%
合計(県内)	191	54.1%
県外への転出者数	実数（人）	割合（%）
千葉県	31	8.8%
東京都	23	6.5%
栃木県	21	5.9%
埼玉県	18	5.1%
神奈川県	17	4.8%
合計(県外)	162	45.9%
合 計(県内+県外)	353	100.0%

出典：茨城県常住人口調査（令和5年）



※県内は本町へ転入・転出の上位5市町村、県外は上位3都県を図示

④通勤・通学

本町の令和 2 年における通勤・通学の状況は、通勤による流出者数が 1,916 人、流入者数が 1,254 人であり、流出超過となっています。また、通学による流出者数が 238 人、流入者数が 90 人であり、流出超過となっています。

県内における通勤の状況は、流入・流出者数共に常陸大宮市が最も多く、次いで、隣接する常陸太田市や県北・県央地域の市町村が多くなっています。県外における通勤の状況は、流入・流出者共に隣接する県との移動が多くなっており、最も多いのが福島県、次いで栃木県となっています。

県内における通学の状況は、流入者数は常陸大宮市が最も多く、流出者数は水戸市が最も多くなっており、次いで、流入・流出共に県北・県央地域の市町村が多くなっています。県外における通学の状況は、隣接する福島県や栃木県との移動が多くなっているほか、東京都やその周辺の県との移動が見られます。

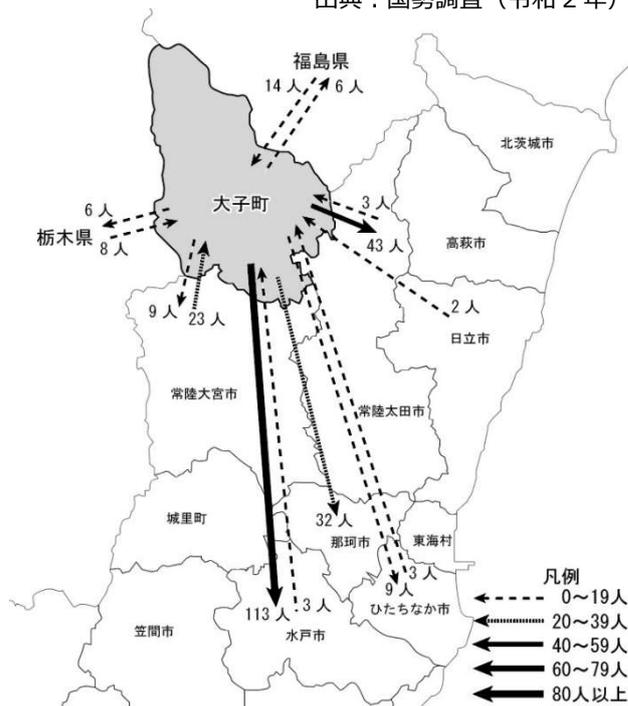
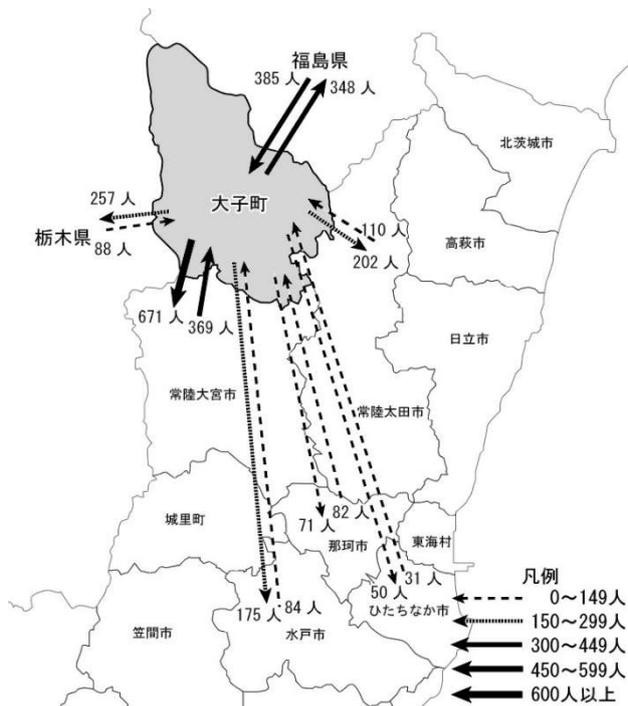
■通勤の動向（上位 5 市町村・都県）

県内からの流入者数	実数（人）	県内への流出者数	実数（人）
常陸大宮市	369	常陸大宮市	671
常陸太田市	110	常陸太田市	202
水戸市	84	水戸市	175
那珂市	82	那珂市	71
ひたちなか市	31	ひたちなか市	50
合計(県内)	755	合計(県内)	1,298
県外からの流入者数	実数（人）	県外への流出者数	実数（人）
福島県	385	福島県	348
栃木県	88	栃木県	257
神奈川県	8	千葉県	4
千葉県	5	東京都	4
東京都	5	埼玉県	2
合計(県外)	499	合計(県外)	618
合計(県内+県外)	1,254	合計(県内+県外)	1,916

■通学の動向（上位 5 市町村・都県）

県内からの流入者数	実数（人）	県内への流出者数	実数（人）
常陸大宮市	23	水戸市	113
水戸市	3	常陸太田市	43
常陸太田市	3	那珂市	32
ひたちなか市	3	ひたちなか市	9
日立市	2	常陸大宮市	9
合計(県内)	42	合計(県内)	216
県外からの流入者数	実数（人）	県外への流出者数	実数（人）
福島県	14	福島県	6
栃木県	8	栃木県	6
埼玉県	8	東京都	4
千葉県	4	宮城県	2
神奈川県	4	千葉県	2
合計(県外)	48	合計(県外)	22
合計(県内+県外)	90	合計(県内+県外)	238

出典：国勢調査（令和 2 年）



※県内は本町へ流入・流出の上位 5 市町村、県外は上位 2 県を图示

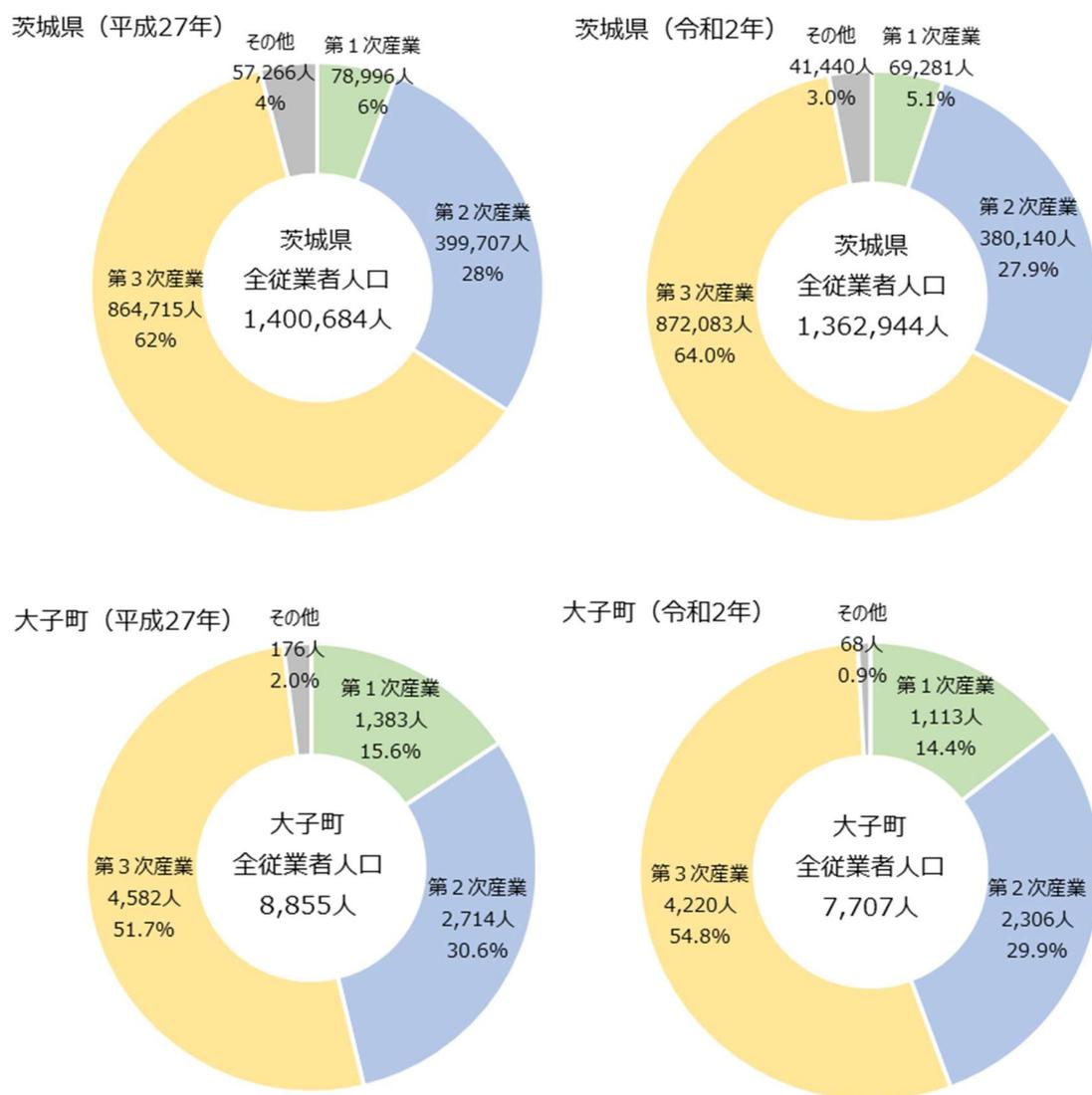
(4) 産業

① 産業構造

令和2年国勢調査によると、本町の就業人口は7,707人です。内訳は、第1次産業が1,113人（14.4%）、第2次産業が2,306人（29.9%）、第3次産業が4,220人（54.8%）となっています。茨城県と比較すると、本町は第1次産業の占める割合が大きい点が特徴です。

また、平成27年の本町の就業人口と比較すると、全就業人口が1,000人以上減少しています。

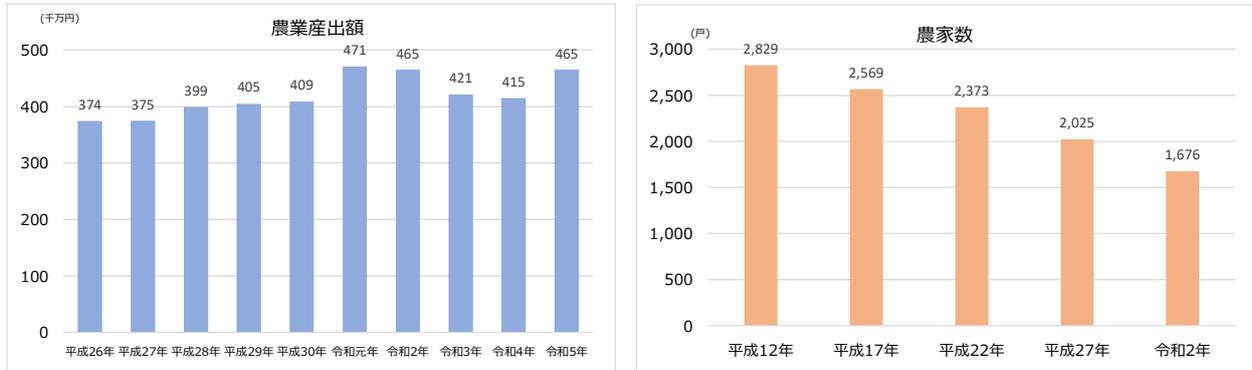
■ 産業分類別就業人口・構成比



出典：国勢調査（平成27年、令和2年）

②農業

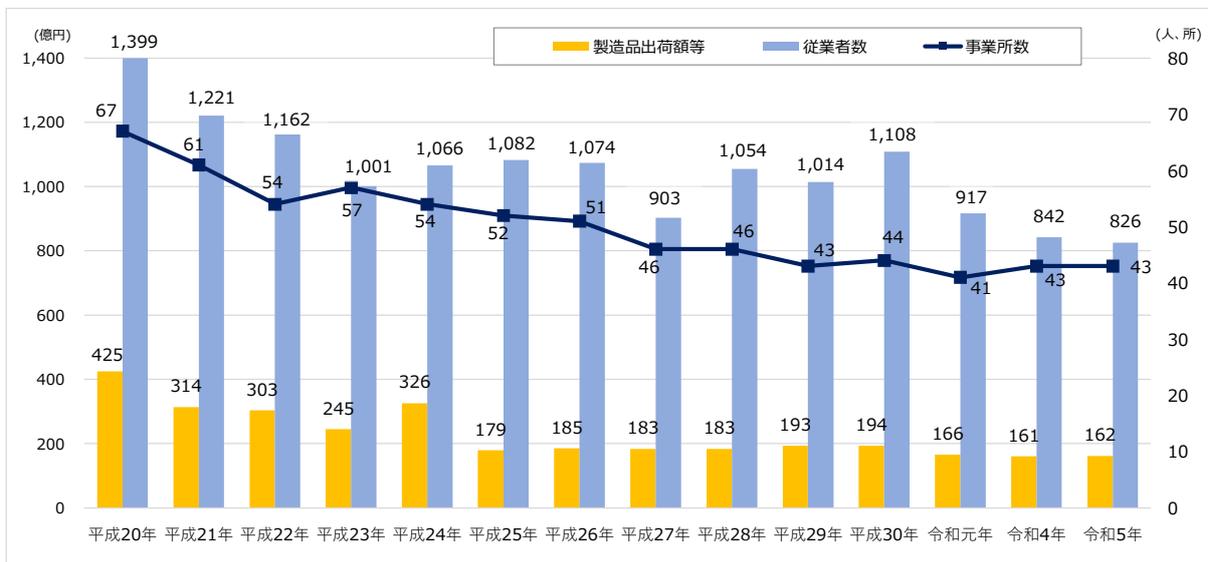
本町の農業産出額は、令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年は増加に転じた結果、平成26年と比較すると約9億円の増加となっています。一方、農家数は年々減少しており、平成12年と比較して、令和2年は1,000戸以上減少しています。



出典：農林水産省 市町村別農業産出額（推計）（平成26年～令和5年）、
農林業センサス（平成12年～令和2年）

③工業

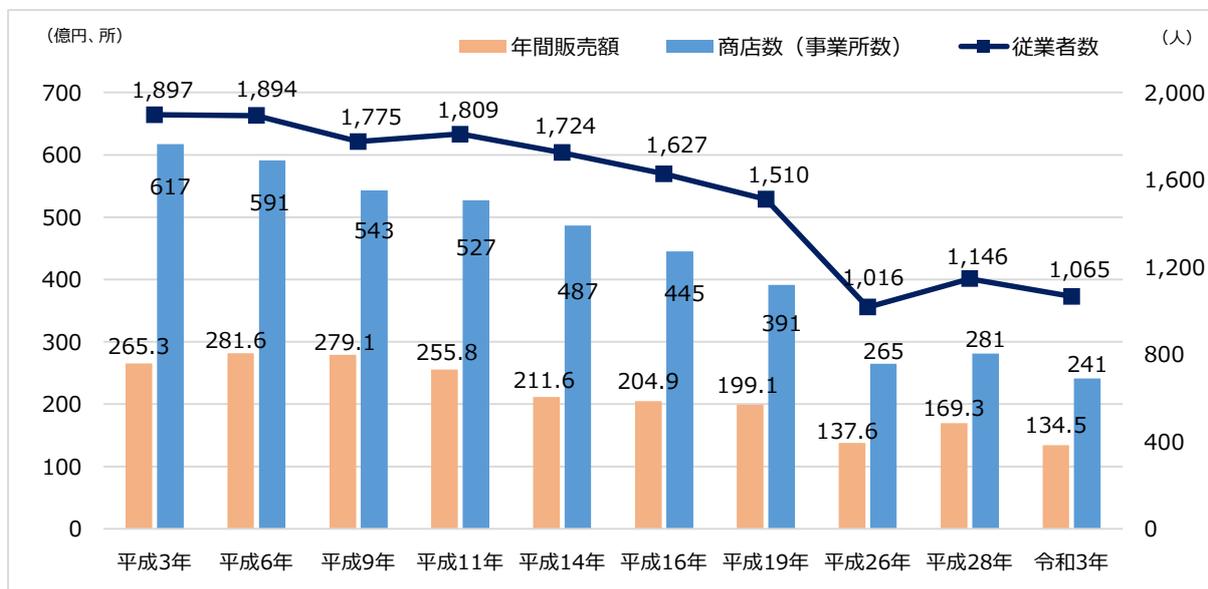
本町の製造品出荷額は、平成20年以降減少傾向にあり、近年はより顕著になっています。従業者数や事業所数も同様に減少傾向にありますが、近年の事業所数はほぼ横ばいで推移しています。



出典：工業統計調査（平成20年～令和元年）、経済構造実態調査（令和4、5年）

④商業

本町の年間販売額、商店数（事業所数）及び従業者数のいずれも減少傾向にあり、平成 3 年に 617 所あった商店数（事業所数）は令和 3 年には 241 所にまで減少しています。



出典：商業統計調査（平成 3 年～平成 26 年）、経済センサス（平成 28 年、令和 3 年）

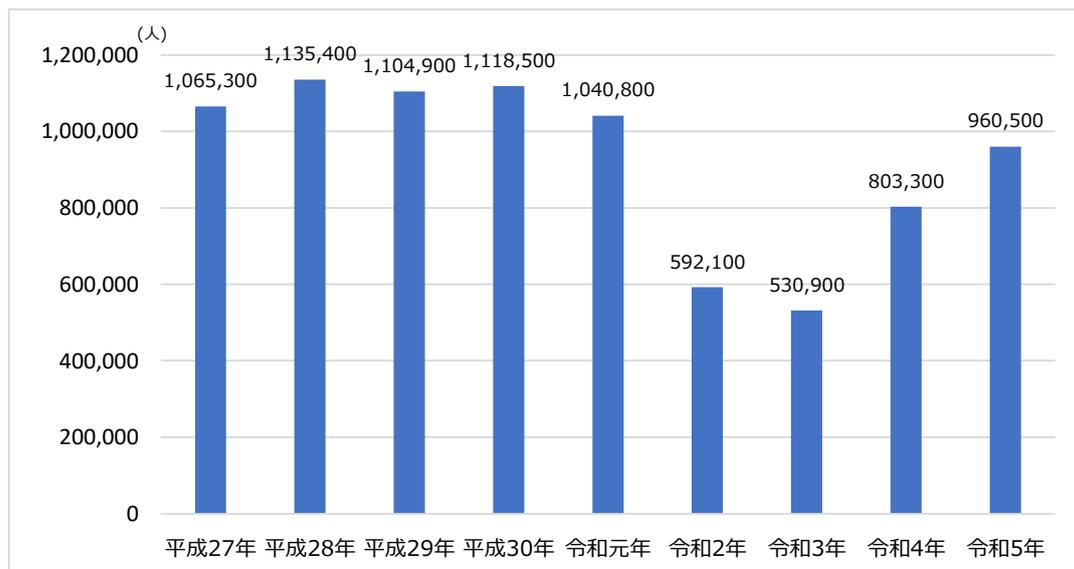
※調査の改定、変更により平成 19 年と平成 26 年の値（推移）は直接的に連動していない

⑤観光

本町には袋田の滝や温泉といった自然を生かした観光施設や、りんごや奥久慈しゃもといった特産品など、多くの観光資源を有しています。

本町の観光客数を見ると、令和元年頃までは年間110万人程度で推移していましたが、コロナ禍等の影響を受け、令和2年から令和3年には約半数にまで減少しました。しかし、近年は回復傾向に転じており、令和5年には年間96万人となっています。

■観光入込客数^{※1}の推移（大子町）



出典：茨城県観光客動態調査（平成27年～令和5年）

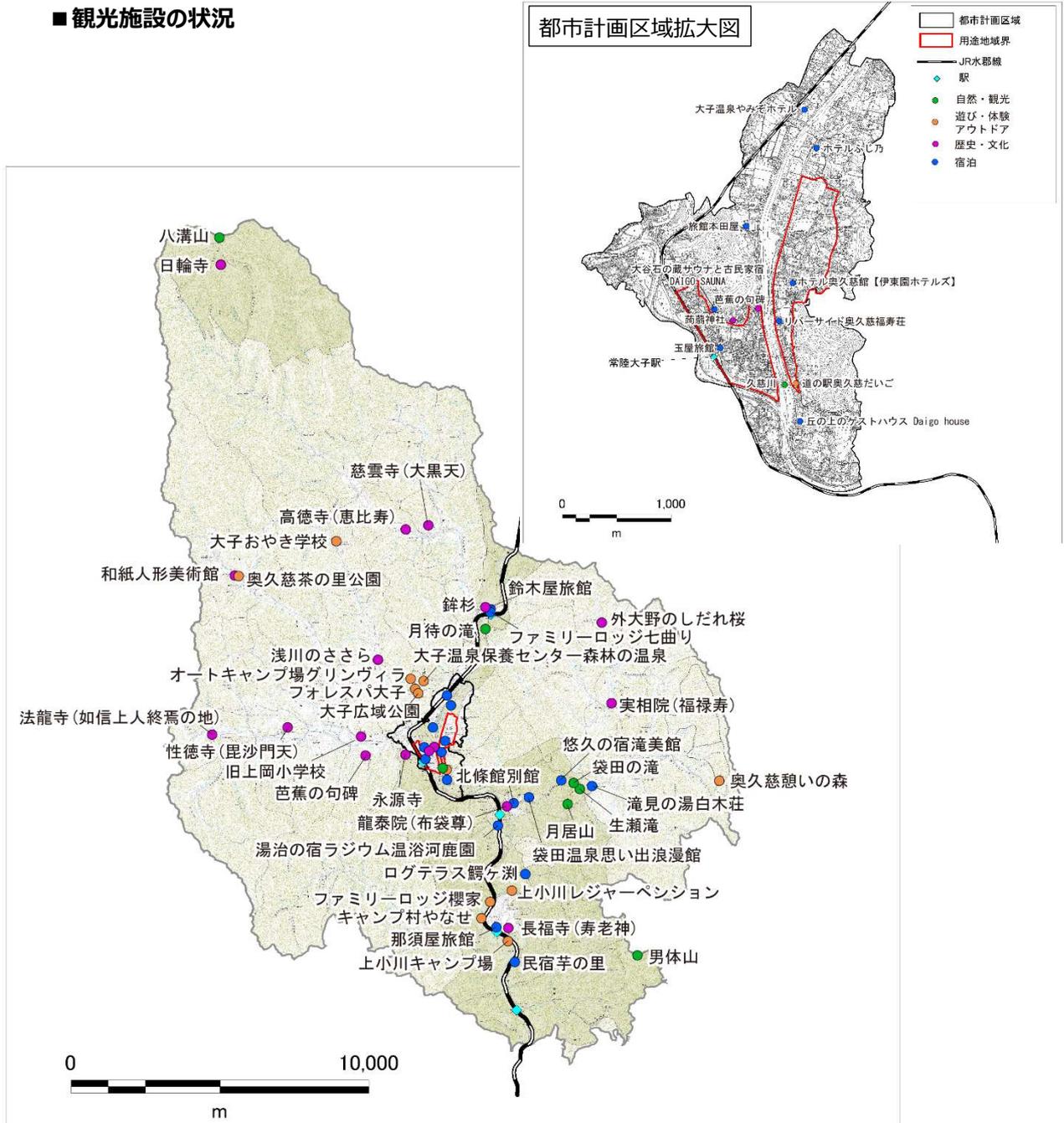
※1 【観光入込客】

日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者のことです。

※1 【観光入込客数】

都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値で、例えば1人の観光入込客が当該都道府県内の複数の観光地点を訪れたとしても1人・回と数えます。

■ 観光施設の状況

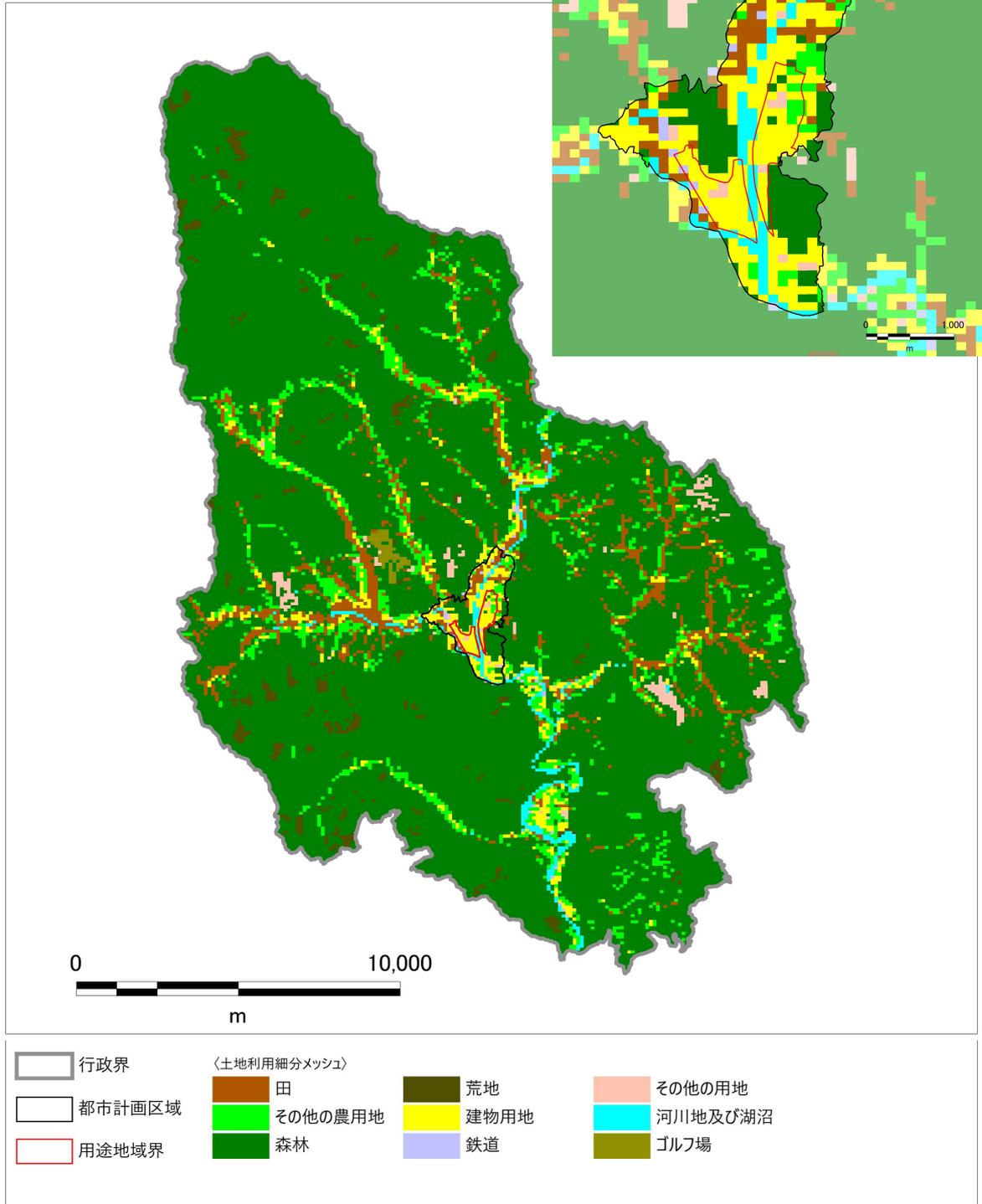


出典：大子町観光協会 HP 及び町資料（令和 7 年 4 月時点）

(5) 土地利用

土地利用を見ると、町域の大部分が森林となっています。河川沿いに市街地が形成され、その周辺に農用地や田が広がっています。

■ 土地利用細分メッシュ (町全体)



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ（令和3年）を基に作成

(6) 道路・交通

①一般道路

本町の主要な道路網としては、国道が2路線あります。国道118号が南北に縦断、国道461号が東西に横断しており、周辺の都市と結ばれています。

そのほか、主要地方道が5路線、一般県道が12路線あります。

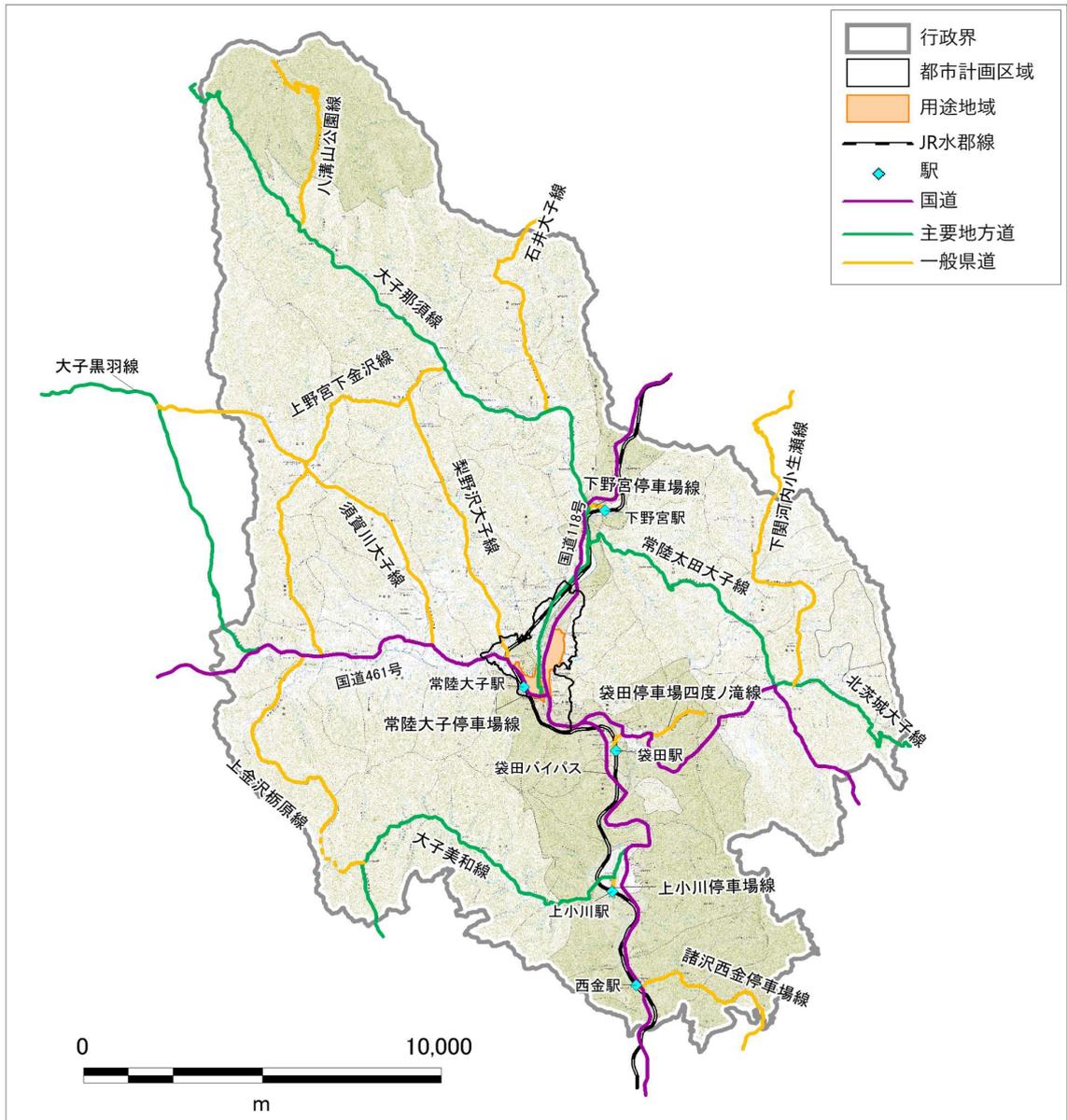
■一般道路の状況

種別	道路名称	総延長	重用延長※	実延長の内訳					
				実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	
一般国道	国道118号	26,194	670	25,524	24,234	94.95	25,524	100.00	
	国道461号	24,076	3,388	20,688	20,436	98.78	20,688	100.00	
	計	50,270	4,058	46,212	44,670	96.66	46,212	100.00	
県道	主要地方道	大子黒羽線	1,273	0	1,273	1,273	100.00	1,273	100.00
		北茨城大子線	5,215	0	5,215	5,215	100.00	5,215	100.00
		大子那須線	24,698	0	24,698	16,496	66.79	24,441	98.96
		大子美和線	12,015	0	12,015	7,958	66.23	12,015	100.00
		常陸太田大子線	11,882	3,542	8,340	7,480	89.69	8,340	100.00
		計	55,083	3,542	51,541	38,422	74.55	51,284	99.50
	一般県道	上金沢栃原線	9,887	0	9,887	5,557	56.21	6,705	67.82
		上野宮下金沢線	12,391	0	12,391	10,821	87.33	12,379	99.90
		梨野沢大子線	9,076	597	8,479	8,272	97.56	8,479	100.00
		下関河内小生瀬線	7,296	0	7,296	7,255	99.44	7,296	100.00
		石井大子線	6,443	0	6,443	3,950	61.31	6,443	100.00
		須賀川大子線	10,018	236	9,782	9,446	96.57	9,782	100.00
		八溝山公園線	7,585	0	7,585	6,777	89.35	7,585	100.00
		諸沢西金停車場線	5,001	19	4,982	3,169	63.61	4,982	100.00
		上小川停車場線	381	0	381	105	27.56	381	100.00
		袋田停車場四度ノ滝線	2,887	795	2,092	1,048	50.10	2,092	100.00
		常陸大子停車場線	569	569	0	0	0.00	0	0.00
		下野宮停車場線	547	0	547	0	0.00	547	100.00
		計	72,081	2,216	69,865	56,400	80.73	66,671	95.43
		総計		177,434	9,816	167,618	139,492	83.22	164,167

出典：茨城県道路現況調査（令和5年3月）

※重用延長：他路線と重複する区間分の延長

■ 道路網（国県道）



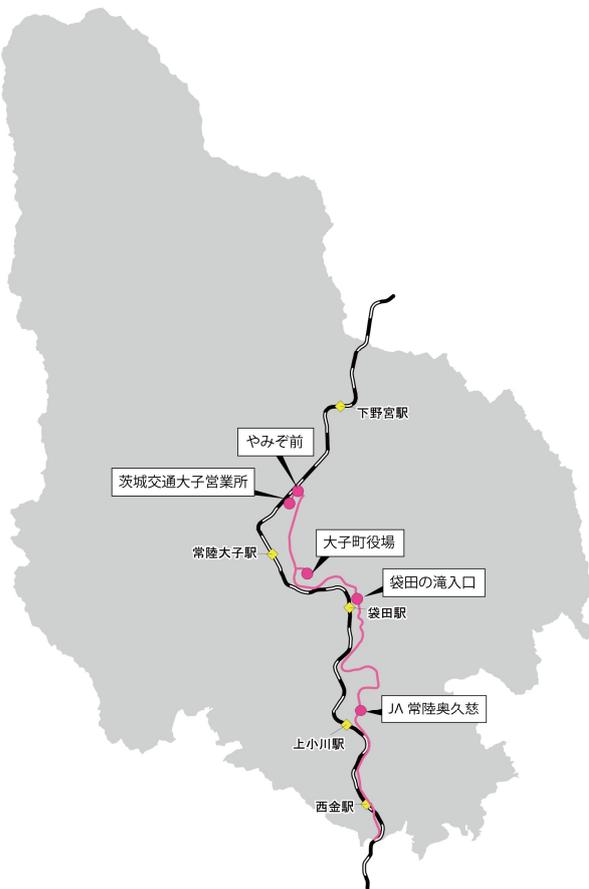
②公共交通

本町の公共交通としては、町の中央を JR 水郡線が縦断しており、水戸と郡山を結んでいます。町内には西金駅、上小川駅、袋田駅、常陸大子駅、下野宮駅の 5 つの駅があります。

また、茨城交通による路線バスが運行されているほか、町民無料バス「みどり号」、東京駅間の高速バスが運行されています。

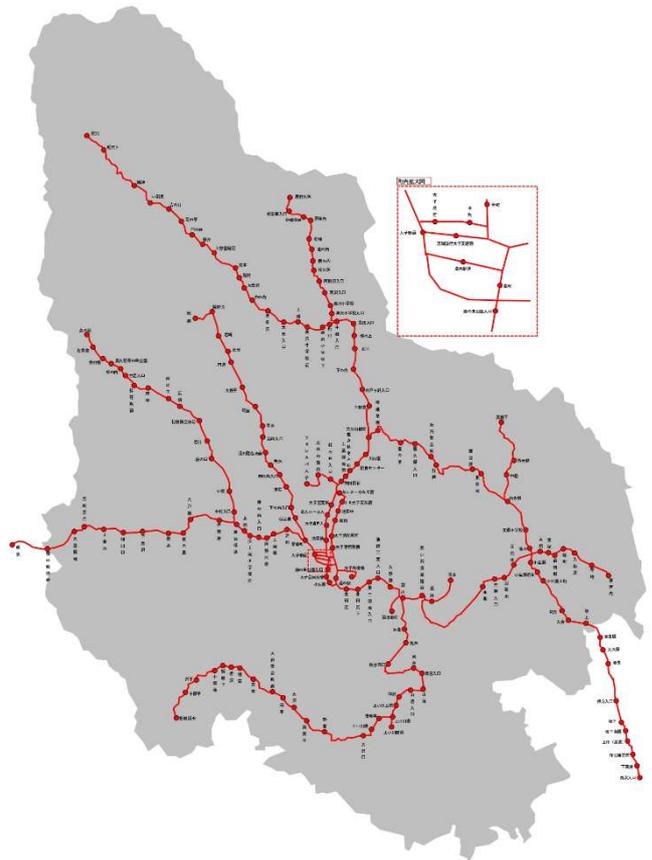
さらに、持続可能な公共交通体系の再構築に係る新たな移動手段として、AI 乗合タクシー及びカーシェアリングが令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの実証実験を経て、令和 3 年 10 月 1 日から本格稼働しています。

■ JR 水郡線・茨城交通高速バス路線概要図



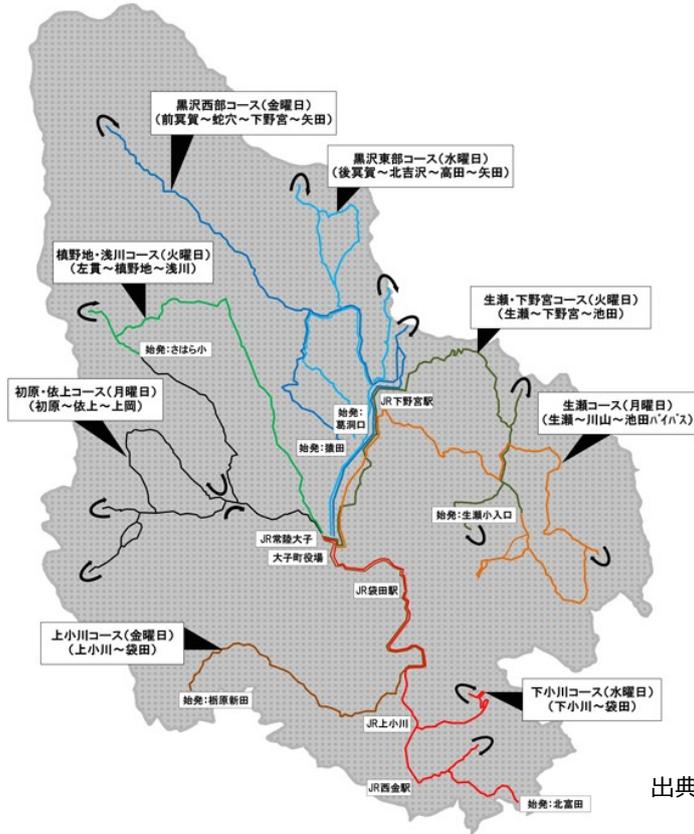
出典：茨城交通ホームページを基に作成（令和 6 年 7 月時点）

■ 路線バス路線概要図



出典：大子町ホームページ（令和 6 年 7 月時点）

■みどり号（町民無料バス）路線概要図



出典：大子町ホームページ（令和6年7月時点）

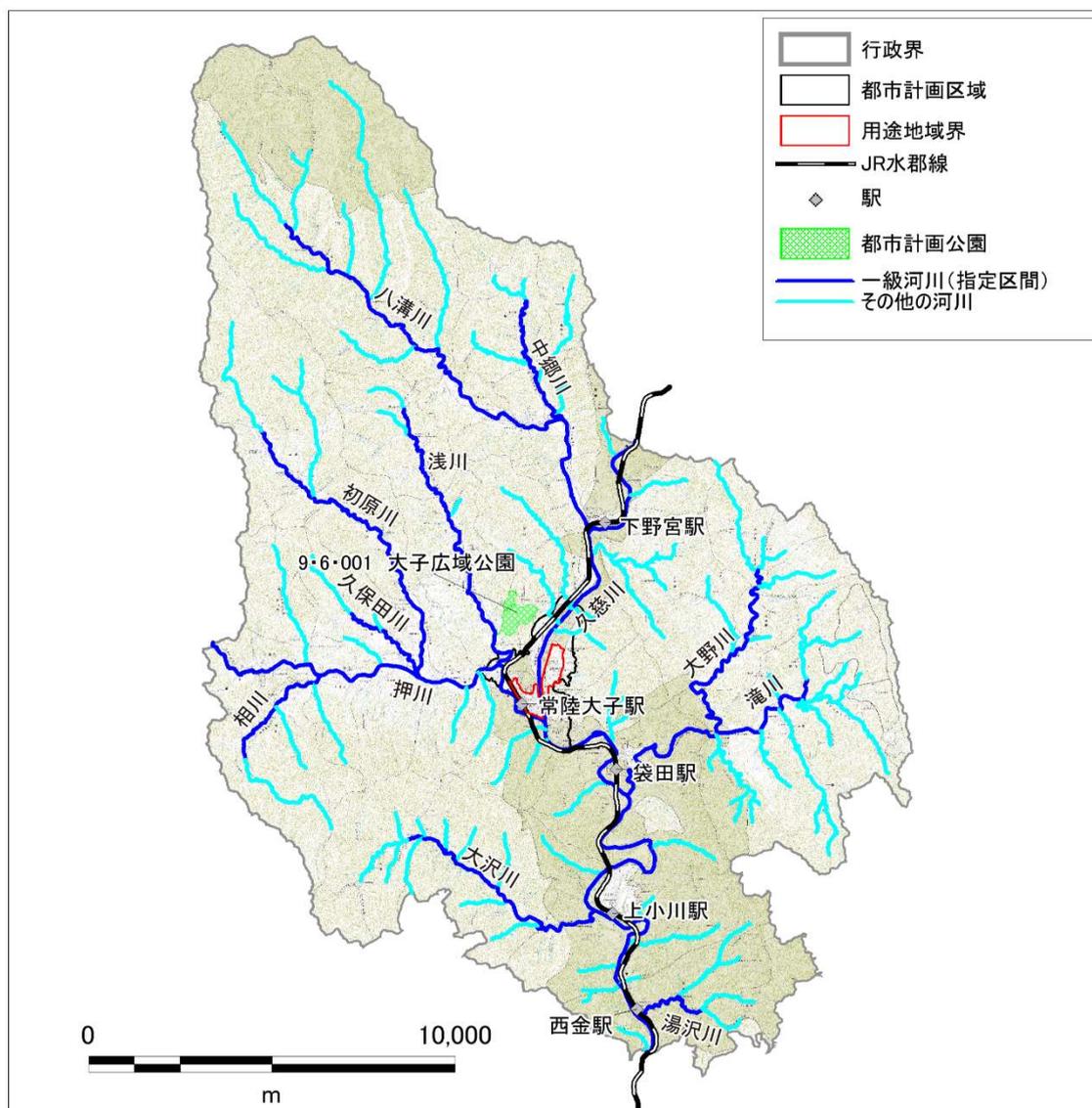
(7) 公園

本町には、都市計画決定（都市計画公園^{※1}）されており、かつ都市公園法に基づく公園（都市公園）である大子広域公園が位置しています。

(8) 河川・湖沼

本町には、町の中央部を縦断する久慈川や、町の西側から久慈川に注ぐ押川などの一級河川が 12 河川あります。

■公園・河川の状況



出典：都市計画基礎調査（平成 29 年）、国土数値情報 河川（平成 20 年）

※1 【都市計画公園】

都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号で定められる施設です。

(9) 公共公益施設

町内では、都市計画区域内に町役場や中央公民館、学校等の公共施設に加え、医療施設、高齢者福祉施設、商業施設といった公共公益施設が集積しています。また、都市計画区域外においては、集会所や駐在所、学校、高齢者福祉施設等が点在しています。

そのほか、町内には中学校が4校ありましたが、令和7年4月1日に、大子西中学校、南中学校、生瀬中学校が大子中学校へ統合されたことにより、町内の中学校は1校となりました。

■ 公共施設の状況

名称	所在地	名称	所在地
大子町役場（包括支援センター）	北田気	上野宮第二集会所	上野宮
大子合同庁舎	大子	北吉沢集会所	北吉沢
大子警察署	池田	上金沢集会所	上金沢
大子警察署依上駐在所	下金沢	相川集会所	相川
大子警察署下野宮駐在所	下野宮	芦野倉集会所	芦野倉
大子警察署頃藤駐在所	頃藤	初原集会所	初原
大子警察署左貴駐在所	左貴	左貴本郷田園都市センター	左貴
大子警察署小生瀬駐在所	小生瀬	榎野地生活改善センター	榎野地
大子警察署袋田駐在所	袋田	小生瀬下区集会所	小生瀬
大子警察署町付駐在所	町付	高柴集会所	高柴
大子町消防署	池田	内大野集会所	内大野
中央公民館（リフレッシュセンター）	池田	外大野集会所	外大野
大子町文化福祉会館「まいん」	大子	大生瀬坂西集会所	大生瀬
宮川コミュニティセンター	川山	仲沢集会所	頃藤
袋田コミュニティセンター	袋田	頃藤西一集会所	頃藤
袋田地域防災センター	袋田	大沢集会所	大沢
黒沢コミュニティセンター	町付	栃原集会所	栃原
依上コミュニティセンター	下金沢	湯沢集会所	西金
佐原コミュニティセンター	左貴	保健センター	大子
生瀬コミュニティセンター	高柴	衛生センター	南田気
上小川コミュニティセンター	頃藤	環境センター	袋田
下小川コミュニティセンター	西金	図書館「プチ・ソフィア」	池田
浅川集会所	浅川	学校給食センター	川山
上岡集会所	上岡	大子浄水場	下野宮
山田集会所	山田	大子町斎場	川山
高田集会所	高田	依上小学	下金沢
下野宮集会所	下野宮	袋田小学校	袋田
下野宮郷集会所	下野宮	上小川小学校	頃藤
下野宮東区集会所	下野宮	生瀬小学校	高柴
川山集会所	川山	さはら小学校	左貴
矢田集落センター	矢田	だいご小学校	大子
南田気集会所	南田気	大子中学校	池田
北田気集会所	北田気	大子清流高等学校	大子
池田集会所（教育支援センター）	池田	大子特別支援学校	頃藤
松沼集会所	池田	大子幼稚園	大子
上郷生活改善センター	上郷	頃藤保育所	頃藤
中郷集会所	中郷	小生瀬保育所	小生瀬
上野宮下組集会所	上野宮	西保育所	芦野倉
上野宮第一集会所	上野宮		

出典：国土数値情報 公共施設（平成18年）・市町村役場及び公的集会所施設（令和4年）、大子町公共施設等総合管理計画（令和4年3月）、大子町HP（令和6年7月時点）、茨城県警察HP（令和6年7月時点）、各学校HP（令和6年7月時点）を基に作成

(10) 文化財

本町の文化財は、国指定文化財が 1 件、国登録文化財が 23 件、県指定文化財が 6 件、町指定文化財が 23 件あります。また、県内各地における国選択文化財が 6 件ありますが、本町に関連するものとして、「お枅廻しの習俗」があります。

■文化財の状況

名称	区分	種別	所在地
お枅廻しの習俗	国選択	無形民俗文化財	下野宮、大生瀬
旧黒沢中学校	国登録有形	歴史的建造物	上郷 2 6 0 4 ほか
旧樋口病院入院棟	国登録有形	歴史的建造物	大子 7 0 5
大子カフェ店舗兼主屋	国登録有形	歴史的建造物	大子 6 8 9
大子カフェ土蔵	国登録有形	歴史的建造物	大子 6 8 7 - 2
旧上岡小学校	国登録有形	歴史的建造物	上岡 9 5 7 - 3
旧初原小学校	国登録有形	歴史的建造物	初原 9 6 0
旧西金小学校	国登録有形	歴史的建造物	西金 2 5 0
旧浅川小学校	国登録有形	歴史的建造物	浅川 1 2 5 3
旧槇野地小学校	国登録有形	歴史的建造物	槇野地 2 4 6 9
旧外池呉服店店舗（器而庵）	国登録有形	歴史的建造物	大子 6 2 4
旧大子銀行本店（まちかど美術館）	国登録有形	歴史的建造物	大子 6 4 2 - 2
常陸大子のコンニャク栽培用具及び加工用具	国登録	有形民俗文化財	川山 9 7 9 - 1（宮川コミュニティセンター）
袋田の滝及び生瀬滝	国指定	名勝	袋田字日向山・字大北
浅川獅子頭	県指定	彫刻	浅川 3 9 0 3（熊野神社）
浅川のささら	県指定	無形民俗文化財	浅川 3 9 0 3（熊野神社）
袋田瀧	県指定	名勝	袋田字滝本ほか
銚スギ	県指定	天然記念物	下野宮 1 6 2 6（近津神社）
文武館跡のケヤキ	県指定	天然記念物	大子 5 5 4（だいで小学校）
外大野のシダレザクラ	県指定	天然記念物	外大野 1 3 1 2
大子那須楮（だいでなすこうぞ）	町指定	無形文化財	－
大子漆（だいでうるし）	町指定	無形文化財	－
高德寺山門	町指定	建造物	上郷 2 0 5 6（高德寺）
大雲寺観音堂	町指定	建造物	中郷 1 2 7 4
涅槃図	町指定	絵画	上郷 2 0 5 6（高德寺）
木造阿弥陀如来坐像	町指定	彫刻	浅川 2 7 5 7（安楽院常照寺 廃寺）
木造聖徳太子立像	町指定	彫刻	上金沢 1 6 8 4 - 3（法龍寺）
塑造如信上人坐像	町指定	彫刻	上金沢 1 6 8 4 - 3（法龍寺）
木造観音菩薩坐像	町指定	彫刻	下金沢 2 9 2（性徳寺）
仲山古墳群 3 号墳出土遺物	町指定	考古資料	池田 2 6 6 9（大子町立中央公民館）
道祖神碑	町指定	有形民俗文化財	栃原 2 5
庚申供養塔	町指定	有形民俗文化財	池田 1 6 4 3
文武館文庫	町指定	史跡	大子 5 5 8 ほか（だいで小学校）
鏡城址	町指定	史跡	池田 1 0 6 9 - 1
上岡古墳群	町指定	史跡	上岡 1 1 2 6、1 1 2 9
如信上人終焉の地	町指定	史跡	上金沢 1 6 8 4 - 3（法龍寺）
文武館跡のけやき群	町指定	天然記念物	大子 5 5 4 ほか
だき灯籠の杉	町指定	天然記念物	初原 3 2 9（鹿島神社）
ヒメザセンソウの群落	町指定	天然記念物	南田気 2（王子神社）
サクラソウの群落	町指定	天然記念物	初原 2 2 9 4 - 1 ほか
法龍寺のかや	町指定	天然記念物	上金沢 1 6 8 4 - 3（法龍寺）
小生瀬地蔵桜	町指定	天然記念物	小生瀬 3 8 2 7 - 1
近津神社の中田植	町指定	無形民俗文化財	下野宮 1 6 2 6（近津神社）

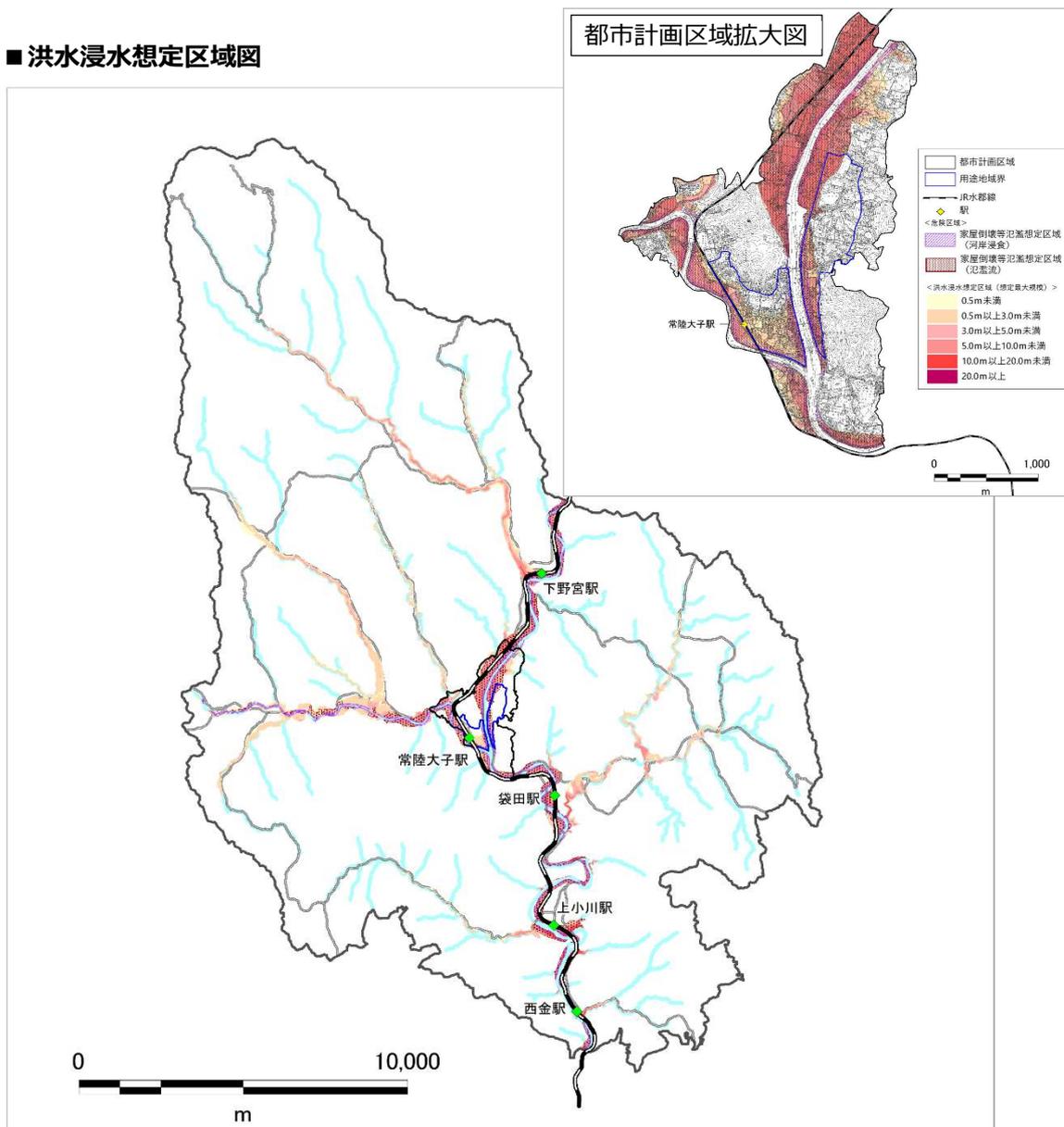
出典：大子町文化遺産 HP（令和 6 年 7 月時点）及び町資料（令和 7 年 4 月時点）
 ※旧上岡、初原、西金、浅川小学校と旧黒沢中学校は、複数の文化財が個別に指定されているが、表中ではまとめて記載しているため、本文中の文化財の件数とは一致しない

(11) 防災

① 洪水浸水指定区域の指定状況

久慈川水系の久慈川と押川に洪水浸水想定区域^{※1}が指定されています。久慈川と押川に挟まれた常陸大子駅周辺の市街地の大部分において 3.0m未滿の浸水が想定されています。また、久慈川沿いの大部分や JR 水郡線の線路より西側の部分では、家屋倒壊等氾濫想定区域^{※2}が指定されています。

■ 洪水浸水想定区域図



出典：茨城県常陸大宮土木事務所資料を基に作成

※1 【洪水浸水想定区域】

水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域のことです。

※2 【家屋倒壊等氾濫想定区域】

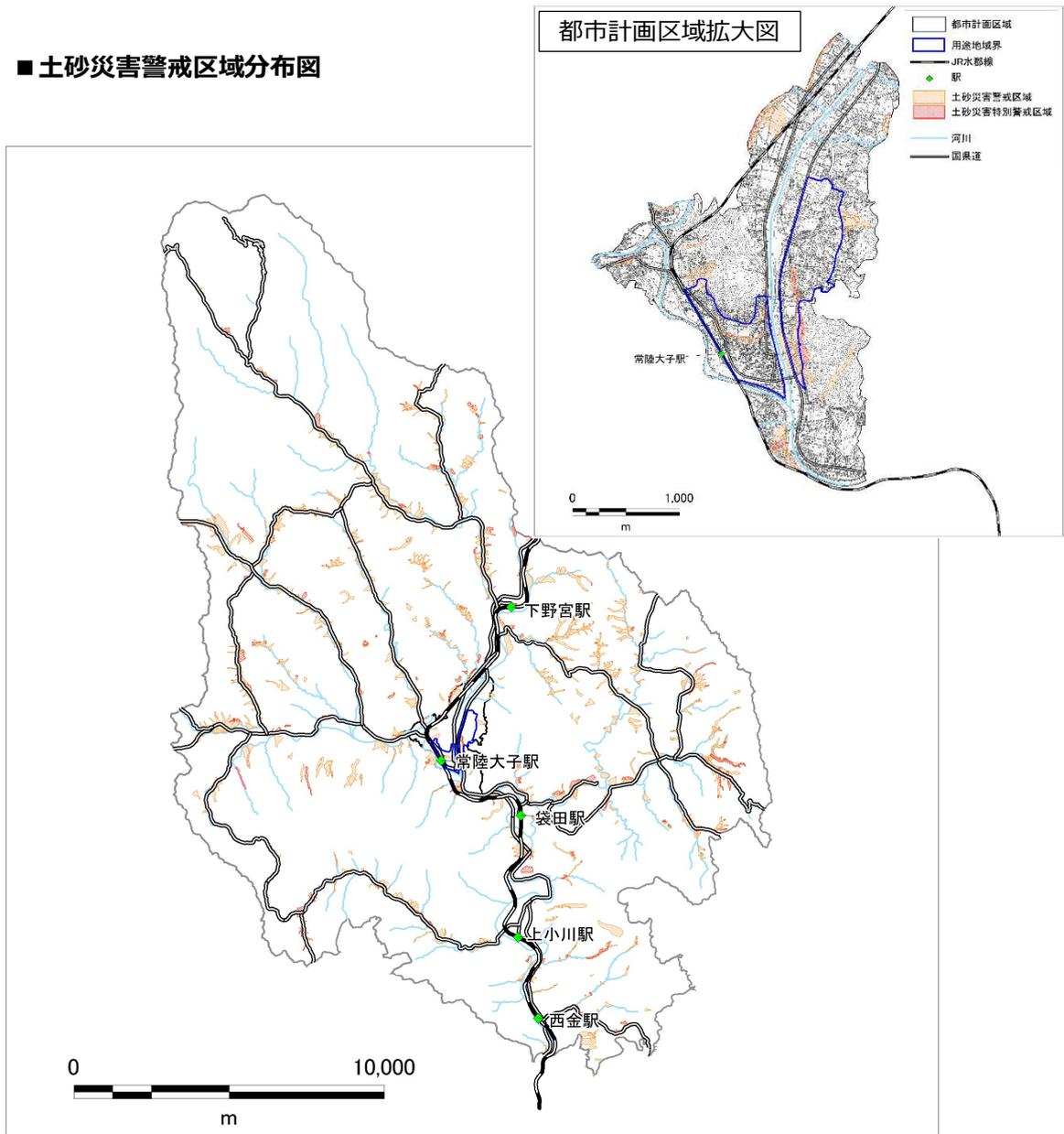
洪水時に家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲を指します。

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流が発生するおそれがある範囲
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸浸食が発生するおそれがある範囲

②土砂災害警戒区域の指定状況

土砂災害警戒区域は、河川沿いの傾斜地を中心に町内に広く分布しています。都市計画区域内においては、常陸大子駅北部の傾斜地や国道 118 号から東側の傾斜地に土砂災害警戒区域^{※1} 及び土砂災害特別警戒区域^{※2} が指定されています。

■土砂災害警戒区域分布図



出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（令和 5 年）を基に作成

※1 【土砂災害警戒区域（イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

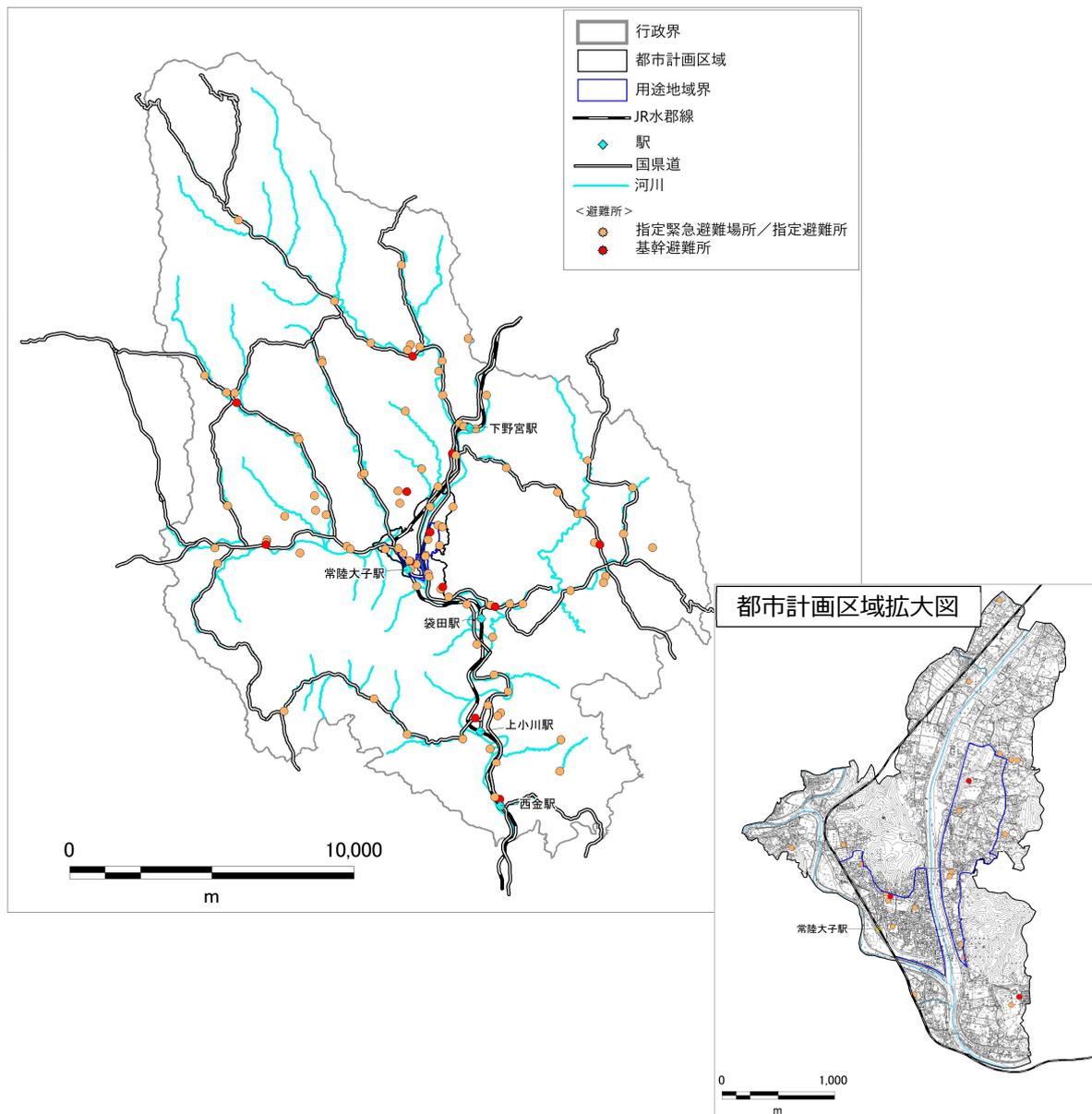
※2 【土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）】

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

③避難場所・避難所の状況

本町には、指定緊急避難場所^{※1}が110か所、民間協力による指定緊急避難場所が1か所、指定避難所^{※2}が29か所あります。29か所の指定避難所のうち12か所を基幹避難所として位置付け、地域の災害対応拠点として、災害時の町職員の常駐及び計画的な物資の備蓄を行うものとしています。

■避難所分布図



出典：大子町地域防災計画 資料編（令和2年）を基に作成

※1【指定緊急避難場所】

指定緊急避難場所とは、洪水、土砂災害等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全確保を目的とした施設です。

※2【指定避難所】

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設です。

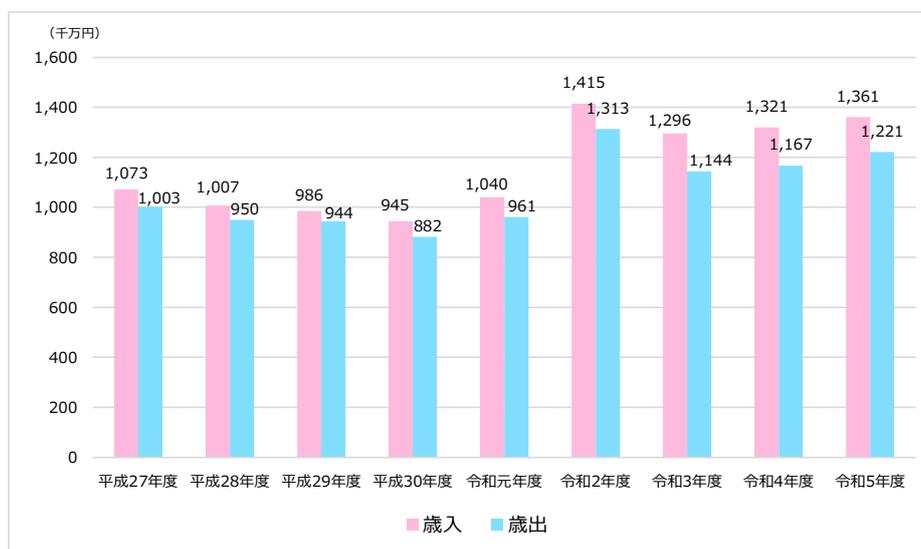
(12) 行財政

一般会計の歳入・歳出の推移をみると、平成 30 年度までは歳入、歳出ともに減少が続いていましたが、令和 2 年度に大きく増加し、令和 5 年度は歳入が 136 億円、歳出が 122 億円となっています。

全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合をみると、人件費、扶養費、公債費からなる義務的経費は令和 2 年度には大きく低下しましたが、その後やや増加し、令和 5 年度には 36.9%となっています。また、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費からなる投資的経費は、令和元年度までは低下が続いていましたが、令和 5 年度は 24.2%にまで上昇しています。

そのほか、大子町公共施設等総合管理計画（令和 4 年）によると、公共施設の将来更新費用について、今後 40 年間に、毎年 8.6 億円の不足が見込まれています。

■一般会計の歳入・歳出の推移



■全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合



出典：総務省 市町村決算カード

2. 都市計画の状況

(1) 都市計画区域

本町は、常陸大子駅周辺に小規模な市街地が形成され、町域の一部である 540ha（行政面積の 1.7%）が都市計画区域となっており、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）が定められていない非線引き都市です。

都市計画区域内の人口は 4,206 人（26.7%）、都市計画区域外の人口は 11,530 人（73.3%）となっています。

■ 区域区分別の面積・人口

区域区分	面積(ha)	人口(人)
大子町（行政区域）	32,576 100.0%	15,736 100.0%
都市計画区域	540 1.7%	4,206 26.7%
用途地域	93 17.2%	- -
白地地域	447 82.8%	- -
都市計画区域外	32,036 98.3%	11,530 73.3%

出典：都市計画基礎調査（令和 4 年）、国勢調査（令和 2 年）

(2) 用途地域等

都市計画区域のうち 17.2%である 93ha に用途地域が指定されており、一定のまとまりを持ったコンパクトな市街地が形成されています。

また、役場跡地について、防災道の駅等の整備により町の防災交流拠点とするため、用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更し、防災力及び賑わいあるまちづくりを進めています。

令和 6 年 3 月策定の立地適正化計画においては、常陸大子駅周辺を中心に居住誘導区域 (56.7ha) と都市機能誘導区域 (38.7ha) が定められています。

■ 用途地域の面積

	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	31	33.4%
第二種低層住居専用地域	0	0.0%
第一種中高層住居専用地域	15	16.2%
第二種中高層住居専用地域	0	0.0%
第一種住居地域	24	25.9%
第二種住居地域	9	9.5%
準住居地域	0	0.0%
田園住居地域	0	0.0%
近隣商業地域	7	7.6%
商業地域	7	7.4%
準工業地域	0	0.0%
工業地域	0	0.0%
工業専用地域	0	0.0%
計	93	100.0%

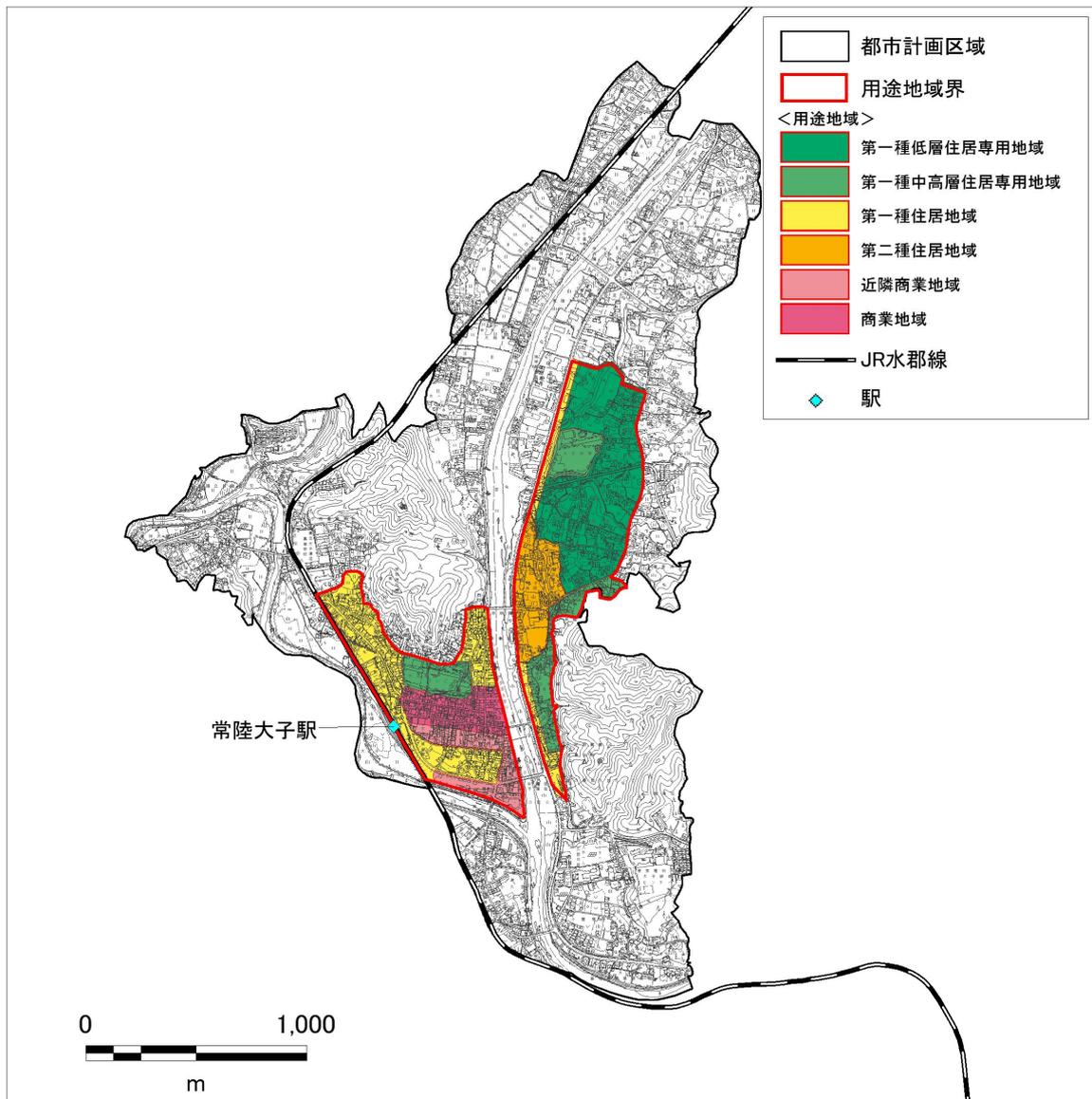
出典：大子町都市計画資料（令和 7 年 3 月）

■ 各種誘導区域（立地適正化計画）の面積

区域	面積(ha)	人口(人)
居住誘導区域	56.7	624
	61.0%	4.0%
都市機能誘導区域	38.7	468
	41.6%	3.0%
用途地域	93.0	—
	100.0%	—

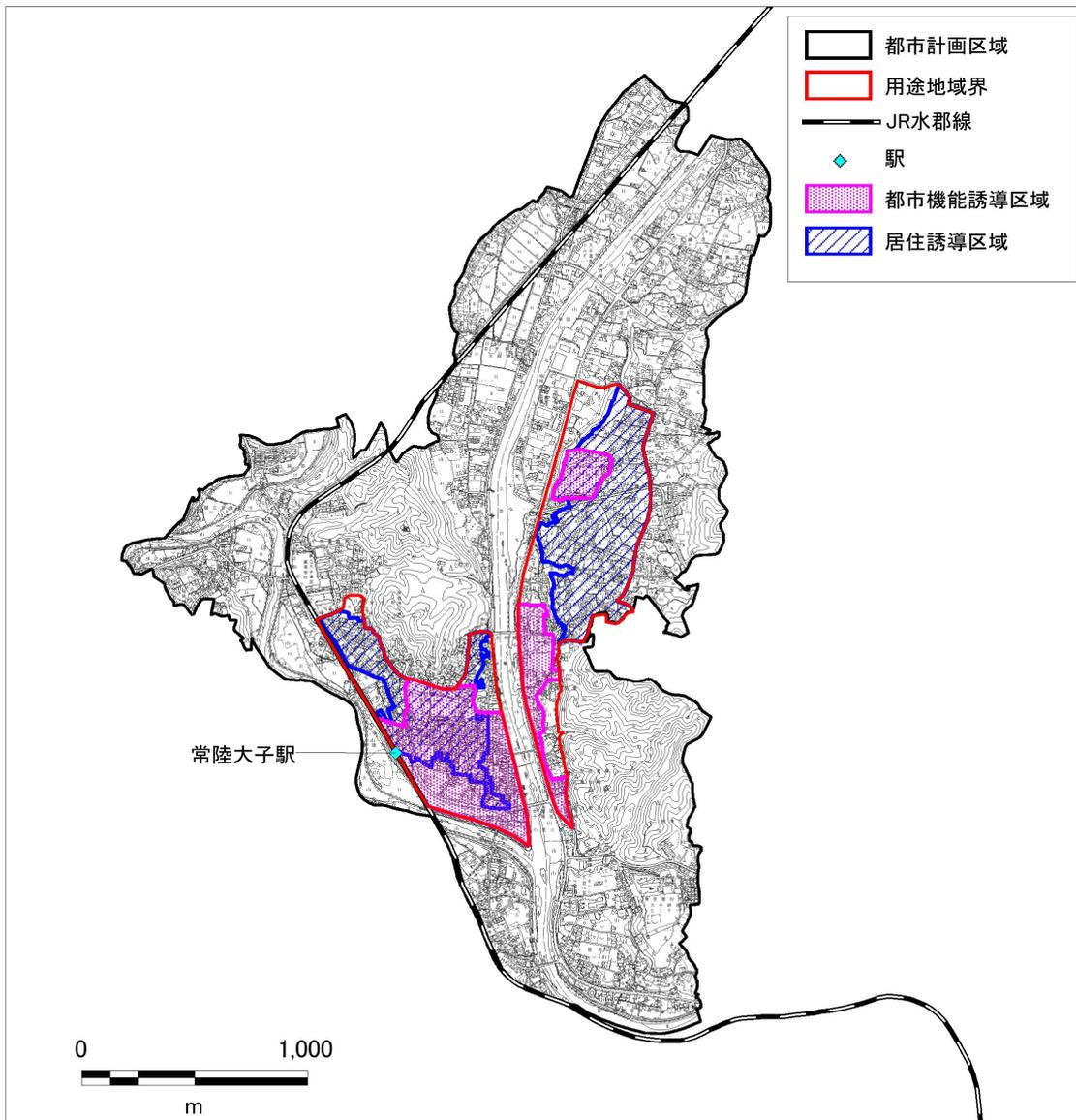
出典：大子町立地適正化計画（令和 6 年）

■用途地域図



出典：大子町都市計画資料を基に作成

■ 立地適正化計画における各種誘導区域図



出典：大子町都市計画資料を基に作成

(3) 地区計画

本町では、歩行空間の整備や魅力的なまちなみ景観の形成等により、生活拠点・観光拠点として中心市街地の活性化を図ることを目標とし、常陸大子駅周辺の用途地域内 39.1ha に大子駅前地区地区計画が指定されています。

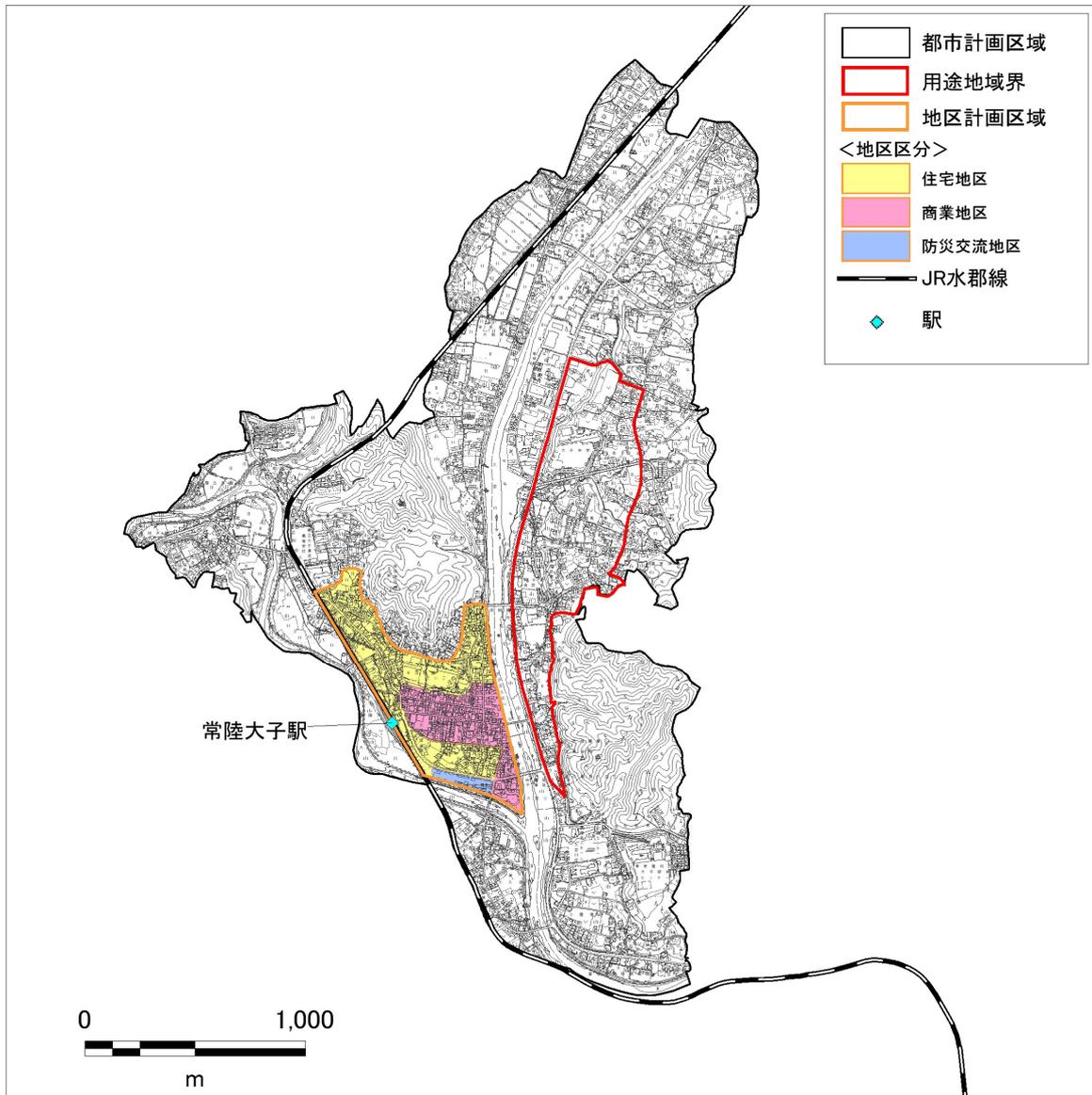
住宅地区、商業地区、防災交流地区に区分され、地区ごとに土地利用の方針や建築物の制限等が定められています。

■ 地区計画の概要

地区区分	面積 (ha)	土地利用の方針	建築物等に関する事項
地区計画区域	39.1 (100.0%)		
住宅地区	25.2 (64.4%)	中心市街地における居住機能と生活利便・交流機能が調和するまちづくりを行うため、生活環境の充実を図るとともに、景観等に配慮した閑静で良好な住宅地の形成を図る。	建築物の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限
商業地区	12.3 (31.5%)	生活商業地と観光商業地の融合を図り、活力ある中心拠点地区の形成を図る。	建築物の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限
防災交流地区	1.6 (4.1%)	防災力まちづくり及び賑わいのあるまちづくりを実現するために、防災拠点の形成を図る。	建築物の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限

出典：大子町都市計画資料（令和7年3月）

■地区計画図



出典：大子町都市計画資料を基に作成

(4) 土地利用

① 土地利用の状況

都市計画区域内の土地利用を見ると、常陸大子駅前及び国道 118 号沿いに商業用地が多く並び、その周辺に住宅用地が分布しています。

都市計画区域内のうち自然的土地利用が 54.6%、都市的土地利用が 45.4%であり、自然的土地利用の割合が高くなっています。自然的土地利用の中では山林の占める割合が高くなっています。

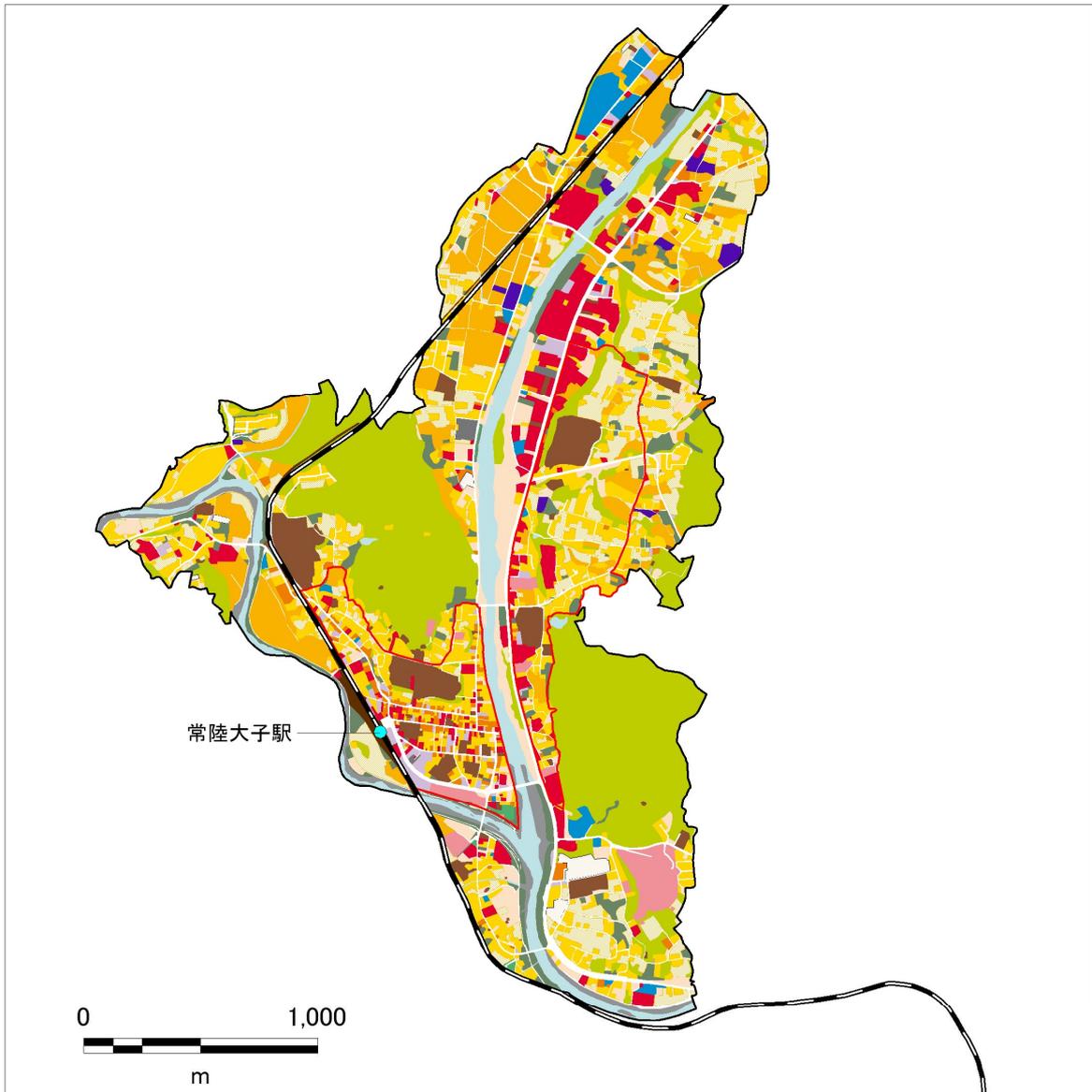
■ 土地利用分類

区域区分	面積	面積 (ha)						
		自然的土地利用						
		農地		山林	原野・ 牧・ 野・ 荒地・ 水面	その他 海浜等	計	
田	畑							
都市計画区域	540.0 (100.0%)	55.7 (10.3%)	49.8 (9.2%)	124.5 (23.1%)	24.3 (4.5%)	30.0 (5.6%)	10.3 (1.9%)	294.6 (54.6%)
用途地域	93.0 (100.0%)	5.4 (5.8%)	8.5 (9.1%)	6.2 (6.7%)	2.4 (2.6%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	22.5 (24.2%)
白地	447.0 (100.0%)	50.3 (11.3%)	41.3 (9.2%)	118.3 (26.5%)	21.9 (4.9%)	30.0 (6.7%)	10.3 (2.3%)	272.1 (60.9%)

区域区分	面積	面積 (ha)																	
		都市的土地利用																	
		住宅 用地	併用 住宅 用地	商業 用地	工業用地		運 輸 施 設 用 地	農 林 施 設 用 地	公 共 用 地	文 教 厚 生 用 地	・公園 ・緑地 空地	ゴルフ 場	太陽 光 発 電 施 設	その 他 の 空 地	防 衛 用 地	道 路 用 地	鉄 道 用 地	駐 車 場 用 地	計
工業 専用	工 専 以 外																		
都市計画区域	540.0 (100.0%)	84.1 (15.6%)	8.2 (1.5%)	31.0 (5.7%)	0.9 (0.2%)	6.2 (1.1%)	1.8 (0.3%)	3.4 (0.6%)	8.3 (1.5%)	21.7 (4.0%)	1.0 (0.2%)	0.0 (0.0%)	3.0 (0.6%)	26.5 (4.9%)	0.0 (0.0%)	37.6 (7.0%)	5.8 (1.1%)	5.9 (1.1%)	245.4 (45.4%)
用途地域	93.0 (100.0%)	24.9 (26.8%)	4.2 (4.5%)	9.3 (10.0%)	0.0 (0.0%)	0.2 (0.2%)	0.4 (0.4%)	0.2 (0.2%)	2.1 (2.3%)	11.9 (12.8%)	0.5 (0.5%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	4.0 (4.3%)	0.0 (0.0%)	8.9 (9.6%)	0.5 (0.5%)	3.4 (3.7%)	70.5 (75.8%)
白地	447.0 (100.0%)	59.2 (13.2%)	4.0 (0.9%)	21.7 (4.9%)	0.9 (0.2%)	6.0 (1.3%)	1.4 (0.3%)	3.2 (0.7%)	6.2 (1.4%)	9.8 (2.2%)	0.5 (0.1%)	0.0 (0.0%)	3.0 (0.7%)	22.5 (5.0%)	0.0 (0.0%)	28.7 (6.4%)	5.3 (1.2%)	2.5 (0.6%)	174.9 (39.1%)

出典：都市計画基礎調査（令和 4 年）

■ 土地利用現況図

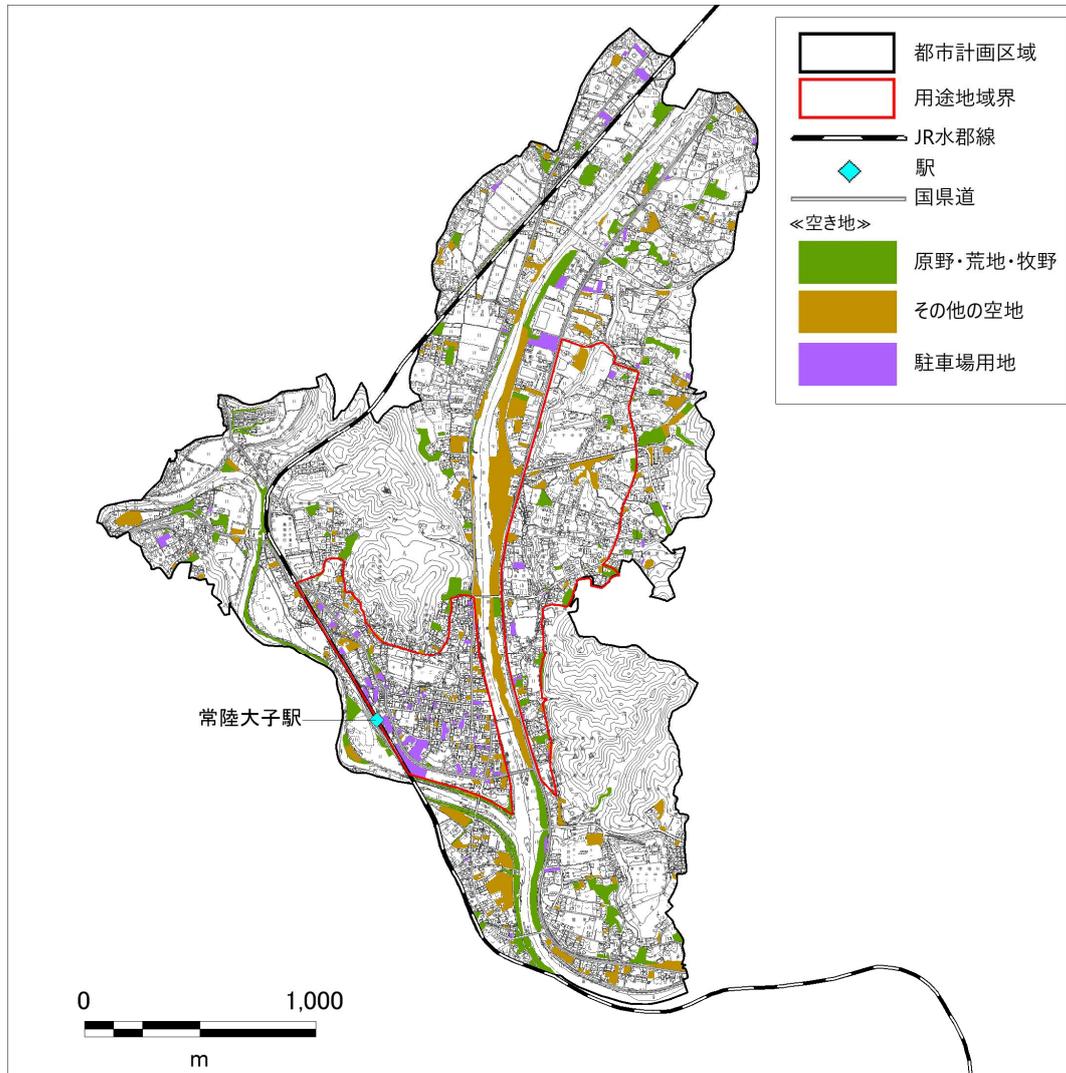


出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

②空き地の状況

常陸大子駅周辺の中心市街地には駐車場用地が多く分布しています。原野・荒地・牧野が河川沿いに多く分布しているほか、その他の空き地が都市計画区域内に広く点在しています。

■空き地の状況図



出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

③開発行為の状況

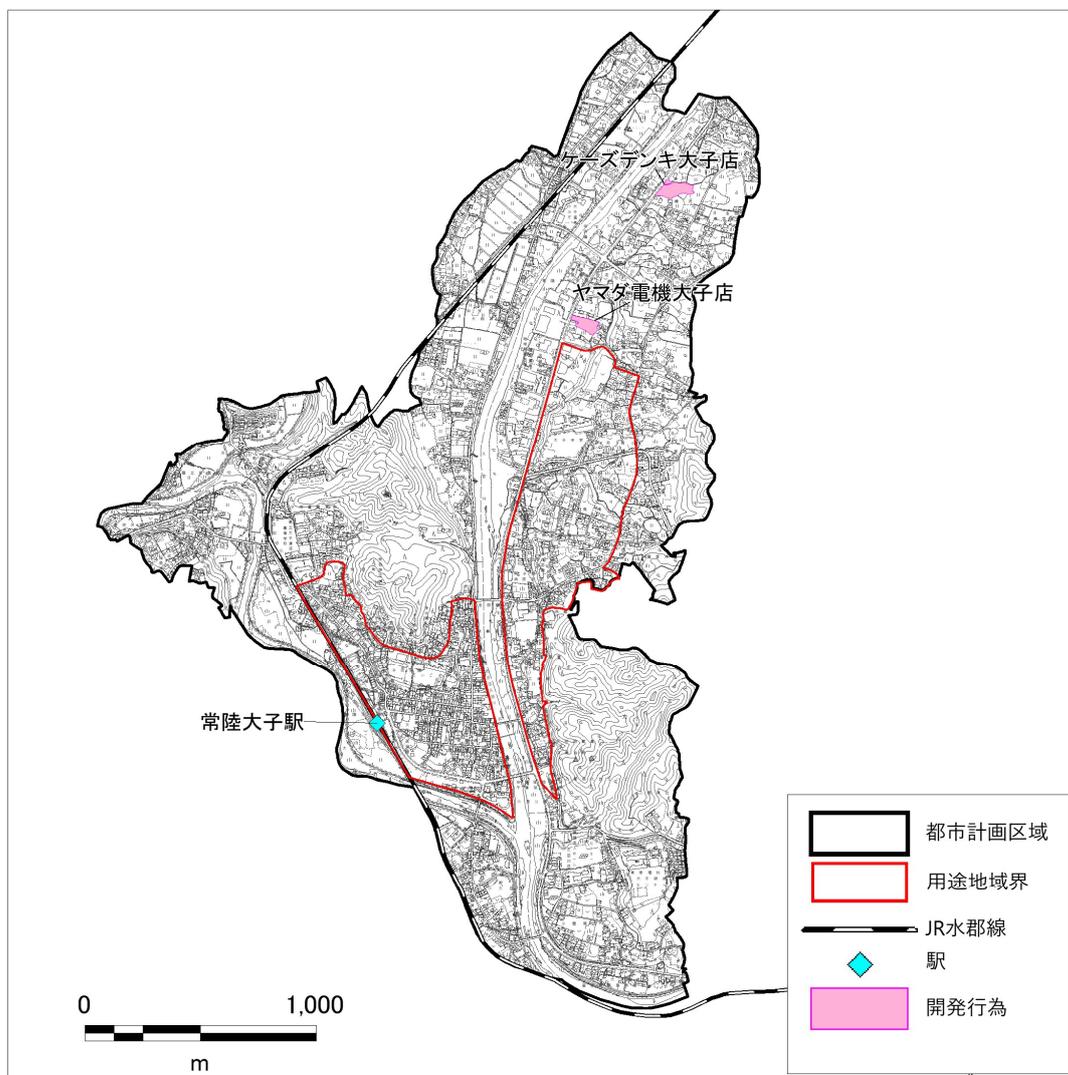
近年（平成 23 年 3 月以降）に行われた開発行為は 2 件あり、その内訳としては池田地区における商業・流通系開発が 2 件です。

■開発行為の状況表

地区名又は団地名	事業手法	事業種別	事業主体	事業着手 (年月日)	総面積 (ha)
池田	開発行為	商業・流通系	株式会社ヤマダ電機 (ヤマダ電機大子店)	H23.8.31	0.5
池田	開発行為	商業・流通系	日栄産業株式会社 (ケーズデンキ大子店)	H26.2.24	0.9

出典：都市計画基礎調査（令和 4 年）

■開発行為状況図



出典：都市計画基礎調査（令和 4 年）を基に作成

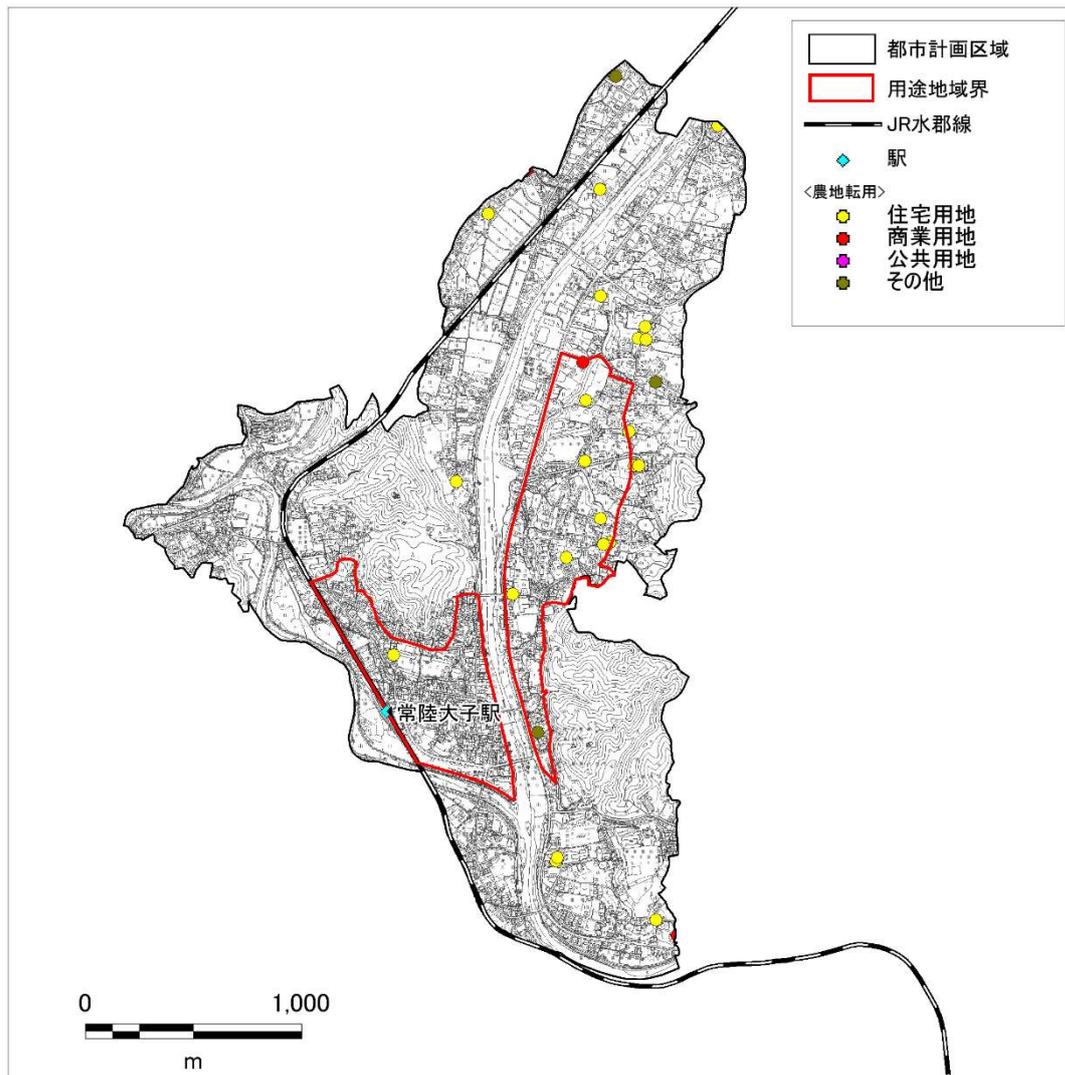
④農地転用の状況

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の農地転用の状況は、町全体では住宅用地への転用が多く 62 件、次いで商業用地が 19 件、公共用地が 1 件、その他が 68 件となっています。農地転用率をみると、都市計画区域内のうち特に用途地域内での転用の割合が高くなっています。

■農地転用の状況

区域区分	平成27年度～令和元年度の合計												農地 転用率
	住宅用地		商業用地		工業用地		公共用地		その他		合計		
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	
行政区域	62	2.94	19	1.64	0	0	1	0.01	68	11.93	150	16.52	0.5%
都市計画区域	30	1.28	2	0.12	0	0	0	0	3	0.12	35	1.52	1.3%
用途地域	11	0.51	1	0.11	0	0	0	0	1	0.01	13	0.63	4.3%
用途地域外	19	0.77	1	0.01	0	0	0	0	2	0.11	22	0.89	0.8%
都市計画区域外	32	1.66	17	1.52	0	0	1	0.01	65	11.81	115	15.00	0.4%

■平成 27 年度～令和元年度 農地転用状況図



出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

⑤新築動向の状況

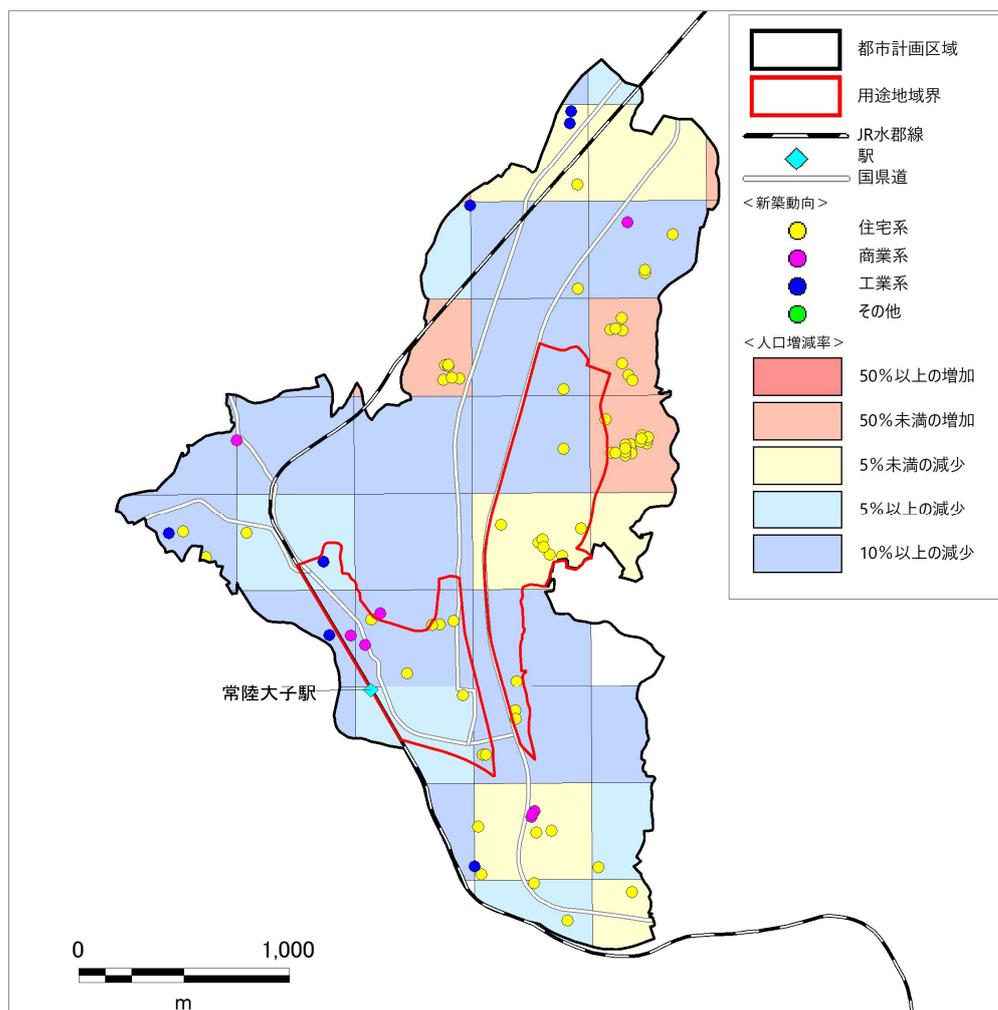
平成27年度から令和元年度までの5年間の新築動向としては、町全体では住居系の新築が多く88件、次いで商業系が16件、工業系が8件、その他が3件となっています。住居系及び工業系は都市計画区域内の新築が多くなっていますが、商業系は都市計画区域内と都市計画区域外への立地が同数となっており、分散傾向にあります。

■新築動向の状況

区域区分	平成27年度～令和元年度の合計									
	住居系		商業系		工業系		その他		合計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
行政区域	88	12,204	16	4,036	8	5,816	3	926	115	22,981
都市計画区域	81	10,259	8	1,517	8	5,816	0	0	97	17,592
用途地域	29	3,440	2	624	1	28	0	0	32	4,092
用途地域外	52	6,819	6	893	7	5,788	0	0	65	13,500
都市計画区域外	7	1,944	8	2,519	0	0	3	926	18	5,389

出典：都市計画基礎調査（令和4年）

■平成27年度～令和元年度 新築動向図



出典：国勢調査、都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

(5) 土地利用規制

①公園・緑地

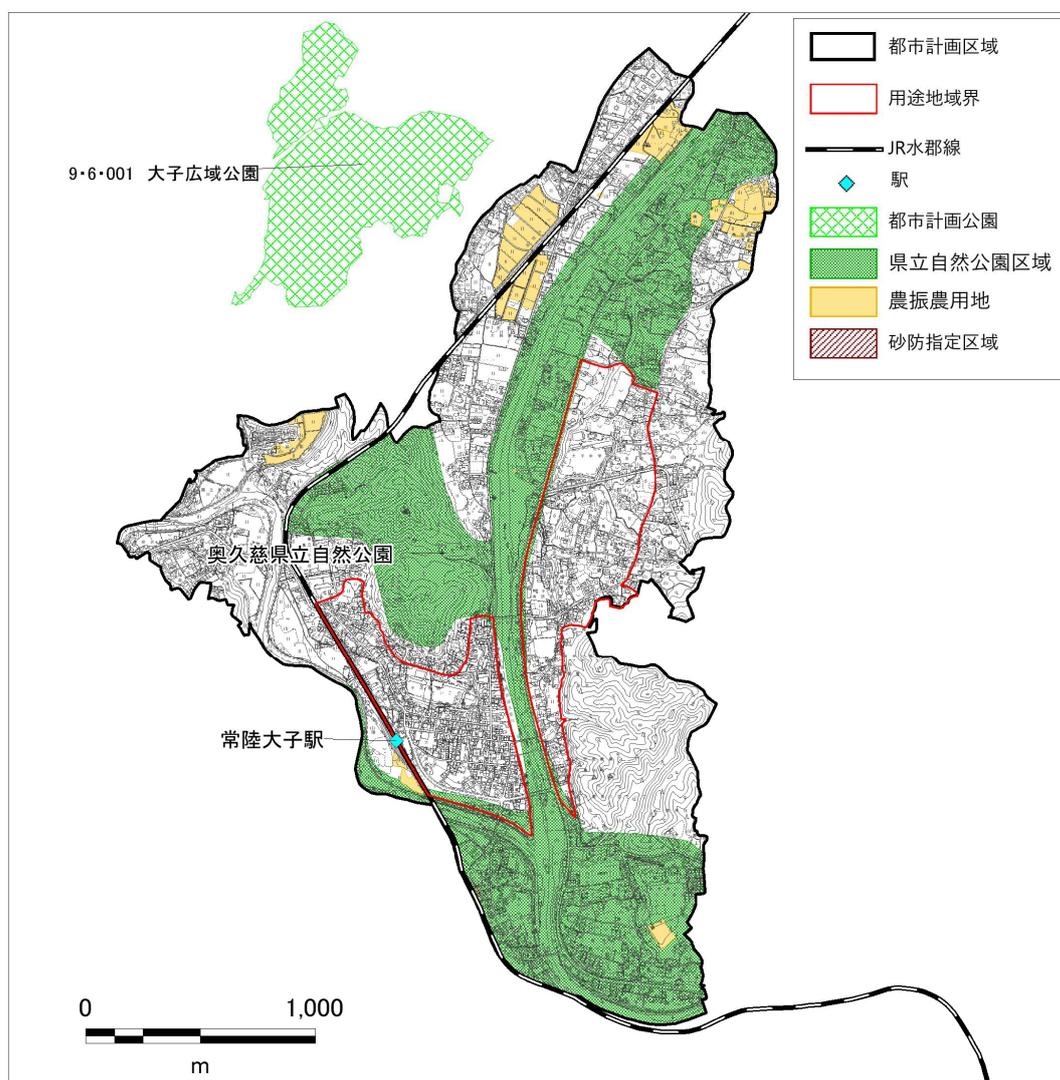
本町の都市計画区域内には奥久慈県立自然公園区域^{※1}が指定されています。

都市計画区域の西側には、都市計画決定（都市計画公園）されており、かつ都市公園法に基づく公園（都市公園）である大子広域公園が位置しています。

②農振農用地

本町の都市計画区域内では、北側の河川沿いに農振農用地が多く分布しています。

■法規制状況図



出典：都市計画基礎調査（令和4年）、町資料（令和7年4月）を基に作成

※1【県立自然公園】

茨城県立自然公園条例により定められた公園で、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」を目的とした一定の区域です。

(6) 都市計画道路

本町の都市計画道路としては、3・4・1 北田気高瀬線、3・4・3 大子中央通り線、3・5・6 高瀬上ノ内線、3・5・9 磯部滑石線の4路線が都市計画決定されています。そのうち、北田気高瀬線及び高瀬上ノ内線の2路線は進捗率 100%となっています。

番号・施設名	事業主体	幅員 (m)	延長 (m)				進捗率
			計画延長	うち改良済 ^{※1} (完成)	うち改良済 (暫定)	うち概成済 ^{※2}	
3・4・1 北田気高瀬線	県	16.0	2,100.0	2,100.0	—	—	100%
3・4・3 大子中央通り線	県	17.0	2,920.0	790.0	—	—	27%
3・5・6 高瀬上ノ内線	町	12.0	480.0	480.0	—	—	100%
3・5・9 磯部滑石線	県	14.0	740.0	630.0	—	110.0	85%

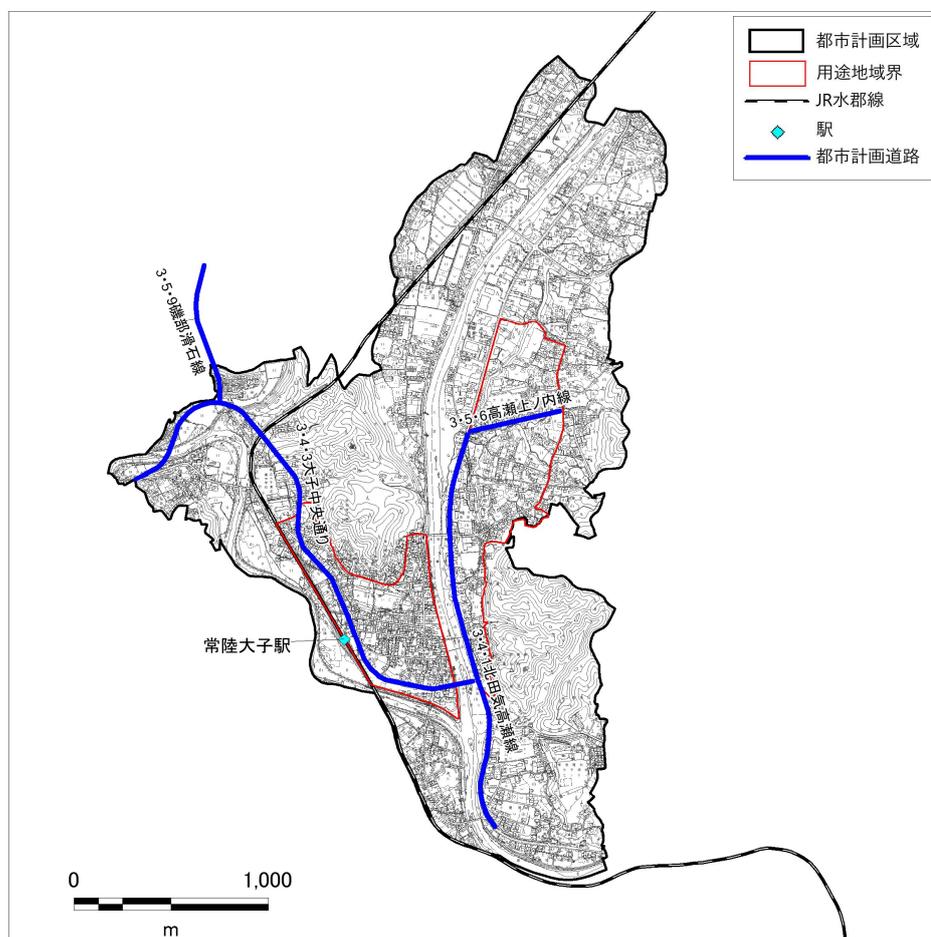
※1 【改良済】

道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長です。

※2 【概成済】

改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしている現道（概ね計画幅員の 2/3 以上又は 4 車線以上の幅員を有する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長です。

■ 都市計画道路配置図



出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

(7) 下水道

本町の污水排水は、都市計画決定された公共下水道、流域下水道はありませんが、処理は合併処理浄化槽によって行われており、令和5年度末における污水処理普及率は61.3%（処理人口9,074人）となっています。また、雨水排水については、都市計画区域内における常陸大子駅周辺から北部の山林周辺を排水区域とし、排水区域面積40.0ha、管渠延長640.0mの都市下水路があります。

(8) その他の供給処理施設

本町では都市計画決定された供給処理施設はありませんが、それに類する供給処理施設として、環境センター（ごみ処理施設）、衛生センター（し尿処理施設）、大子町斎場（火葬場）、大子浄水場等があります。

3. 上位・関連計画

(1) 第2次茨城県総合計画「新しい茨城」への挑戦（令和4年）

茨城の将来像

【基本理念】

活力があり、県民が日本一幸せな県

人口減少・超高齢社会を迎える中、ポストコロナをしっかりと見据え、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦します。

● チャレンジⅠ 新しい豊かさ

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指します。

- 1 質の高い雇用の創出
- 2 新産業育成と中小企業等の成長
- 3 強い農林水産業
- 4 デジタル茨城～新観光創生～
- 5 自然環境の保全・再生

● チャレンジⅡ 新しい安心安全

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます。

- 6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉
- 7 健康長寿日本一
- 8 障害のある人も暮らしやすい社会
- 9 安心して暮らせる社会
- 10 災害・危機に強い県づくり

● チャレンジⅢ 新しい人財育成

茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

- 11 次世代を担う「人財」
- 12 魅力ある教育環境
- 13 日本一、子どもを産み育てやすい県
- 14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城
- 15 自分らしく輝ける社会

● チャレンジⅣ 新しい夢・希望

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、県内外から選ばれる、魅力ある茨城(IBARAKI)づくりを推進します。

- 16 魅力発信 No.1 プロジェクト
- 17 世界に飛躍する茨城へ
- 18 若者を惹きつけるまちづくり
- 19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 20 活力を生むインフラと住み続けたいまち

【地域づくりの視点】

①地域が自主的・主体的に考える地域づくり

地域の振興は、地域住民、ボランティア、NPO など地域を良く知る方々が、地域の将来を我がこととして捉え、自主的・主体的に考えていくことが最も重要です。

県は、市町村はもとより、国や民間企業、関係団体などと緊密な連携を図りつつ、今後目指すべき方向性や目標、危機感を共有しながら地域づくりの取組を進めます。

②各地域の特色を踏まえた地域づくり

社会構造が大きく変化する中、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各地域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが重要です。

地理的条件、産業分野及び観光資源などの個性や特徴、魅力を活かし、創意工夫しながら、分野横断・地域連携・産業間連携により、地域の活性化を図り、持続可能な地域づくりを進めます。

③最先端技術を積極的に活用した地域づくり

デジタル技術の進歩によりこれまでにはなかった新事業や新サービスが創造される時代となっています。ICTやAIといった最先端技術は、産業や農業の生産性向上による競争力の強化や、労働力不足への対応、ニューノーマルへの対応など様々な地域課題に対する処方箋となる可能性を持っています。様々な分野への積極的な最先端技術の導入によって効率的に地域の活性化を図り、力強く発展する地域づくりを進めます。

④広域交通ネットワークを活用した交流の盛んな地域づくり

陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、地域の特徴を活かし相互に支え合い、交流の盛んな地域づくりを推進します。

【目指す将来像：県北地域】

○産業・観光の発展や交流促進の基盤となる広域交通ネットワークの整備により、豊かな自然環境を活かした観光、移住・二地域居住や、地域の歴史や芸術、伝統文化を活かした多彩な交流が活発に行われ、県北地域全域がゆとりと潤いのある魅力的な地域となっています。

○地域を支える人材の育成や地域外からの人材活用が図られ、主体的な地域づくり活動が展開され、活力があり持続可能な地域として発展しています。

○臨海部においては、地域を牽引する事業者が成長するなど、地域産業の競争力等の強化により地域経済が活性化し、雇用が創出されるとともに、山間部においては、環境に配慮した有機農業等の取組や林業の成長産業化に加え、地域資源を活用した観光との連携が進み、付加価値の高い農林水産業が展開されています。

(2) 茨城県都市計画マスタープラン（平成 21 年）

【都市づくりの基本理念】

次世代を育み、未来につながる「人が輝き、住みよい、活力ある」都市

【将来都市像】

- 誰もが輝き、誇りをもつことのできる都市
 - ・誰もが日々の生活や地域との繋がりにおいて、いきがいが感じられるまち
 - ・歴史や文化、自然などの地域資源を活用し、地域ブランドとして誇れるまち
- 機能を分担しあい、安心して暮らせる都市
 - ・商業、福祉、雇用の場などの都市機能が適正に配置され、役割分担し相互につながれた、安心して暮らせるまち
 - ・環境にやさしく、快適で質の高い暮らしができるまち
- 活力が未来へつながる都市
 - ・国際競争力のある産業基盤のつくられた活力のあるまち
 - ・人・もの・情報が活発に行き交い、多彩な交流が繰り広げられるまち

【土地利用に関する方針】

- 大子町、常陸大宮市、常陸太田市など生活拠点都市の中心市街地では、高次な都市サービスの提供や地域の魅力を発信する場として商業業務機能の集積や交流拠点の形成を図ります。国道118号などの沿道においては、幹線道路に面した利便性を活かし、沿道サービス施設の集積を図ります。
- 住居系市街地については、道路、公園、下水道などの都市施設の整備を図るなど、住宅地としての良好な環境の形成に努めるとともに、自然環境を活かした新たなライフスタイル「いばらきさとやま生活」の実現に向けた計画的な土地利用を推進します。
- 久慈川などの低地部に広がる農地について、積極的に保全し、都市と農山村の健全な調和を図ります。

【都市施設に関する方針】

- ひたちなか地区と県北山間ゾーンを結ぶ茨城北部幹線道路などの地域高規格道路の検討を進めるとともに、県都周辺圏との連携強化や広域観光などを促進するため、国道118号、293号、349号、461号などの広域幹線道路の整備促進を図ります。
- 洪水による浸水被害軽減のため、久慈川の河川改修を促進します。

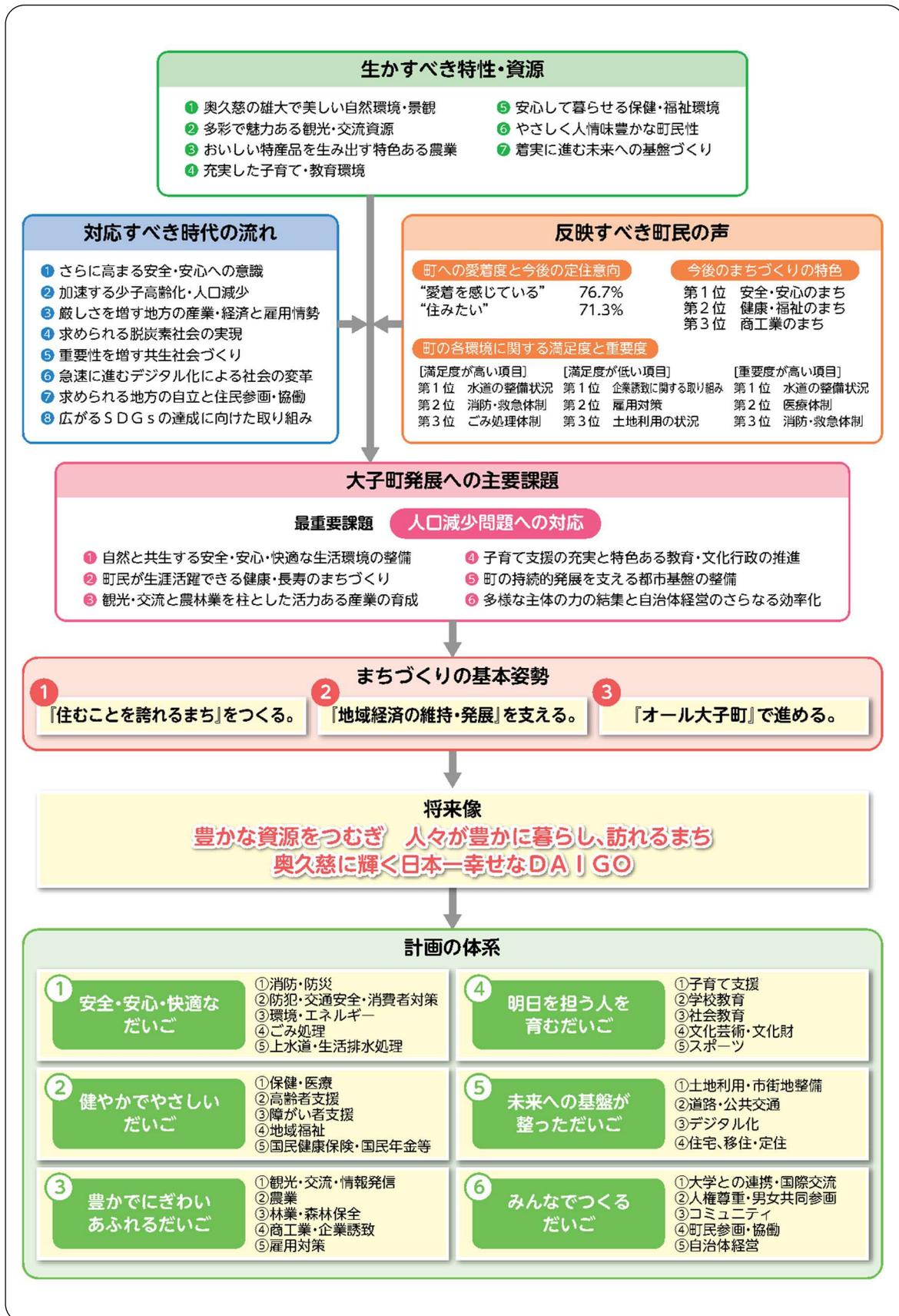
【市街地開発に関する方針】

- 鉄道駅周辺の中心市街地においても、各種事業を行うことによって賑わいのある商業・業務機能の更新などを図ります。
- 地区計画制度などの活用により、道路・公園などの都市基盤施設の計画的な整備を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する方針】

- 水の軸を構成する久慈川・那珂川及び支流河川、緑の軸を構成する八溝山地、久慈山地の豊かな自然環境を保全します。
- 袋田の滝をはじめ、奥久慈県立自然公園内の豊かな自然環境を活用した観光・レクリエーションの場の整備を図るとともに、地域住民の日常的及び広域的なレクリエーション活動などに対応するため、住区基幹公園、都市基幹公園そして大子広域公園など広域公園の整備及び利用促進を図ります。

(3) 第7次大子町総合計画（令和6年）



【基本計画】※一部抜粋

1. 安全・安心・快適なだご

(1) 消防・防災

・総合的な防災・減災体制の確立

- ① 近年の災害や社会環境の変化を踏まえ、「大子町地域防災計画」をはじめとする各種防災関連計画・マニュアル、ハザードマップ等の見直しを適宜行うとともに、これらの周知・啓発や各種訓練を行います。
- ② 避難所の質的な向上に向け、老朽化した施設の改修や見直し、バリアフリー化、食料・非常用電源等の資機材の備蓄品の充実・更新を図ります。
- ③ 災害時における情報伝達体制の強化・多重化に向け、FMだごや大子町アプリ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等の有効活用を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

・身近な地域における防災力の向上

- ① 地域ぐるみの防災体制の強化に向け、地域防災の要となる自主防災組織の活動支援、そのリーダーとなる防災士の育成・支援に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援を要する町民の避難支援体制の強化に向け、名簿や個別支援計画の更新を進めます。

・治水対策の推進

災害の未然防止に向け、危険箇所の周知を行いながら、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」の早期完成と河川改修の実施を関係機関に要請していくとともに、町においても、中小河川における治水対策を推進します。

3. 豊かでにぎわいあふれるだご

(1) 観光・交流・情報発信

・観光・交流資源の充実

- ① 袋田の滝観瀑施設や道の駅奥久慈だごをはじめとする町営施設について、老朽化や利用ニーズへの対応、一層の魅力化に向けた施設・設備の整備・改修等を計画的に進めます。

5. 未来への基盤が整っただご

(1) 土地利用・市街地整備

・土地利用に関する指針の見直し

適正かつ合理的な土地利用を進めるため、町全域の将来のあり方を定めた「大子町都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

・適正な土地利用への誘導

土地利用関連法制度や、「大子町都市計画マスタープラン」・「大子町立地適正化計画」等の土地利用関連計画についての周知と一体的運用による規制・誘導を図り、適正な土地利用への誘導を図ります。

・「大子まちなかビジョン」に基づく魅力ある市街地の形成

- ① 防災力のあるまちづくりに向け、役場跡地の防災拠点化や道の駅奥久慈だごの防災機能の強化、雨水排水対策・内水対策等を進めます。
- ② にぎわいのあるまちづくりに向け、道の駅奥久慈だごの拡張として、役場跡地における防災対応型観光交流施設・イベント広場・公園等の整備、道の駅北側敷地の整備、商店街における交流拠点施設の整備、道路の美装化等を進めます。

(2) 道路・公共交通

・公共交通の充実

- ② 路線バスについて、利用者が多い路線はバス事業者への支援を通じて維持に努めるとともに、利用者が少ない路線は統合・休廃止を検討していきます。「奥久慈おでかけ快速バス」については、実証実験を継続し、その結果を踏まえ、本格運行を検討していきます。
- ④ AI乗合タクシーについて、今後の公共交通の主軸として位置付け、運行日数・運行台数の増加など、運行体制の拡充を行います。

(4) 第3期大子町総合戦略 大子町未来創生総合戦略（令和7年）

【計画期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間

【人口の将来目標】

2040年（令和22年）に人口10,298人を目指す。

- 子育てをしたいと思う15～49歳の女性を増やし、合計特殊出生率を高める。
- 就職や起業を促進するとともに、戻ってきたくなる、働きたくなる、魅力あるまちとなるための施策を推進する。

【基本目標】

①基本目標1：働きたくなるしごとのあるまちを創る

- ・視点1：地場産業の振興及び競争力を強化する
- ・視点2：働く場所を増やす
- ・視点3：多様な働き方を実現する環境整備と人材育成を推進する

②基本目標2：暮らす人、関わる人が増えるまちを創る

- ・視点4：訪れる人を増やし、ファンを増やす
- ・視点5：移住・定住の促進機能を強化する

③基本目標3：子どもが育つ、育てたくなるまちを創る

- ・視点6：若者が安心して結婚し、子どもを育てられる環境と仕組みを整備する
- ・視点7：次世代が育つ教育環境を整備する

④基本目標4：暮らし続けたくなる魅力的なまちを創る

- ・視点8：住み続けられる魅力的なまちを形成する
- ・視点9：安全・安心なまちを形成する
- ・視点10：誰もが活躍できる環境を整備する
- ・視点11：官民連携・広域連携により地域課題を解決する

【施策横断重点プロジェクト】

- ①戦略的なタウンプロモーションの実施
- ②商店街及び防災道の駅、空き家バンク相談センターを軸とした交流と定住への流れの創出
- ③デジタル活用促進による暮らしやすい大子の実現

(6) 大子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大子都市計画区域マスタープラン）（令和3年）

【都市づくりの基本理念】

- ・奥久慈清流里山ゾーンとして、農林畜産物の独自ブランドの確立、充実した生活支援サービスや安定した雇用の確保などにより、自立した中山間地域としての発展を目指す。
- ・福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト+ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- ・東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

【地域ごとの市街地像】

■ 大子市街地地域

常陸大子駅周辺は、商業・業務施設、公共施設、観光資源が集積し、本区域の中心地であることから、中心市街地が持つ生活機能と観光資源の2つの顔を融合させ、「住民の暮らしを良好に保つこと」と「観光客が市街地を楽しめること」の実現に向けた中心市街地の活性化を進める。

なかでも、まちなかの魅力的な地域資源の保全と、来訪者へのおもてなし観光交流拠点機能の強化を図るため、駅前通りの整備や大子らしい街並みの形成等を図り観光地にふさわしい環境づくりを促進する。

また、駅周辺地区の周辺に広がる住宅地は既存住宅地地域と位置付け、良好な居住環境の向上を図る。

久慈川左岸の住宅地は農地を多く残す市街地であり、自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図る。

■ 既存集落地域

既存集落については、地域の実情に応じて生活基盤整備を進め、居住環境の向上や活力の維持を図る。

【土地利用の方針】※一部抜粋

■ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置と集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

駅前などの中心市街地においては、空き店舗や空き地等も活用しながら、住民ニーズに対応した土地利用の検討を行い、都市活力の維持・創出に努める。

商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。

■ 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を進める。

一方、既存の集落などの住宅地のうち、工場等が混在している地区や、商業施設や工業施設の立地が進むことにより混在の恐れのある地区においては、地区計画制度や特定用途制限地域制度等を活用し、居住環境の維持・改善を図る。

■ 持続可能な都市づくりに関する方針

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

■ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地やその周辺に残された平地林・斜面林等のまとまりのある緑地については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

■ 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

特に、久慈川沿いの低地部に広がる農地について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和を図る。

■ 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動のための行き止まり・狭あい道路の解消、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上水道施設の長寿命化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るほか、浸水被害、土砂災害、液状化等の地盤災害などの発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により、災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

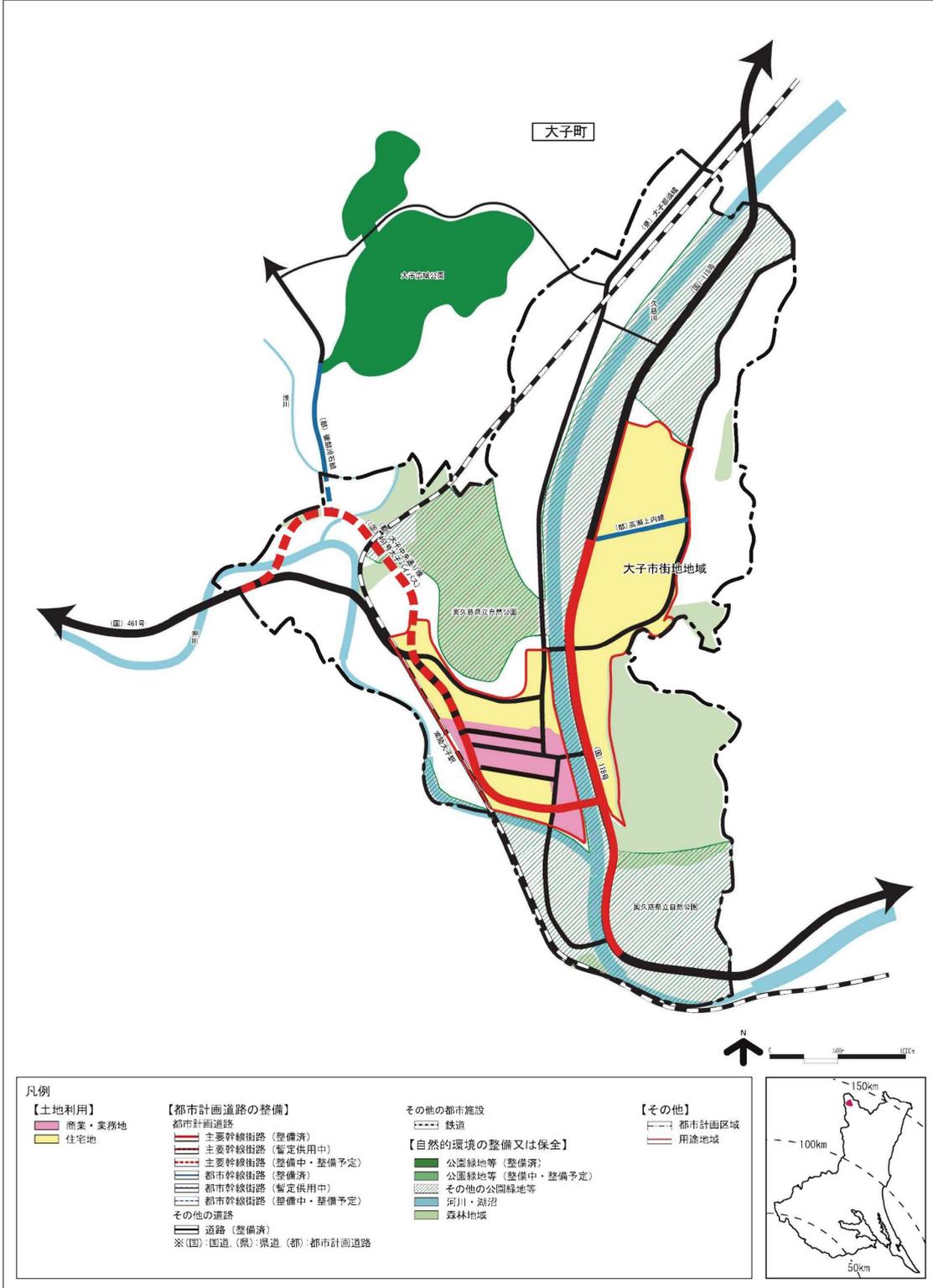
■ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落等において、生活利便性の向上や活力の維持を図るための地区計画制度や、良好な居住環境の形成を図るための特定用途制限地域など、地域の実情に応じた適切な制度の活用を検討する。

また、用途地域などの土地利用規制が及ばない地域のうち、開発行為などの都市的土地利用が無秩序に進む恐れがある地域においては、特定用途制限地域などを活用し、秩序ある土地利用を推進する。

なお、商業・業務地等の土地利用を図る必要がある場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、用途地域の指定や地区計画制度の活用等を検討する。

大子都市計画区域マスタープラン 附図



【誘導区域等の設定】

【居住誘導区域】

居住誘導区域とは、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域のことです。

Step 0 都市計画区域内

↓
Step 1 原則として除外する区域 (視点) 安全が確保しにくい区域を含まない

↓
Step 2 含める区域 (視点) 将来的にも人口集積の可能性が高い場所や各種サービスが充実した場所を含める

↓
Step 3 用途地域内の区域

↓
居住誘導区域の設定 Step0からStep3を満たす区域を居住誘導区域として設定する

【都市機能誘導区域】

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導することで生活サービスの効率的な提供が図られる区域のことです。

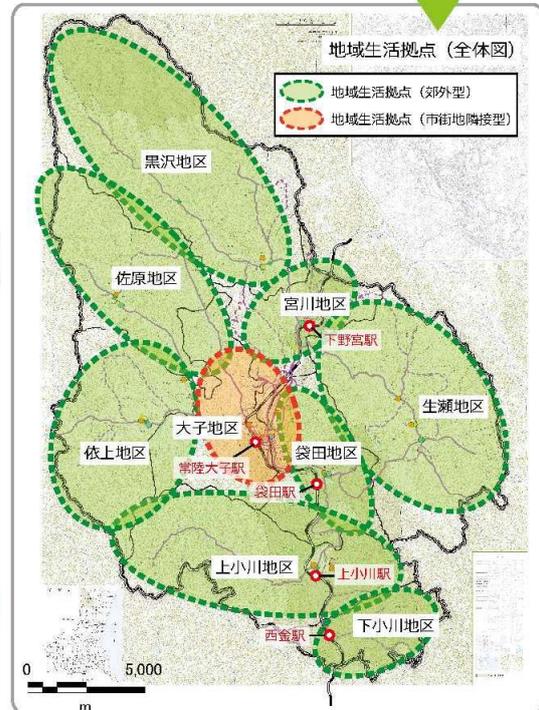
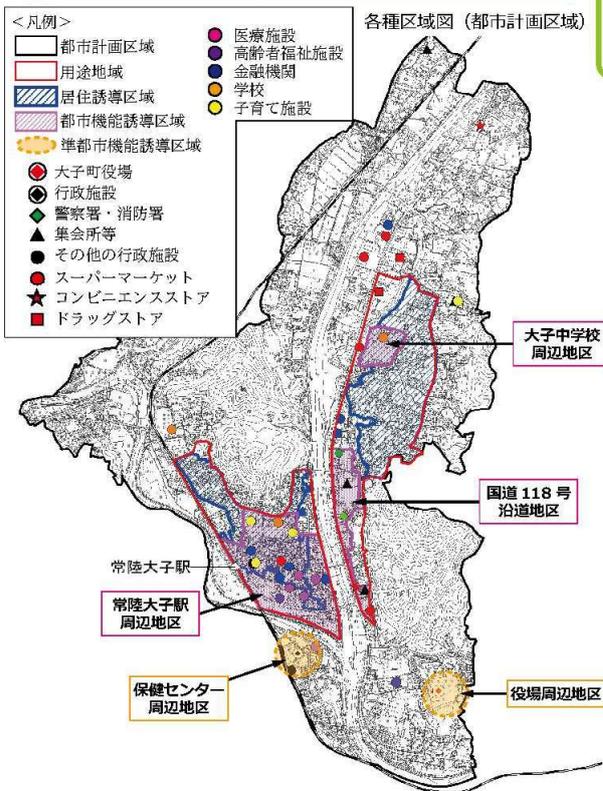
- 要件1：都市機能の立地に不適な土地の除外
- 要件2：日常生活サービスが提供しやすい場所
- 要件3：都市的土地利用の位置付けを踏まえる

【準都市機能誘導区域】

用途地域外でも一定の要件を満たす場所(駅や居住誘導区域からのアクセス性や災害リスク等を総合的に勘案)は、町独自の「準都市機能誘導区域」として各種施設等の維持を図ります。

【地域生活拠点】

都市計画区域が行政区域のごく一部であり、一定数の町民が都市計画区域外で日常生活を営んでいる状況にあることから、都市計画区域外の地域においても、地域住民にとって身近で日常生活に必要な都市機能や居住機能が既に集積している地域を本町独自の「地域生活拠点」として位置付け、日常生活の維持を図ります。



(8) 大子町国土強靱化地域計画（令和2年3月（令和4年2月一部変更））

【基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興



「魅力あるストーリーで 新しいまちの景色を創り
未来へつなぐ「DAIGO」の実現

【計画の推進期間】

令和元年度～令和5年度

■リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、数年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等生命に係る物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-4	重要施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(8) 大子まちなかビジョン（令和3年3月）

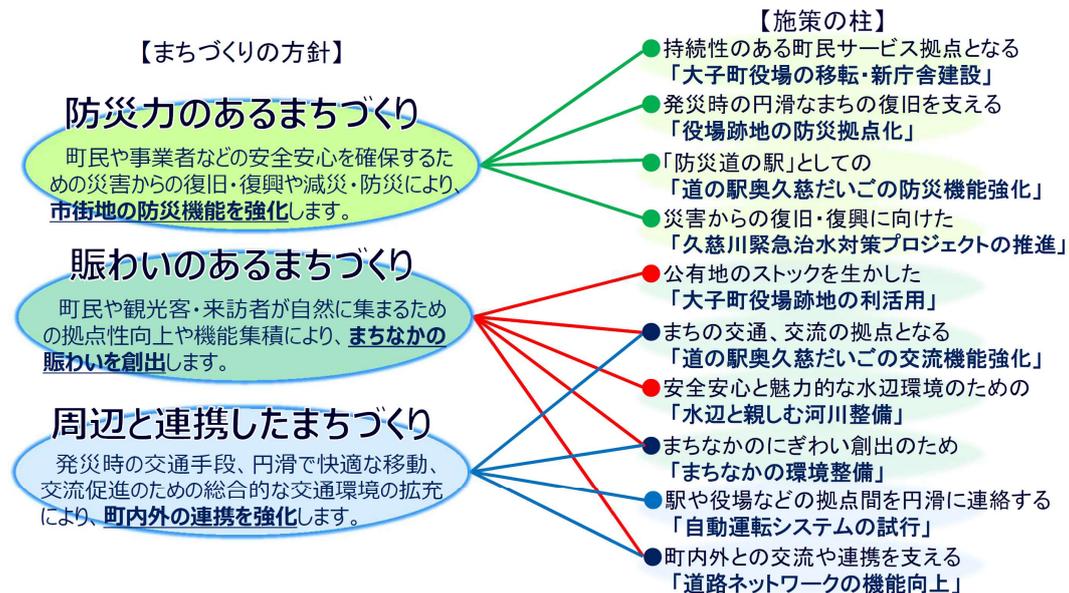
【テーマ・方針】 防災力の強化と賑わいをつくる「大子まちなかビジョン」

- 方針1：防災力のあるまちづくり ● 方針2：賑わいのあるまちづくり ● 方針3：周辺と連携したまちづくり

【今後のまちづくりにおけるターゲット】

今後のまちづくりのターゲットは、『定住人口』及び『交流人口、関係人口』とし、第1段階で『定住人口』（町民など）が安心して快適に暮らせるような居住環境を整備することで、第2段階として『交流人口、関係人口』（観光客や地域に関わりがある人など）が訪れたいくなるようなまちなかの魅力向上を目指します。

【まちづくりの方向性】



【まちづくりの施策とターゲット】

まちづくりの方針	施策	主なターゲット
方針1 防災力のあるまちづくり	・大子町役場の移転・新庁舎建設	【第1段階】 定住人口 (町民など)
	・大子町役場跡地の防災拠点化 ・道の駅奥久慈だいの防災機能強化	
	・河川改修 ・治水対策の推進 ・橋梁の整備	
方針2 賑わいのあるまちづくり	・大子町役場跡地の利活用(交流機能) ・道の駅奥久慈だいの交流機能強化	【第2段階】 交流人口 (観光客など) 関係人口 (地域に関わりがある人など)
	・水辺と親しむ環境整備 ・まちなかの環境整備	
方針3 周辺と連携したまちづくり	・道路ネットワークの機能向上	
	・公共交通実証実験 ・自動運転システムの試行	

(9) 茨城県広域道路交通計画（令和3年6月）

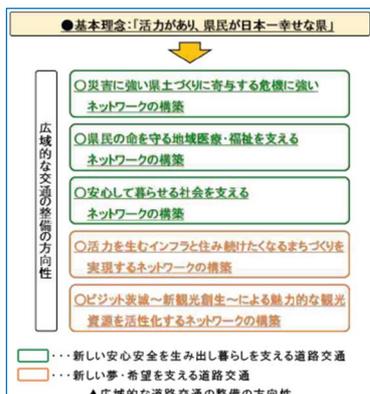
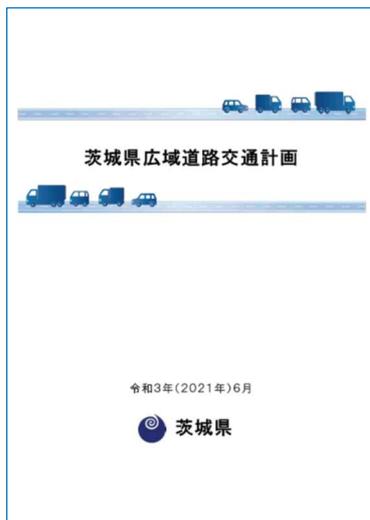
【計画の背景】

平成30年3月に公布された「道路法等の一部を改正する法律」により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設された。また、激甚化・頻発化する災害等への備えは未だ十分ではないことから、高規格道路のミッシングリンク解消等の道路ネットワークの機能強化対策が「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に新たに位置付けられた。

これらを踏まえて本県では、新たな県土構造の形成、重要な空港・港湾を中心としたグローバル化、国土強靱化等の新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や ICT・自動運転等の技術の進展を見据えて、本県及び隣接県と連携した新たな広域道路ネットワーク等を幅広く検討するために策定された。

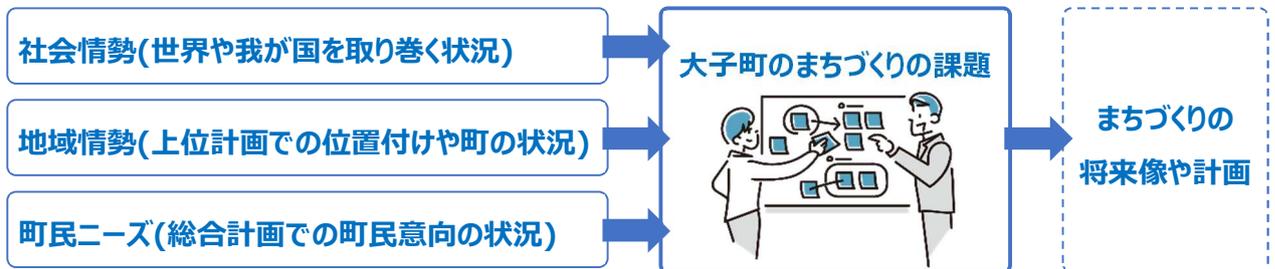
【大子町に関わる構想・計画】

本町ほか茨城県の県北地域と栃木県の北東地域を東西に結ぶ「(仮)北関東北部横断道路」、国道118号を補完する「(仮)水戸・郡山広域都市圏連絡道路」、「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」をはじめ、茨城港常陸那珂港区などと本県北部地域を連絡する「茨城北部幹線道路」が位置付けられている。



4. まちづくりの課題

本町の都市計画やまちづくりを検討するにあたり、本町がおかれている状況を社会や地域の情勢、そして町民のニーズから多面的に整理し、対応すべき課題を明らかにすることで、計画の前提条件とします。



(1) 社会情勢に関する状況

昨今の急激な社会情勢の変化は、本町のまちづくりに対しても少なからず影響を与えています。そこで、将来の本町の都市計画やまちづくりと関わりの強い各種の状況を明らかにします。

進み続けている少子・高齢化や人口減少

我が国の2020年（令和2年）の国勢調査による総人口は、1億2615万人ですが、国^{※1}の推計によれば、2056年（令和38年）には1億人を割って9,965万人になるとされ、人口減少が進行しています。

人口減少の主要因である少子・高齢化が進む中、生活環境の整備や子育て支援の一層の充実、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせることが重要です。

また、少子・高齢化や人口減少による経済規模の縮小を背景として、特に地方部において買い物や医療などの日常生活施設の減少や公共交通の維持困難といった生活利便性の低下、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。



※1 【国】

「国立社会保障・人口問題研究所」、略称で「社人研」とも称する人口・社会保障に関する国の研究機関です。

さらに意識が高まりつつある安全・安心

近年、東日本大震災をはじめ、本県内でも集中豪雨による鬼怒川決壊、令和元年東日本台風の浸水被害等の大規模な自然災害が日本各地で頻発し、今後も気候変動に伴う災害リスクの高まりや巨大地震の発生が懸念されるなど、自然災害対策の重要性がますます高まっています。

そのため、従来のハード整備による対策に加え、ソフト面も含む総合的な防災・減災対策を講じることで、安全・安心を高めることが重要になっています。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラや公共施設などの社会資本が老朽化し更新期を迎えることから、これら社会資本の面でも安全・安心を確保する必要があります。



地球規模で進む環境問題

地球温暖化や生物多様性の危機など、地球規模で様々な環境問題が深刻化しています。中でも地球温暖化は地球全体の環境に大きな影響を及ぼしており、2015年に採択された「パリ協定」では、具体的な数値目標が提示されるなど、全世界で地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

また、地球規模の環境課題と関わりのある、持続可能な世界を実現するためのSDGs^{※1}の視点も意識し、「11 住み続けられるまちづくりを」をはじめ、関連性のある目標に対しまちづくりの観点から貢献することが重要です。

そのほか、特に地方部で増え続ける空き家や空き地の荒廃や、廃棄物の不法投棄などの身近な環境問題に対しても、適切に対処していく必要があります。



活力低下が進む地域経済と自治体財政

人口減少・少子高齢化や産業競争力の低下、近年では新型コロナウイルスの感染拡大や不安定な世界情勢等、様々な要因により、日本の経済は長期にわたり低迷を続けています。

このような要因を背景に、特に地域活力が低下しつつある地方自治体においては、財源不足が深刻化しており、依存財源の割合が増加するなど、厳しい財政状況が続いています。

このため、地域経済の活性化を図るほか、効率的かつ自主的な財政運営を行っていく必要があります。



※1 【SDGs】

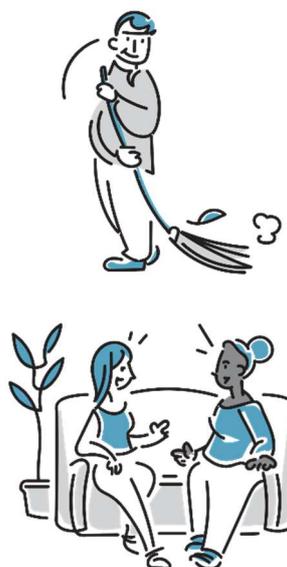
Sustainable Development Goals の略であり、国連が提唱する「持続可能な開発目標」で、人類が安定してこの世界で暮らし続けるために2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットで構成されています。

多様化する地域コミュニティや人的交流

人口減少や高齢化、家族形態の多様化なども相まって、地域における近所づきあいの希薄化や自治組織活動の衰退などの地域コミュニティの変化が進みつつあります。

また、広義で地域コミュニティに影響を与える観点として、平成 28 年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン―世界が訪れたい日本へ―」では、訪日外国人旅行者数については 2030 年 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額 15 兆円、地方部での外国人延べ宿泊者数 1 億 3,000 万人泊等を目指すとしています。新型コロナウイルスの感染拡大によりインバウンド需要は一時的に消失したものの、それ以降は需要が回復しており、国内需要の取り込みを含めて、引き続き観光・レクリエーション需要を地域の活性化に繋げていくことが重要です。

地域における従来からのコミュニティが変化することに加えて、新たな来訪者が増加するなど、コミュニティの多様化が進みつつあります。



社会システムの変革に繋がるデジタル化

デジタル化は、急速に進展し社会や生活に大きな影響を与えています。新型コロナウイルスの影響により、テレワークが普及したことで、時間や空間にとらわれない多様な働き方が可能となり、地方移住や新しい住まい方への関心が高まりました。

また、デジタル化は時間や空間の制約を取り払い、地域社会の生産性や利便性を高めることから、特に地方部においては、幅広い分野でデジタル技術の活用や DX^{※1}を推進することによって、様々な社会課題の解決に繋げていくことが重要です。



※1 【DX】

Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、ビッグデータなどのデータと AI や IoT をはじめとするデジタル技術を活用して、事業プロセスの改善や、ビジネスモデルそのものを変革することです。

(2) 地域情勢に関する状況

本町が対応すべき課題を明らかにするためには、社会情勢以外にも、本町に関わる周辺都市や本県全体のまちづくりの動向、さらには本町の都市計画やまちづくりの上位計画となる総合計画などでの位置付け、つまり相互関係や役割分担などを勘案することも重要です。そこで、本町を取り巻く各種の地域状況を明らかにします。

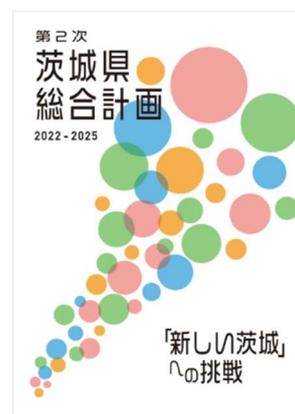
①茨城県での位置付け

茨城県のまちづくりについては、「第2次茨城県総合計画」があるほか、都市計画に関しては「茨城県都市計画マスタープラン」や「大子都市計画 都市計画区域マスタープラン」などがあります。

第2次茨城県総合計画での位置付け

■ 県北地域が目指す将来像

- ・産業や観光の発展や交流促進の基盤になる広域交通ネットワークの整備
- ・豊かな自然環境を活かした観光、移住・二地域居住
- ・地域の歴史や芸術、伝統文化を活かした多彩な交流
- ・地域を支える人材育成や地域外からの人材活用
- ・主体的な地域づくり活動
- ・環境に配慮した有機農業等の取り組みや林業の成長産業化や、地域資源を活用した観光との連携



都市計画マスタープランへの反映例

- ・国道118号や461号、JR水郡線の交通機能の整備・充実
- ・豊かな自然環境の保全
- ・地域内外の人材との連携
- ・農林業と観光の連携

茨城県都市計画マスタープランと大子都市計画 都市計画区域マスタープランでの位置付け

■土地利用

中心市街地：商業・業務機能の集積や交流拠点を形成

国道 118 号沿道：沿道サービス施設を集積

住居系市街地：都市施設の整備を図り良好な環境を形成
(自然環境を活かした「いばらきさとやま生活」実現)

久慈川沿いなど農地：都市と農山村の調和のため保全

■都市施設

広域幹線道路：国道 118 号、461 号などの整備

久慈川等：洪水による浸水被害軽減のための河川改修

■市街地整備

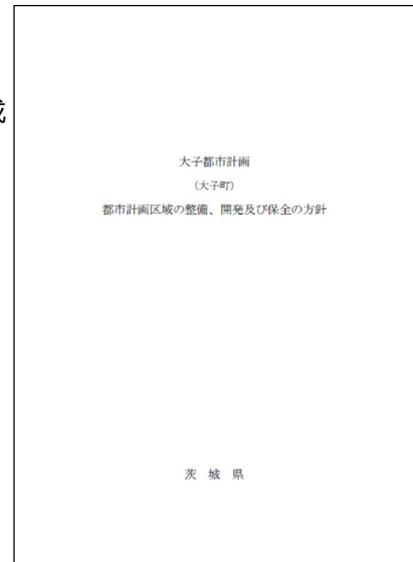
鉄道駅周辺中心市街地：商業・業務機能の更新

■自然環境

水の軸：久慈川及び支流河川を保全

緑の軸：八溝山地、久慈山地の豊かな自然環境を保全

袋田の滝・奥久慈県立自然公園：観光・レクリエーション整備



都市計画マスター
プランへの反映例

- ・自立した中山間地域として水と緑の自然環境を保全しながら観光・レクリエーション等に活用することが期待されています。
- ・生活拠点都市として駅周辺や幹線道路沿道に商業・業務施設や交流拠点、沿道サービス施設を集積することが求められています。
- ・河川の洪水や急傾斜地の土砂災害等の災害対策が必要です。

②大子町での位置付け

大子町のまちづくりについては、「第7次総合計画」、「第3期大子町総合戦略」などがあります。

第7次総合計画での位置付け

■まちづくりの基本姿勢

- ・「住むことを誇れるまち」を作る
- ・「地域経済の維持・発展」を支える
- ・「オール大子町」で進める

■基本計画でのまちづくりに関わる具体的な取り組み例

- ・消防、防災の施策
- ・環境、エネルギーの施策
- ・上水道、生活排水処理の施策
- ・観光、交流、情報発信の施策
- ・農業、林業、森林保全の施策
- ・商工業、企業誘致の施策と雇用対策
- ・土地利用、市街地整備の施策
- ・道路、公共交通の施策
- ・デジタル化の施策
- ・住宅、移住、定住の施策
- ・コミュニティ、町民参画、協働の施策



都市計画マスター
プランへの反映例

- ・安全性や利便性、快適性、町の魅力、住み心地のレベルアップをまちづくりの面で支援する
 - ・地域経済の発展に向けて、観光、交流、農林業を柱に産業活動を支援する
 - ・町民同士や多様な組織団体との連携と協働のまちづくりを支援する
- ※ほか、基本計画に掲げるまちづくり関連施策の実現や支援が求められています。

第3期大子町総合戦略での位置付け

- 人口の将来目標：総人口 10,298 人（2040 年）
- 施策横断重点プロジェクト
 - ・戦略的なタウンプロモーションの実施
 - ・商店街及び防災道の駅、空き家バンク相談センターを軸とした交流と定住への流れの創出
 - ・デジタル活用促進による暮らしやすい大子の実現
- 基本目標
 - ・働きたくなるしごとのあるまちを創る
 - ・暮らす人、関わる人が増えるまちを創る
 - ・子どもが育つ、育てたくなるまちを創る
 - ・暮らし続けたい魅力的なまちを創る



都市計画マスター
プランへの反映例

- ・地場産業の振興とともに若者の希望にかなう雇用を創出すること
- ・観光交流の促進による関係人口や交流人口を増加すること
- ・子育て世代を定着すること
- ・安全安心で持続可能なまちづくりによるまちの魅力を向上すること

これらの取り組みは、多様な人の参加によって進めるほか、Society 5.0^{※1}の推進やSDGsの考え方を尊重して進めることが重要です。

※1 【Society 5.0】

我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会のことであり、我が国が目指すべき未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現しています。

(3) 町民ニーズに関する状況

行政サービスや行政計画の対象ある町民は、まちづくりの受益者でもあります。本町が対応すべきまちづくりのニーズを町民の視点から明らかにします。

第7次総合計画での町民のニーズ（意向調査結果）

■ 町への愛着度と定住意向

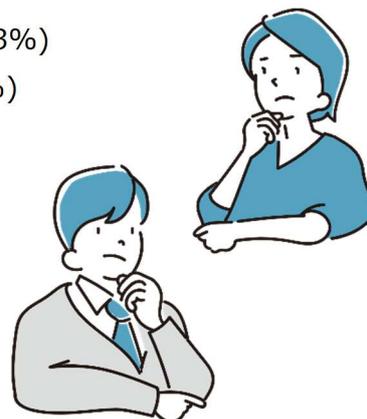
- ・町民全体：愛着を感じており(76.7%)、住み続けたい(71.3%)
- ・中高生：愛着はあっても(71.3%)、住み続けない(32.8%)

■ 町の各環境に関する満足度

- ・満足度高：水道、消防救急、ゴミ処理等
- ・満足度低：企業誘致、雇用、土地利用等

■ 今後のまちづくりの特色

- ・町民全体：安全安心、健康福祉、商工業の順
- ・中高生：安全安心、観光交流、快適住環境の順



町民は、「住み続けたい！」を叶えるために企業誘致や働く場所の充実を求めています。
また、未来のまちづくりの担い手である若者は、「安全安心はもちろん、観光交流により多くの人が訪れることへの取り組みと、自分たちの快適な生活環境を整えて欲しい」と考えています。

(4) まちづくりの課題

社会情勢、地域情勢、町民ニーズを包括すると、本町のまちづくりの課題として、まちづくりの将来ビジョンに繋がる課題と、まちづくりや都市計画の主要な分野別の事業、制度、施策等の計画立案に繋がる課題は、次のとおりです。

①主要課題(将来ビジョンへのインプット)

まちづくりの総合的な課題

■ 加速し歯止めがかからない人口減少への対策

- ・少子高齢化や人口減少が進む本町では、定住人口増加のための施策を継続することが重要です。
- ・さらに、定住人口施策に加えて、幅広い関係人口の増加に取り組むことを含めて、多様な人との関わりを増やすことが重要です。



■ 多様な課題への同時対応

- ・昨今のまちづくりは、社会課題の複雑化に伴って、個別対策型から総合対策型（パッケージ型）に変えていくことが重要です。
- ・また、施策の対象者も例えば町民や来訪者に分けて個別に取り組むのではなく、双方に役立つ取り組みを基本としていくことが重要です。
- ・ターゲットを明確にしたまちづくりが重要であることは変わらないものの、多様化する社会の中では、複数の課題に対して連動性や総合性を持って取り組むことも重要です。



■ 持続し続けられるための「集約と連携」

- ・SDGs の目標のひとつに掲げられている住み続けられるまちづくりのためには、コストパフォーマンスやタイムパフォーマンスの観点など、無理や無駄なく取り組むことが重要です。
- ・都市計画の立場からは、立地適正化計画に定める集約と連携のまちづくりなどをはじめ、効率と効果の双方を勘案したまちづくりを続けることが重要です。



②まちづくりの分野別の課題(計画へのインプット)

土地利用分野の課題

- ・本町の大部分を森林が占めており、一方、都市計画区域は町域の1.7%に止まっているため、森林や農地などの田園環境の保全を基本とした土地利用を図ることが重要です。
- ・人口減少が著しい地域では、空き地や荒地が増加する傾向にあるため、適正な土地利用を図ることが重要です。



市街地整備分野の課題

- ・都市計画区域外に人口の7割が居住し、反対に都市計画区域（市街地等）への集積が少ないため、利便性の高い市街地への居住誘導を長期的に促進していくことが重要です。
- ・中心市街地においても空き家や空き店舗が増加傾向にあることから、市街地の拠点性を高め、町民の利便性を確保するため、市街地への都市機能の集積が重要です。
- ・市街地に隣接して二つの河川が集まっているほか、急傾斜地等が見られるため、市街地内の災害リスクの低減を図るとともに、安全な場所へ居住を誘導することが重要です。



道路・交通分野の課題

- ・町民の周辺都市への円滑な移動を支え、来訪者の利便性を高める広域幹線道路、町内各所の連携を円滑にするための都市内幹線道路などの維持や整備が重要です。
- ・市街地には未整備の都市計画道路が残存するため、交通利便性の向上や災害避難路の確保などの対応が重要です。
- ・JR常陸大子駅周辺の既成市街地では、自動車対面通行が困難な細街路や歩道未設置の道路、車両が進入できない路地などがあるため、総合的な交通環境の向上が重要です。
- ・誰もが安心円滑に移動できる鉄道やバスなどの公共交通を維持することや、D Xの活用など新たな交通システムを展望することなどが重要です。
- ・町民の移動手段であるとともに、観光・レクリエーションにも役立つサイクルネットワークや、ハイキングコースなどの自転車や歩行環境を求めるニーズが高まっています。
- ・山地に囲まれた盆地の地形条件を踏まえ、大規模災害発生時の地域の孤立を防止する代替性のある幹線道路を確保することが重要です。



公園・緑地分野の課題

- ・八溝山系の豊かな緑や久慈川流域の清らかな水系、これらと一体的な景観を形成する神社仏閣などの地域資源を後世に伝えるため、SDGs の視点からも自然・歴史環境と調和する都市であることが重要です。
- ・大子広域公園をはじめとして、観光・レクリエーションに関わりの強い公園緑地や水と緑のネットワークを充実させることが重要です。
- ・市街地などの人口集積地において、町民の日常的な余暇、休憩、運動などの活動を支え、緊急時の一時避難などにも役立つ公園や緑地を確保することが重要です。
- ・鉄道駅や道の駅などの人が多く集まる場所では、多様な人の交流を支える広場機能などを充実させることが重要です。



河川・下水道分野の課題

- ・山地に囲まれた盆地状で久慈川水系の河川が複数集まる地形条件のため、令和元年東日本台風による浸水被害やその後の総合的な治水対策の実施等も踏まえて安全安心な河川環境であることが重要です。
- ・清流久慈川をはじめとする河川の水質保全のため、市街地や集落地における生活排水対策が重要です。
- ・河川は、治水面の対策に加えて、景観資源やレジャー資源として親水性の高い河川環境であることが重要です。



公共公益施設分野の課題

- ・各種施設は、人口減少が進み、利用者も減少する中で、効率と効果のバランスを保つことが重要です。
- ・高度経済成長期などに集中的に整備したインフラや施設は、一斉に更新時期を迎えるものもあるため、長期的な利活用方針やメンテナンス方針を明確にすることが重要です。
- ・学校や公共施設の統廃合に伴って、跡地が生じることもあるため、その対応が重要です。
- ・JR 常陸大子駅周辺をはじめとする都市機能誘導区域においては、地域の人口減少が進む中においても、町民生活の利便性を維持するため、これまで以上に集積を図ることが重要です。



5. まちづくりの将来像

本町の都市計画やまちづくりに関する課題を踏まえて、まちづくりの将来像を定めます。

(1) まちづくりの方針

①都市づくりの基本的な理念

本町においてこれから都市づくりを進めていく際の基本的な姿勢として、次のような理念を大切にしていきます。

都市づくりの基本的な理念

基本理念 1 大子町のファンを増やすことで地域活性化に繋げる

- ・大子町の特徴である豊かな自然やそれにちなんだ観光資源を守り、活用することで、町の魅力を高め、定住人口に加えて交流人口などの関係人口を増やし、“みんなが元気な大子町”を目指します。

基本理念 2 地域の価値を高めることでみんなの幸福を持続する

- ・都市基盤や生活基盤、経済活動、魅力などの地域の良さを維持・向上できる仕組みを整えることで、町民が住み続けられ、来訪者が何度も訪れるようにし、“みんなの満足が続く大子町”を目指します。

基本理念 3 多様な人の連携で相乗効果を生み出す

- ・町民、行政、団体・組織など町内の多様な主体が協働で取り組むことに加えて、町外の人材を活用することや町外の人々の需要も加味することで、いろいろな力を町の中に取り込み、“みんなで協力し合う大子町”を目指します

②将来都市像

本計画では、総合計画が掲げる将来像の実現を、都市計画やまちづくりの面で支援していくこととし、この将来都市像を踏襲することとします。

【将来都市像】

**豊かな資源をつむぎ 人々が豊かに暮らし、訪れるまち
奥久慈に輝く日本一幸せな DAIGO**

※第7次大子町総合計画(令和6年策定)より

③都市づくりの目標

今後の都市づくりは、次のような目標の達成を目指します。

目標 1 定住促進と関係人口増加につながる地域の魅力の創出

- ・大子町立地適正化計画に定める居住誘導区域やその周辺の市街地、拠点的な集落地などにおける町民の居住を支えるため、道路、公園、上水道、排水などの都市基盤施設の整備を行います。
- ・町民の通勤や通学をはじめ、都市間を移動する広域交通など、町内外の円滑な交流や連携を支えるため、国道や主要な県道などの幹線道路網や JR 水郡線の維持・整備を行います。
- ・学生や高齢者など誰もが不自由なく移動できるよう、JR 水郡線や路線バスなどの公共交通やデマンド交通など、多様な交通システムを維持します。
- ・町外からの来訪者が大子町の環境に満足するよう、地域の魅力を高めることで、来訪・再訪の促進やより幅広く多様な関係性の構築に繋がります。
- ・町民の通学や日常的な移動を支え、来訪者のサイクルツーリズム需要に応えるため、安全で円滑な自転車ネットワークの整備や通行環境の充実を図ります。
- ・町民と来訪者の交流促進によって地域の活力を高め、相乗効果によって新しい工夫が生まれるよう、双方の交流のための場と仕組みを整えます。

目標 2 大子らしい原風景の根幹である自然や里山環境を守る

- ・大子らしさの源である良好な自然環境を法制度によって保全するとともに、町民が多く暮らす市街地に近接するなど都市生活と関わりの強い自然資源については、公園や緑地などとして整備します。
- ・奥久慈の豊かな自然と寺社仏閣などの伝統的な歴史が調和する景観や、懐かしさを感じる中心市街地の街並み景観を保全します。
- ・観光・レクリエーション振興の施策と連携し、レクリエーションや交流のための拠点の整備、散策やサイクリングなどのルートの設定や整備、レジャー面にも配慮した親水性のある河川の整備など、余暇とまちづくりの両面からまちの魅力度を高めます。
- ・豊かな自然環境を育むための水質向上や生物多様性に役立てるため、污水排水処理対策や河川的环境整備を進めます。
- ・農林漁業の活性化を支援するため、開発許可制度や林地開発許可制度などを活用し、優良農地や山林を保全します。

目標 3 集約性や集積性を高め利便性を向上する

- ・大子町立地適正化計画に定める都市機能誘導区域を中心として、市街地等に居住する町民の日常生活に必要な商業、医療、金融などの生活利便施設（都市機能誘導施設など）の維持や誘導を図ります。
- ・教育や子育て分野、福祉や医療分野などの相互の関連性のある施設については、できるだけ集積や一体化を図ることで、ワンストップサービスなど町民の利便性を高めます。
- ・居住誘導区域やその周辺の市街地にある空き地や空き家などの既存ストックをできるだけ有効に活用することで、市街地の活力を維持する観点から、人口や都市機能の密度を維持します。
- ・町内の各地区の居住者が JR 常陸大子駅周辺の市街地を訪れ、生活利便施設を利用しやすいように JR 水郡線や路線バスなどの公共交通やデマンド交通など、多様な交通システムを維持します。

目標 4 持続可能で安全と安心のあるまちづくりを進める

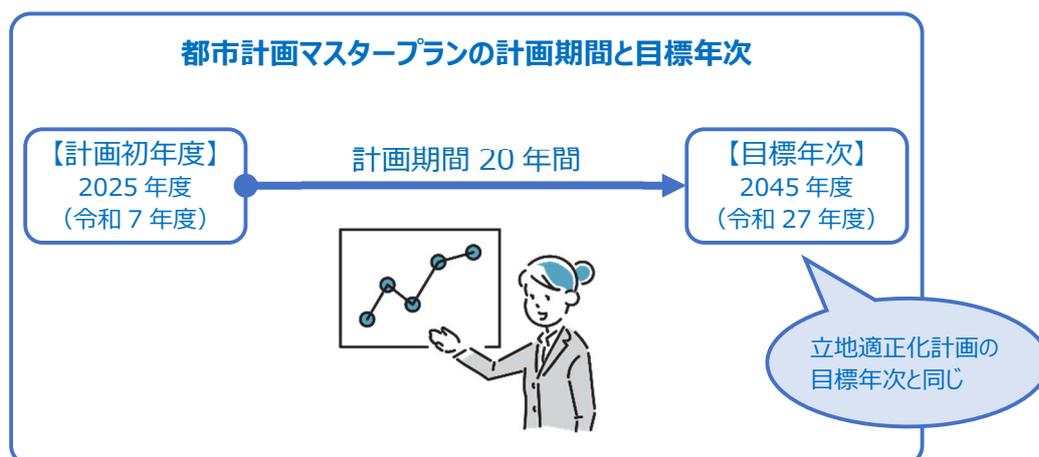
- ・本町の地勢面の特徴は、山地や丘陵地に囲まれ、多くの中小河川があるなど多様性があることから、災害リスクも各地区の特性毎に水害や土砂災害、さらには複合災害など多様であるため、地区ごとの災害リスクに応じて、ハード・ソフト多面的な対策を講じます。
- ・一般的に市街地などにおいて人口が減少すると、人の目が届きにくくなることや空き家や荒地が増えることで生じやすい犯罪や災害などのリスクがあるとされていることから、市街地の安全安心を確保する観点から、人口減少対策に加えて空き家や空き地の利活用を進めます。
- ・商業、医療、金融などの日常的な生活サービスを無理なく受けられることで町民が安心して居住を続けられる生活面での安心を確保するため、都市機能誘導区域が定められた JR 常陸大子駅周辺などの市街地において都市機能と移動手段を維持します。
- ・居住誘導区域やその周辺の市街地などの人口集積地においては、徒歩や自転車などの身近で手軽な移動手段でも日常生活が営めるよう、歩道、路地、散策路などの整備を進め、歩行環境の向上を図ります。
- ・本町では高齢化が進んでいることや多くの来訪者が訪れることから、不特定かつ多くの人が利用する主要な公共公益施設、さらにこれらの施設間の移動経路のバリアフリー環境の向上を図ります。
- ・町内会や自治会などの町民の居住地近隣での繋がり、町内で様々な活動に取り組む団体の繋がりなど、本町内にある既存の様々な組織を生かした協働によって安心を高めるほか、さらに本町に関わりのある町外の組織や人材も含めた多様な人との協働など、まちづくりの担い手や協力者などの裾野を広げます。
- ・今後は、人口減少や経済活動の衰退に合わせて行政収入の減少が進むとともに、インフラや公共施設などの老朽化に伴って行政支出が増加すると予想されることから、利用者の利便性を一定水準で維持しつつ、無理無駄を減らして効率的な都市運営を行います。

(2) まちづくりの目標

①目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な視点から策定することが重要です。このため、一般的にはおおむね20年後を目標時期として将来像を定めることとされています。

本計画においては、策定済みの立地適正化計画との整合を図る観点（計画目標年次：2045年度（令和27年度））や、国勢調査等の統計調査が実施される節目の年次などと整合を図る観点から、目標年次を2045年度（令和27年度）と設定します。



②基準人口規模

本町の人口は減少傾向を続けており、2020年（令和2年）国勢調査では、15,736人であり、これは昭和50年のほぼ半分の水準です。

また、将来の推計人口については、大子町総合戦略人口ビジョンにおいて、2040年度（令和22年度）の計画目標年次において10,298人と想定しているほか、これ以降の年次についても推計値を示しており、本計画の目標年次である2045年度（令和27年度）には、9,331人の目標値を示しています。

本計画では、行政計画全体で整合を図るため、この人口ビジョンの推計結果を踏まえて、まちづくりの基準とする人口規模を次のとおりとし、今後の人口減少社会を踏まえたまちづくりを進めていくこととします。

大子町の将来の基準人口規模

9,331人（2045年度（令和27年度））



(3) 本町全体の将来都市構造

令和 6 年 3 月に策定した「太子町立地適正化計画」における、今後の集約と連携のまちづくりに向けた骨格構造を踏襲し、本計画では町全体の都市構造を次のとおりとします。

行政区域全体の都市構造

■土地利用ゾーニングの配置

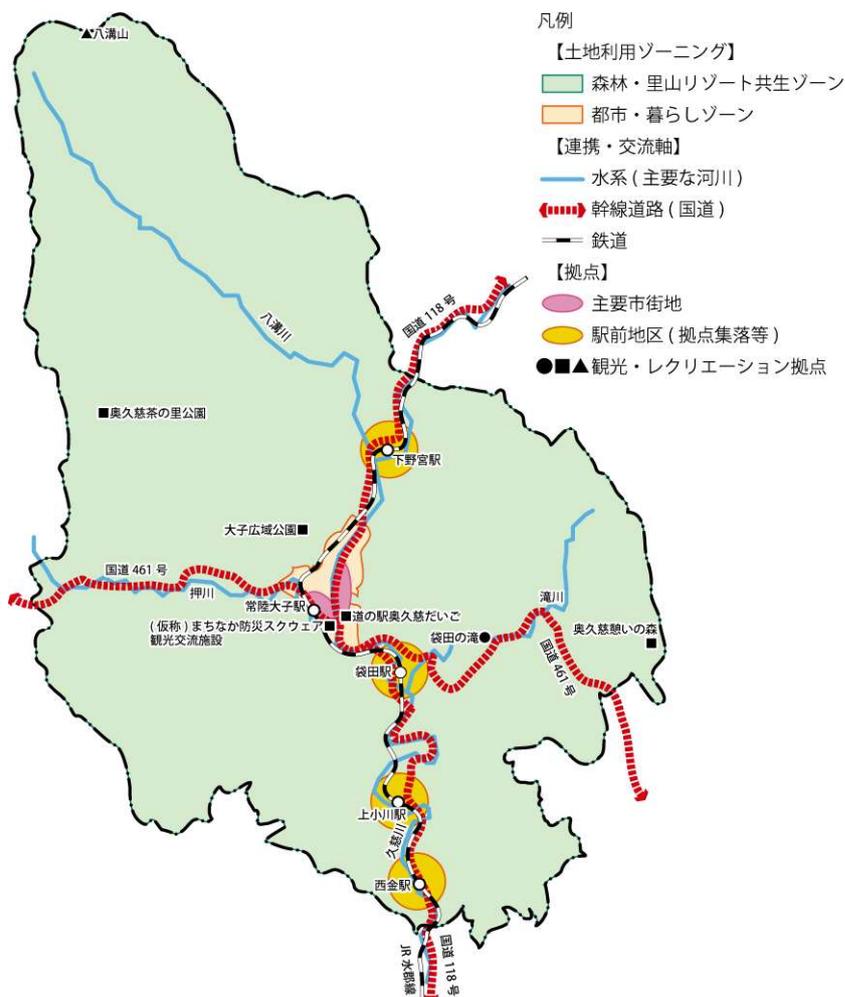
- ・行政区域全体：山林や河川等の非常に良好な自然環境を保全しながら里山暮らしを営む
- ・都市計画区域：交通利便性や都市機能の集積による都市的利便性を生かした暮らしを営む

■連携・交流軸の配置

- ・水系：自然環境軸
- ・国道：生活・産業・レクリエーション等の多様な移動と交流を支える交通軸
- ・鉄道：生活・レクリエーション等の多様な移動と交流を支える交通軸
- ・ハイキング/サイクリングコース/レクリ施設アクセス等：観光・レクリエーション交流を支えるツーリズム軸
- ・構想路線：本町と周辺都市群や他県とを連絡する高規格な交通軸(ルート未定のため図示なし)

■拠点の配置

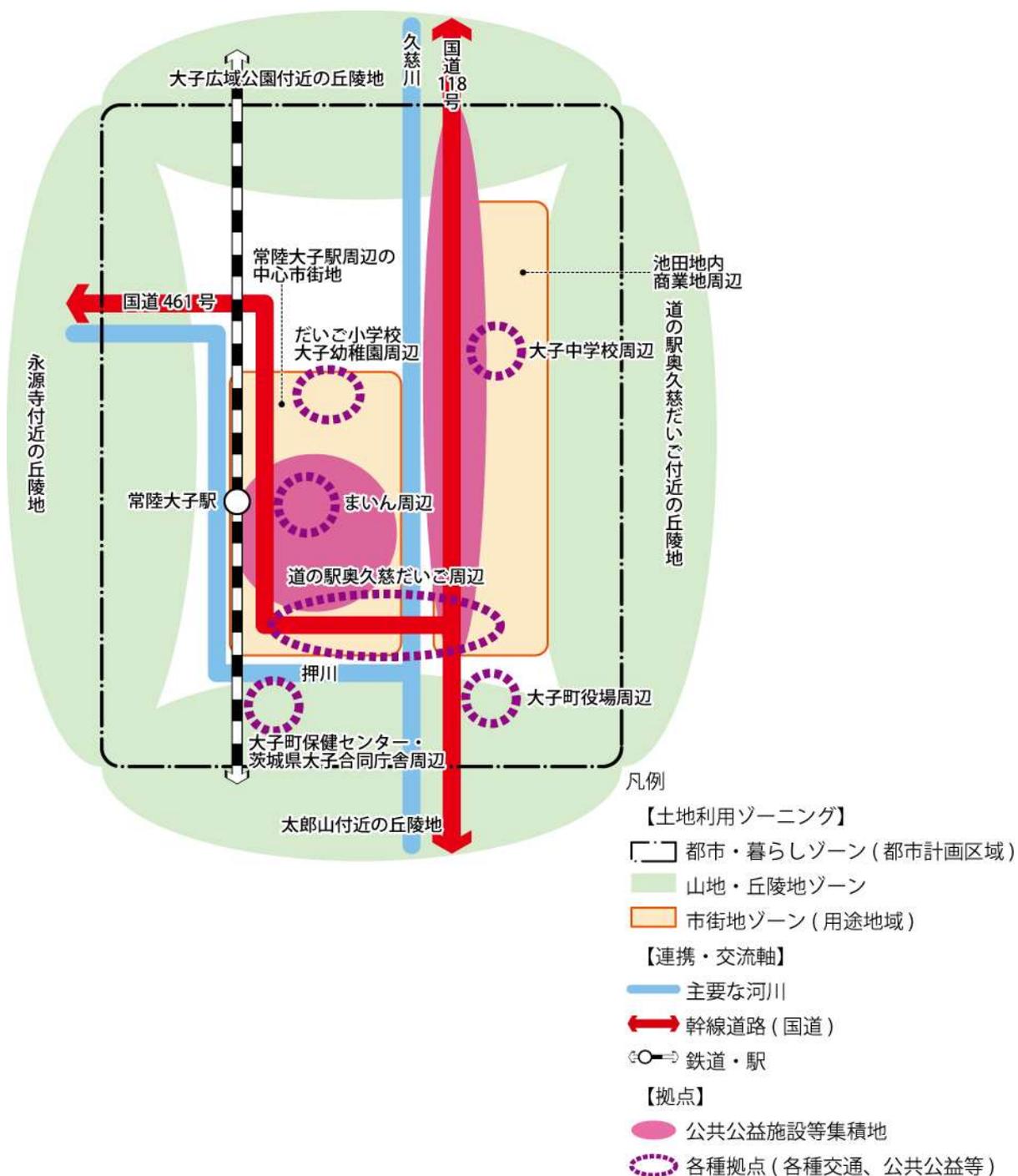
- ・JR 常陸太子駅周辺：誰もが訪れやすい公共交通結節点を生かして多様な都市機能を配置する場
- ・国道 118 号沿道：自動車交通の利便性に対応した店舗等の集積地や拠点集落等
- ・各駅前地区：鉄道駅の利便性に対応した拠点集落等
- ・観光・レクリエーション拠点：地域の誇りであり来訪者を楽しませる交流拠点



(4) 都市計画区域の将来都市構造

都市計画やまちづくりの主な対象区域である都市計画区域は、本町においては行政区域のごく一部のみに指定されています。

本町全体の都市構造と同様、立地適正化計画を踏襲し、本計画では都市計画区域の都市構造を次のとおりとします。

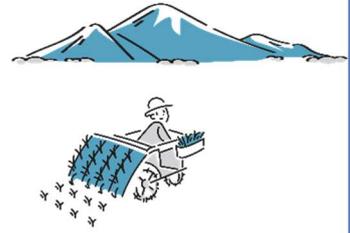


ゾーニング・各種区域の配置

■山地・丘陵地ゾーン

盆地状の市街地を取り囲む東西南北それぞれの山地や丘陵地は、本町の都市としての地理的骨格構造や景観構成を形成しており、原風景としての象徴的な要素であるため、自然環境と景観のゾーンとして保全を図ります。

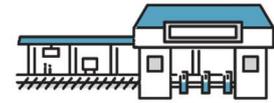
加えて、これらの山地や丘陵地と連続する田園資源である市街地周辺の久慈川や押川沿いの平地にある水田や畑、丘陵地や斜面地の果樹園などの優良農地を保全します。



■JR 常陸大子駅周辺中心市街地ゾーン

JR 常陸大子駅周辺で生活利便施設や公共交通が充実したゾーンです。

快適に歩いて暮らせる範囲に町民の日常生活に必要な都市機能誘導施設を中心に居住機能を含めた立地を促進し、複数の公共交通の結節点である利便性も生かして、誰もが無理なく暮らし続けられるユニバーサルデザイン型のまちづくりを目指します。



■池田地内商業地域周辺ゾーン

国道 118 号沿道で商業やサービス施設等が充実したゾーンです。

大規模な駐車場を備えた郊外型の商業・サービス施設などの都市機能誘導施設を中心に居住機能も含めた立地を促進し、自動車交通の利便性を生かして新たに宅地化を図るまちづくりを目指します。



軸の配置

■自然と交流の南北軸

久慈川と国道 118 号、JR 水郡線を基軸とした主に南北方向の流れを処理する骨格軸です。

町民の主な通勤や通学先である水戸方面と連絡する軸として、町民の日常的な都市間の移動を支えます。

また、町内各所と市街地などの都市内での移動や、観光・レクリエーションなどの来訪者の移動を担います。



■自然と交流の東西軸

押川と国道 461 号を基軸とした主に東西方向の流れを処理する骨格軸です。

町内各所と市街地などの都市内での移動や、観光・レクリエーションなどの来訪者の移動を担います。

また、本県北西部の山地や丘陵地を巡る大規模な自転車道である奥久慈里山ヒルクライムルートの複数のコースに接続することや、袋田の滝、八溝山、大子広域公園、奥久慈憩いの森、観光果樹園などに繋がるなど、観光・レクリエーション系の役割を担う軸でもあります。



拠点の配置

■公共交通の拠点

JR 常陸大子駅をターミナルとした鉄道とバス、デマンド交通等の公共交通を中心とした結節点であり、若者や高齢者を含めて多様な人が無理なく移動するための拠点です。

本町を代表する玄関口のひとつでもあるため、多様な人の交流による賑わいの場づくりを目指します。



■自動車交通の拠点

JR 常陸大子駅や道の駅奥久慈だいを拠点とした自動車交通等を中心とした結節点であり、人や物資などが円滑・快適に移動する際の拠点です。

道の駅は、道路利用者などに対して、休憩、情報発信、地域連携などの機能を提供するほか、大規模自然災害発生時の防災拠点の役割を担う「防災道の駅」として、機能の充実を目指します。



■公共公益施設等の拠点

行政サービス施設（大子町役場、茨城県大子合同庁舎、保健センター）、教育・子育て施設（小中学校、幼稚園）、文化・交流施設（大子町文化福祉会館「まいん」）など、町民サービスの拠点であるとともに来訪者も含めた多様な人の交流の場となっている施設もあります。

複数の施設が集積する場所は、施設集積型の拠点や小規模市街地として、計画的に都市機能誘導施設などの立地・集積を促進します。



6. 分野別方針

本町におけるまちづくりの将来像を実現するため、都市計画区域を中心として、都市計画の主な分野別に次のようなまちづくりを進めていきます。

(1) 土地利用の方針

① 都市的土地利用と自然的土地利用の配置方針

本町の都市計画区域は、JR 常陸大子駅やその近傍の国道 118 号沿道などを中心とした、町域の約 1.7% であり、町域の大部分が都市計画区域外となっています。本町は、奥久慈の自然（山地や丘陵地の山林、河川、農地など）とまとまりある都市（市街地など）のほどよいバランス具合が地域の特性・魅力であることから、今後とも自然と都市の配置状況を維持していきます。

また、山林や河川等の大子らしい非常に良好な自然環境を維持・保全する観点から、空き地や耕作放棄地が荒れ地化することや、人口減少により空き家が増加するなどの地域の荒廃が懸念されるため、「大子町空き家等対策計画」に基づき、近年増加する空き家の解消や有効活用を図るとともに、学校等の公共施設の統廃合によって生じる跡地や町有地、企業などが所有する一団の未利用地など、都市的土地利用が可能で、有効に活用すべき既存ストック^{※1}の利用を促進します。

土地利用の混在や良好な景観の阻害、水資源への影響等が危惧されるなど、本町の非常に良好な自然環境を保全する観点から、望ましくない土地利用を抑制することが重要であるため、無秩序な土地利用や乱開発を抑制し、町民などが安全で安心して暮らせる環境の保全に努めます。



※1 【既存ストック】

集約的で効率的なまちづくりに活用すべき既存の土地や建築物などの遊休資源です。

都市計画区域の土地利用の方針

【現状】

本町ではこれまで区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）を行っていませんが、人口や産業の動向から市街地拡散の可能性が低く、また山地や丘陵地が多い特性から緑地や農地はおおむね保全が図られており、無秩序に市街化が進行する恐れは低い状況です。

【方針】

茨城県が定める「太子都市計画区域マスタープラン」との整合を図り、引き続き区域区分は定めず、建築・開発等の緩やかな立地誘導を促進していきます。

緩やかな立地誘導の仕組みとしては、用途地域の指定による建築物の適切な誘導を図りつつ、「太子町立地適正化計画」に基づき、「集約と連携のまちづくり」への取り組みなどによって、既存の社会インフラのストック(道路、公園、排水、各種公共公益施設等)の有効活用を優先し、各種誘導施策を講じることで、市街地の魅力を高めることを基本とします。

既存の市街地との関係で、一体の都市として整備・開発または、保全する必要性が生じた際には、都市計画区域の変更などを検討します。

都市計画区域外の土地利用の方針

【現状】

奥久慈県立自然公園区域に指定され、非常に良好な自然環境を有する八溝山系の山地や丘陵地であり、農林業を営んでいる良好な田園・丘陵地帯であるなど、本町を特徴付けている非常に重要な地域資源です。

【方針】

大規模な都市的土地利用を抑制し、今後とも保全を図ることとします。

保全のための対策としては、農業振興地域制度などと歩調を合わせ、開発許可制度により大規模開発^{※1}が適正に行われるよう誘導することや、地域森林計画対象民有林の開発について林地開発許可制度^{※1}により適正化を図ることとします。

※1 【開発許可制度と林地開発許可制度】

開発許可制度及び林地開発許可制度はいずれも 10,000 m²以上の場合（都市計画区域外の場合）に適用されません。

土地利用方針図（行政区域）

凡 例

- 都市的土地利用(都市計画区域)
- 自然的土地利用(都市計画区域外)
- 県立自然公園区域
- 行政区域

【配置方針・全域共通方針】

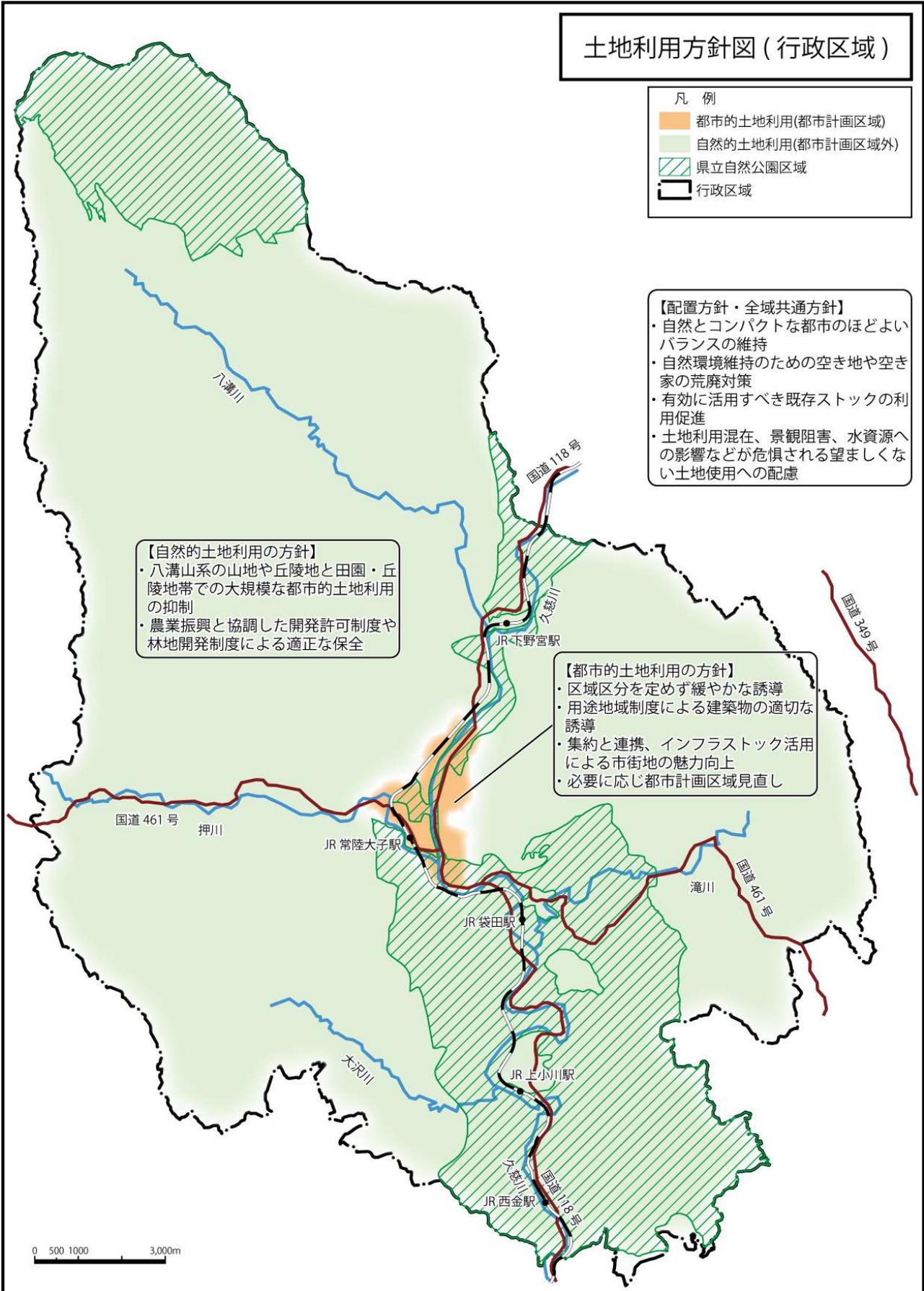
- ・自然とコンパクトな都市のほどよいバランスの維持
- ・自然環境維持のための空き地や空き家の荒廃対策
- ・有効に活用すべき既存ストックの利用促進
- ・土地利用混在、景観阻害、水資源への影響などが危惧される望ましくない土地使用への配慮

【自然的土地利用の方針】

- ・八溝山系の山地や丘陵地と田園・丘陵地帯での大規模な都市的土地利用の抑制
- ・農業振興と協調した開発許可制度や林地開発制度による適正な保全

【都市的土地利用の方針】

- ・区域区分を定めず緩やかな誘導
- ・用途地域制度による建築物の適切な誘導
- ・集約と連携、インフラストック活用による市街地の魅力向上
- ・必要に応じ都市計画区域見直し



②市街地の配置と土地利用の方針

都市計画区域の中で、都市的土地利用や建築・開発を促す一団の市街地である用途地域は、JR常陸大子駅周辺と国道118号沿道の2箇所に配置します。

また、市街地外（用途地域外）の地域において、都市構造に影響を与える新たな幹線道路の整備や拠点的な施設の立地などを契機として、都市的土地利用を規制・誘導する必要性が生じた際は、都市基盤施設の整備、建築・開発の進展状況、各種都市機能の立地状況や需要等を踏まえながら、必要性を明確にし、適切なタイミングで用途地域の拡大や新たな区域での設定を検討します。

なお、新たに用途地域の指定を検討する際には、集団的な優良農地や土地改良事業を行った農地、自然環境形成の観点から保全すべき地区、災害防止の観点から市街化を抑制すべき区域などとの整合性について、関係部署等と協議を行い、具体的な区域を検討します。

市街地（用途地域）における土地利用に関し、「大子町立地適正化計画」では都市機能誘導区域を次のように定めています。

常陸大子駅周辺地区の特性や将来像

公共交通利便性や既に集積された医療、商業、金融、行政等の施設の立地を生かし、都市としての魅力を高めるほか、地形的に安全な場所への子育て施設の集積を生かして「高齢者等バリアフリー対応型生活拠点」及び「子育て支援・防災拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・本町の中心市街地として、商店や銀行、病院などが集積し、店舗や住宅等のストックが豊富
- ・文化福祉会館、子育て支援センターなど公共公益施設が立地
- ・商業系を中心とした用途地域
- ・鉄道や路線バスなど公共交通利便性が高い
- ・だいで小学校と大子幼稚園の周辺は微高地に位置し、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定

国道118号沿道地区の特性や将来像

幹線道路沿いの交通利便性を生かし、本町の都市的发展を牽引するような「商業・サービス拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・国道118号沿道であり自動車による交通利便性が高い
- ・道の駅をはじめ、沿道立地型の商業サービス施設が集積
- ・警察署や消防署等の公共施設が立地
- ・住居系の用途地域が指定

大子中学校周辺地区の特性や将来像

幹線道路沿いの交通利便性や地形的な安全性を生かして、「子育て支援・防災拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・大子中学校が立地（2025年（令和7年）4月に全ての中学校を大子中学校へ統合）
- ・市街地内の微高地に位置し安全性が高く、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定

本計画では、「大子町立地適正化計画」の方針を踏まえ、市街地における主要な用途毎の配置方針や市街地像、土地利用方針など（地域別将来像）を次のとおりとします。

商業・サービス系市街地

- ・配置方針：駅や広域幹線道路などの交通利便性が高く、商業・サービス施設などが集積している場所に配置する
- ・位置や区域：JR常陸大子駅周辺の中心市街地、国道118号の沿道付近
- ・市街地像：市街地や郊外に居住する町民が公共交通や幹線道路によって訪れることができ、各種施設が集積する利便性の高い市街地を目指すとともに、特に駅周辺では歴史的建築物の集積を生かした落ち着いたあるまちなみの整備を目指す

住居系市街地

- ・配置方針：商業・サービス系市街地周辺や各種交通が充実した生活利便性が高い場所に配置する
- ・位置や区域：JR常陸大子駅周辺の中心市街地周辺、国道118号の主に東側付近
- ・市街地像：商業・サービス施設などが近距離に立地し、徒歩や自転車などの日常的な移動手段をメインとして暮らせるまとまりある居住地を目指すとともに、生活道路や公園・広場、河川・排水施設などの整備により、利便性と安全・安心があるまちを目指す

その他市街地

- ・配置方針：教育・文化・交流・防災などの町民の日常生活や来訪者などの滞在を支える各種施設の立地を誘導する場所に配置する
- ・位置や区域：道の駅奥久慈だいで、(仮称)まちなか防災スクエア、大子中学校付近の学校、公民館、コミュニティセンターなどの公共公益施設が集積する場所
- ・市街地像：町民をはじめとして来訪者を含めた双方にとって魅力の高い施設を軸状や一団で集約的に立地、または複数の施設を一体的に統合し、利便性や活力・賑わいの相乗効果を生み出すことを目指す

③市街地外における拠点の配置方針

現在の市街地（用途地域）外において特定の都市機能や施設を立地・集積するため、「大子町立地適正化計画」において“準都市機能誘導区域”と定めた拠点については、本計画において新たに“都市機能誘導区域”として位置付け、都市機能誘導施設の集積を中心に適切な土地利用を維持・誘導していくこととし、適宜、立地適正化計画の見直しを行います。

また、後述する構想路線である（仮）北関東北部横断道路と本町内の広域幹線道路などが交差・連結する場所付近において、広域交通結節点機能を生かした新たな市街地などの拠点形成を検討します。詳細については、関係する自治体や機関と調整を図り、構想路線の計画内容（ルート、構造、接続方法、接続位置など）を検討し、これを踏まえて具体化を図ることします。

なお、これらの拠点においては、後述のように必要に応じて用途地域や特定用途制限地域、地区計画、町の条例などの多様な制度を活用した計画的なまちづくりを進めることを検討します。

役場周辺地区

- ・役割：町役場や町営研修センターなどの公共公益施設が集積する行政サービス拠点
- ・特性：JR 常陸大子駅から約 1300m 程度の位置にあり、市街地と民間路線バスなどで連絡平坦な微高地に位置しており、水害や土砂災害に対する安全性が高い
大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所、指定緊急避難場所など）

保健センター周辺地区

- ・役割：大子町保健センターや茨城県大子合同庁舎などの公共公益施設が集積する行政サービス拠点
- ・特性：JR 常陸大子駅から約 680m 程度の位置にあり、押川を挟んで市街地に隣接旧国道 461 号に面しており、周辺には店舗や事業所、住宅等が比較的多く立地

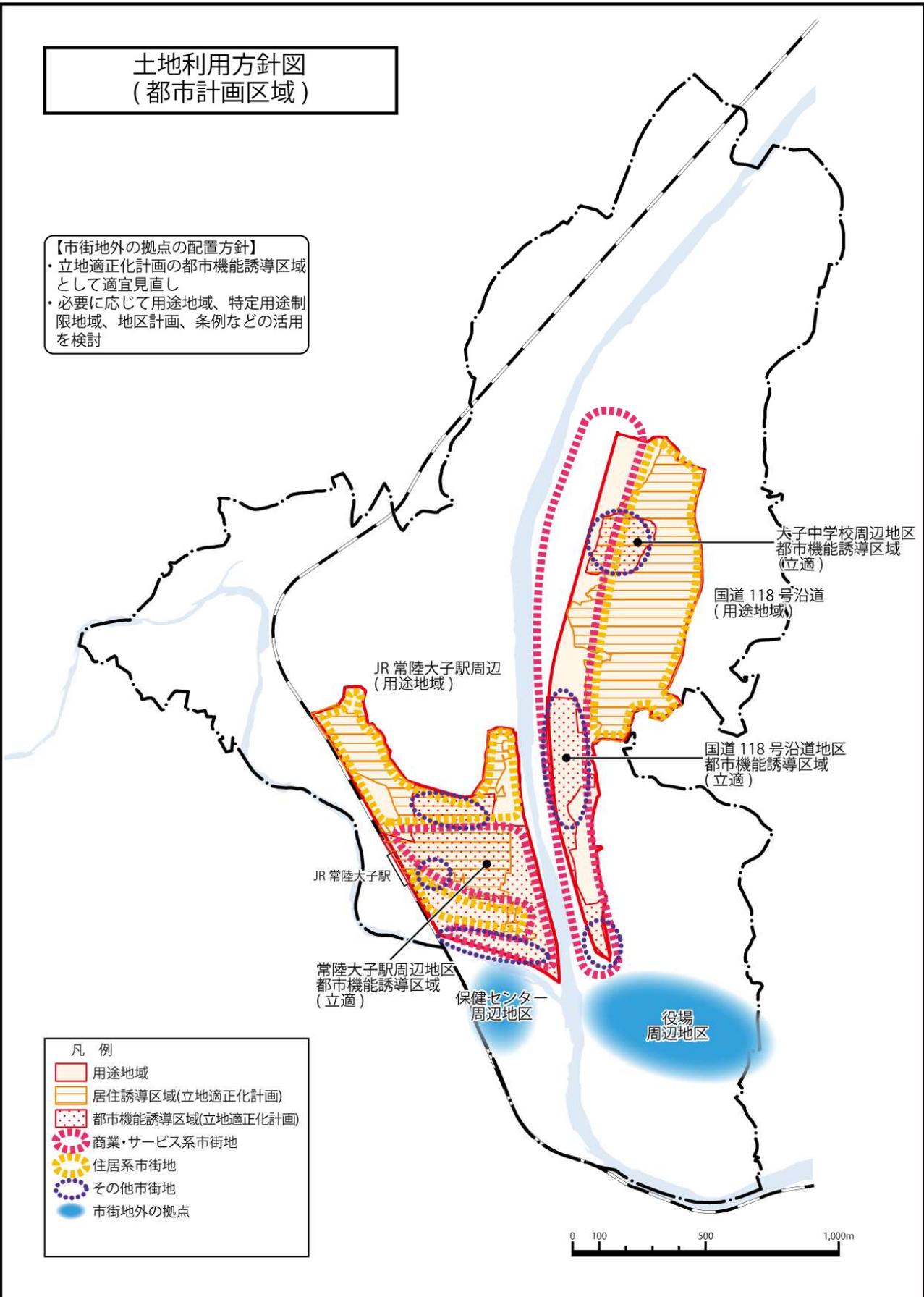
（仮称）北関東北部横断道路結節点地区

- ・役割：本町の新たな広域交通結節点として複合機能を有する拠点
- ・特性：町内の広域幹線道路などが接続する交通結節点
広域的な交通利便性を生かして産業、交流、余暇、居住をはじめとする多様で複合的な機能を誘導する場

土地利用方針図 (都市計画区域)

【市街地外の拠点の配置方針】

- ・立地適正化計画の都市機能誘導区域として適宜見直し
- ・必要に応じて用途地域、特定用途制限地域、地区計画、条例などの活用を検討



凡 例	
	用途地域
	居住誘導区域(立地適正化計画)
	都市機能誘導区域(立地適正化計画)
	商業・サービス系市街地
	住居系市街地
	その他市街地
	市街地外の拠点

④都市計画区域外の拠点や主要な集落地の配置方針

本町の都市計画区域は、行政区域のごく一部のみに設定されており、町民の大部分（約7割）は都市計画区域外で生活を営んでいる点が特徴です。このため都市計画区域外の8地区の生活圏域（黒沢地区、佐原地区、宮川地区、依上地区、袋田地区、生瀬地区、上小川地区、下小川地区）において生活利便施設の維持を図ることで地域住民の生活利便性を支えます。

このため、「大子町立地適正化計画」の方針を踏まえ、都市計画区域外の地域においても、医療、社会福祉、教育、子育て支援等の地域住民にとって身近で日常生活に必要な都市機能や居住機能が既に集積している地域で各種機能のストックを活用した日常生活を維持するため、本町独自（任意区域）の「地域生活拠点」として、各種施設や交通等の日常生活機能の維持を図ります。

なお、「大子町立地適正化計画」を見直す際には、国が定める正式な「地域生活拠点」としての位置付けを行うことを必要に応じて検討します。

また、都市計画区域外の拠点などのうち、都市的土地利用や市街化の可能性が高まりつつある場所については、都市化動向や土地需要を踏まえながら、必要に応じて都市計画区域の拡大(追加)や準都市計画区域の新規指定などを検討します。

地域生活拠点

●地域生活拠点（郊外型）

合併前の旧町村の拠点や鉄道駅周辺などの一定の拠点性を有し、都市計画区域からやや離れた場所

【まちづくりの方針】

- ・主要な公共公益施設等が集積しているなど一定の拠点性を有している地区を中心に日常生活に必要な既存機能（医療、社会福祉、教育、子育て支援等の身近な施設）を維持
- ・JR 常陸大子駅をメインの交通結節点とし、その他の各駅を副次的な交通結節点として、バスやデマンドタクシー等の多様な交通手段を組み合わせることにより町内各所から最寄り駅までのアクセスを確保し、都市機能誘導区域のより高次で充実した都市機能の利用性を向上

●地域生活拠点（市街地近接型）

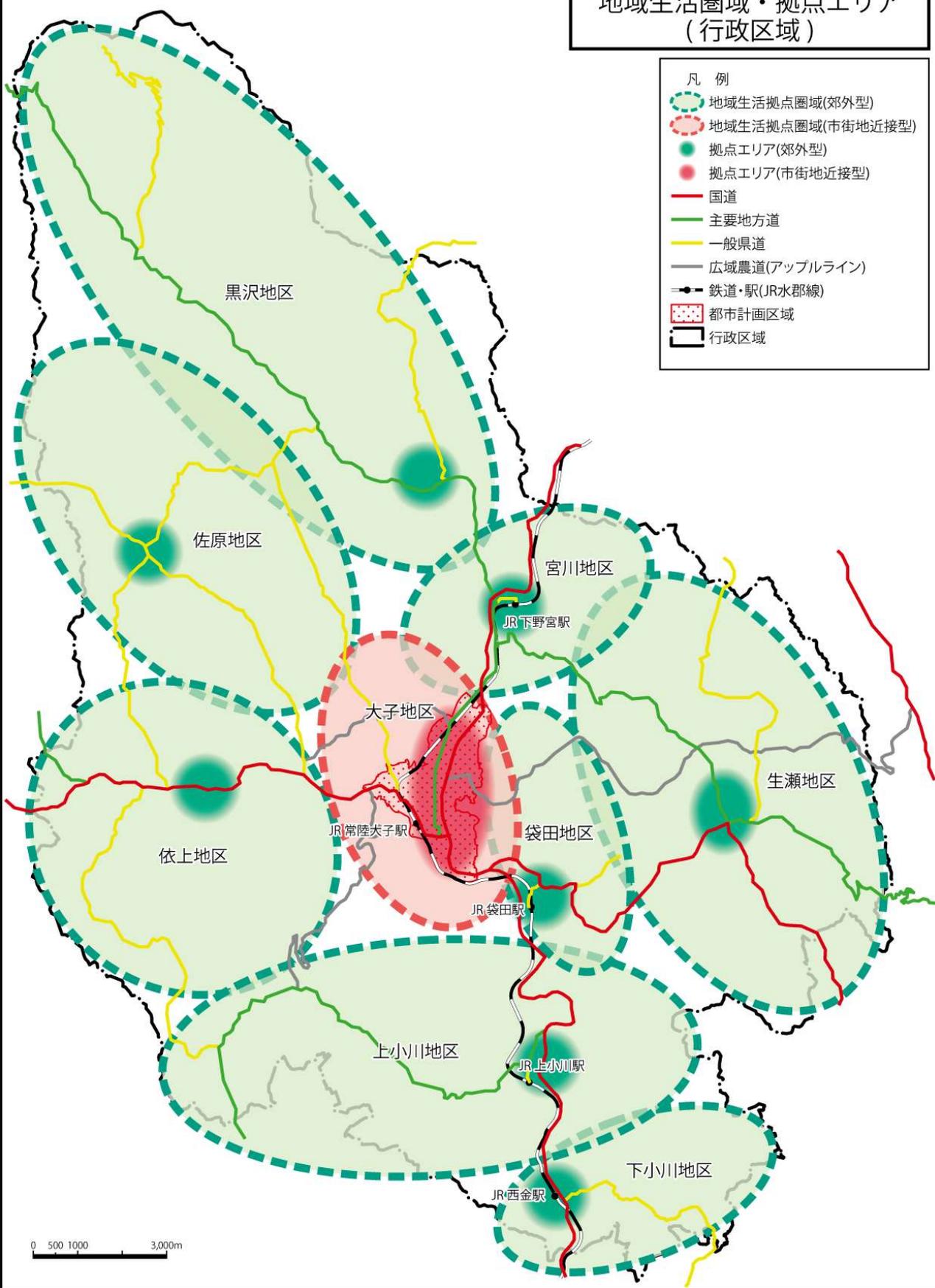
市街地に近接し、幹線道路等も含めて各種都市機能が充実しており、一定の利便性が保たれている場所（将来予定含む）

【まちづくりの方針】

- ・主要な公共公益施設等が集積しているなど一定の拠点性を有している地区を中心に各種施設や日常生活に必要な既存機能（医療、社会福祉、教育、子育て支援等の身近な施設のほか、国道の交通利便性を生かした沿道利用型の商業・サービス施設）を維持
- ・既存の公共施設や民間企業などの一団性のある土地や施設のストックを有効活用（リユース）し、地域住民の利便性向上、地域活力の維持や活性化を促進
- ・本町の主要拠点であるJR 常陸大子駅周辺や国道118号沿道の商業地との近接性を生かし、それらの拠点へのアクセスを確保することで、利便性を維持し、都市機能誘導区域のより高次で充実した都市機能の利用性を向上

地域生活圏域・拠点エリア (行政区域)

- 凡 例
- 地域生活拠点圏域(郊外型)
 - 地域生活拠点圏域(市街地近接型)
 - 拠点エリア(郊外型)
 - 拠点エリア(市街地近接型)
 - 国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 広域農道(アップルライン)
 - 鉄道・駅(JR水郡線)
 - 都市計画区域
 - 行政区域



(2) 道路・交通の方針

本町の道路については、道路が果たすべき役割に応じて 3 種類に区分し、都市計画に定める都市計画道路のほか主要な道路を配置します。いずれの路線についても、未供用区間の供用をはじめ、未整備路線・区間の整備を促進し、安全・円滑な交通を確保します。

また、本町の道路のうち JR 常陸大子駅周辺の市街地や、教育施設や高齢者が多く利用する施設の周辺で歩行者などが多い区間、商店街の中心となっている道路などにおいては、歩行者や自転車のほか車いすや電動カートなどが安全で円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から歩行空間などの確保に努めます。

さらに、市街地などの宅地集積地のうち、道路が狭あいである地区においては、火災発生時の延焼防止や避難路の確保を進める観点、さらに歩いて暮らせるまちづくりの観点、観光・レクリエーション面での散策路の観点などから、市民と行政の協働により既存の狭あい道路や路地の整備を検討します。

そのほか、高齢者や子ども等の交通弱者の移動を補完するため、JR 水郡線や民間路線バスの利用を促すほか、デマンド型コミュニティバス(乗合タクシー)の充実を目指します。

なお、自動運転や ITS^{※1}をはじめとする ICT 技術への対応などについては、各種状況の変化を見ながら、本計画の改定時に適宜、反映していきます。

① 広域幹線道路の配置と整備の方針

広域幹線道路は、本県及び周辺都県間を連絡するほか、本県内の主要都市間、さらに本町と周辺都市を連絡するなど、広域的な交通を処理する道路です。多種多様な交通が円滑に移動する役割を担うほか、本町の観光・レクリエーション地域の性格を踏まえ、地域間交流の促進の役割を担うこととし、未整備路線・区間の整備を促進します。

具体的な路線としては、国道 2 路線（国道 118 号、国道 461 号）、主要地方道 5 路線（13 大子黒羽線、22 北茨城大子線、28 大子那須線、32 大子美和線、33 常陸太田大子線）が該当します。



② 都市幹線道路の配置と整備の方針

都市幹線道路は、主に本町内の連絡を主としつつ、広域幹線道路を補完して周辺都市と連絡する道路です。町民の日常的な移動を処理するとともに、本町などでの経済・産業活動に関わる人や物資の移動を処理することを主な役割とし、町内各所の住民が市街地（用途地域）や各種拠点などを利用するためのアクセス道路であり、未整備路線・区間の整備を促進します。

具体的な路線としては、一般県道 7 路線（159 上野宮下金沢線、160 梨野沢大子線、195 下関河内小生瀬線、196 石井大子線、205 須賀川大子線、248 八溝山公園線、322 諸沢西金停車場線）、主要町道が該当します。

※1 【ITS（高度道路交通システム）】

最先端の ICT を活用して人・道路・車を一体のシステムとして構築するもので、高度な道路利用、ドライバーや歩行者の安全性、輸送効率及び快適性の飛躍的向上の実現、また交通事故や渋滞、環境問題、エネルギー問題等の様々な社会問題の解決を図るとされています。

③市街地幹線道路の配置と整備の方針

市街地幹線道路は、都市計画区域や市街地（用途地域）における生活や産業などの都市活動を支える道路です。市街地の地域住民や企業・事業所などに関わる日常的な移動を処理することを主な役割とするほか、市街地に集まる公共交通を支え、さらに市街化促進の役割を担うこととし、未整備路線・区間の整備を促進します。

具体的な路線としては、都市計画道路 4 路線、一般県道 5 路線（一般県道諸沢西金停車場線、上小川停車場線、袋田停車場四度ノ滝線、常陸大子停車場線、下野宮停車場線）、主要町道が該当します。



④長期未着手の都市計画道路の配置と整備の方針

都市計画道路のうち、当初決定から長期間（おおむね 20 年）を経過して未整備区間を有する路線（長期未着手路線）については、当初決定以降の社会経済情勢の変化を踏まえると、その必要性に変化が生じ、実態にそぐわない状況となっている可能性もあります。

このため本町では、2016 年（平成 28 年）に見直しを行い、一部の都市計画道路を変更・廃止していることから、残る都市計画道路（4 路線）のうち、未整備区間がある 2 路線の整備を推進していくこととします。

なお、今後の社会情勢や地域情勢の変化を踏まえ、都市計画道路を取り巻く各種地域情勢が当初決定以降に変化が生じているか、将来の交通量の減少が予想されるかなど、都市計画道路としての必要性が低下する可能性がある場合には、「茨城県都市計画道路再検討指針」などを踏まえ、都市計画道路としての必要性、事業の支障となる要因等を検証することにより、都市計画道路としてのあり方を再検討することとします。

⑤公共交通の利用の方針

JR 水郡線、路線バスについては、公共交通サービスの維持・確保を図るための公共交通政策のマスタープランである「大子町地域公共交通計画」や、その具体的なアクションプランである「大子町地域公共交通再編計画」との整合を図り、利用状況や地域のニーズを踏まえて適切に再編を検討するなど、町民が利用しやすく持続可能な交通網を構築します。

本町では人口減少に伴って民間路線バスの統廃合や減便などが進む可能性があるため、公共交通に関するニーズや時代の変化に対応し、その代替手段の確保に努めて公共交通サービスの転換を図り、町民などの利便性を維持します。このため、少子高齢化の進行を踏まえ、高齢者等の交通弱者の移動を補完するとともに、来訪者の観光ニーズに対応した、デマンド交通の「AI 乗合タクシーたくまる」の利用を促進します。さらに、JR 常陸大子駅を起点として運用するカーシェアリングの利用を促進します。



⑥乗り継ぎ結節点の配置と整備の方針

JR 常陸大子駅ほか鉄道駅は、鉄道とバス、自家用車、自転車などの多様な交通の結節点として、円滑な乗り換えを支えるため、駅前広場などの拡充を検討します。また、観光・レクリエーションなどの来訪者の玄関口でもあることから、地域情報の発信のための設備や大子町をアピールするシンボルの配置などを行うほか、空き家や空き地など既存ストックを活用した交流や滞在のための場の整備などによる多様な人の交流による賑わいの場づくりを目指します。



道の駅奥久慈だいは、道路利用者のための休憩機能、道路や地域の情報を提供する施設としてのデジタルサイネージなどの情報発信機能、道の駅を接点に活力ある地域づくりを行う地域連携機能の 3 つの機能を基本としながら、地域とともに作る個性豊かな賑わいの場を創出することとします。さらに、防災道の駅として、大規模自然災害発生時の広域的な防災拠点の役割を担うため、発災時のための救援活動の拠点機能、緊急物資などの基地機能、復旧・復興活動の拠点機能などのハード対策を講じるほか、BCP（事業継続計画）※1 策定や防災訓練などのソフト対策により、地域の復旧・復興の拠点としていきます。



※1【BCP（事業継続計画）】

企業などの組織が自然災害などの緊急事態に遭遇した際、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画です。

⑦サイクルネットワークの配置と整備の方針

本県は、起伏に富んだ山々をはじめ、河川や湖沼、海岸線などの風光明媚な自然環境や特色ある地域資源が豊富にあることから、つくば霞ヶ浦りんりんロードでの取組を全県的なサイクルツーリズムに活かしていくことで、新たな観光創生につなげていくため、全県的なサイクルツーリズムを推進しています。



本町には、県内最高峰・八溝山の山頂や里山の風景を巡るチャレンジルートであり、奥久慈の山々と久慈川が織りなす美しい景観を楽しめるルートとして「奥久慈里山ヒルクライムルート」があるため、サイクルツーリズムによる地域活性化を目指して積極的な発信を行います。

また、町民の手軽な移動手段として自転車を活用するため、鉄道駅や生活利便施設などが集積する地区において、これらの施設を連絡する路線についても、自転車通行環境の整備を図ることとします。

⑧その他の構想路線の配置と具体化の方針

本町を取り巻く広域的な交通課題として、高規格幹線道路へのアクセス性が低く、山地や丘陵地に囲まれ、交通利便性に潜在的な課題があるため、本町及び周辺地域において周遊観光や産業交流など広域的な地域連携を促進し、災害時の円滑かつ確実な避難・救急・救援活動などの実施に役立てる広域的な幹線道路の整備が期待されています。

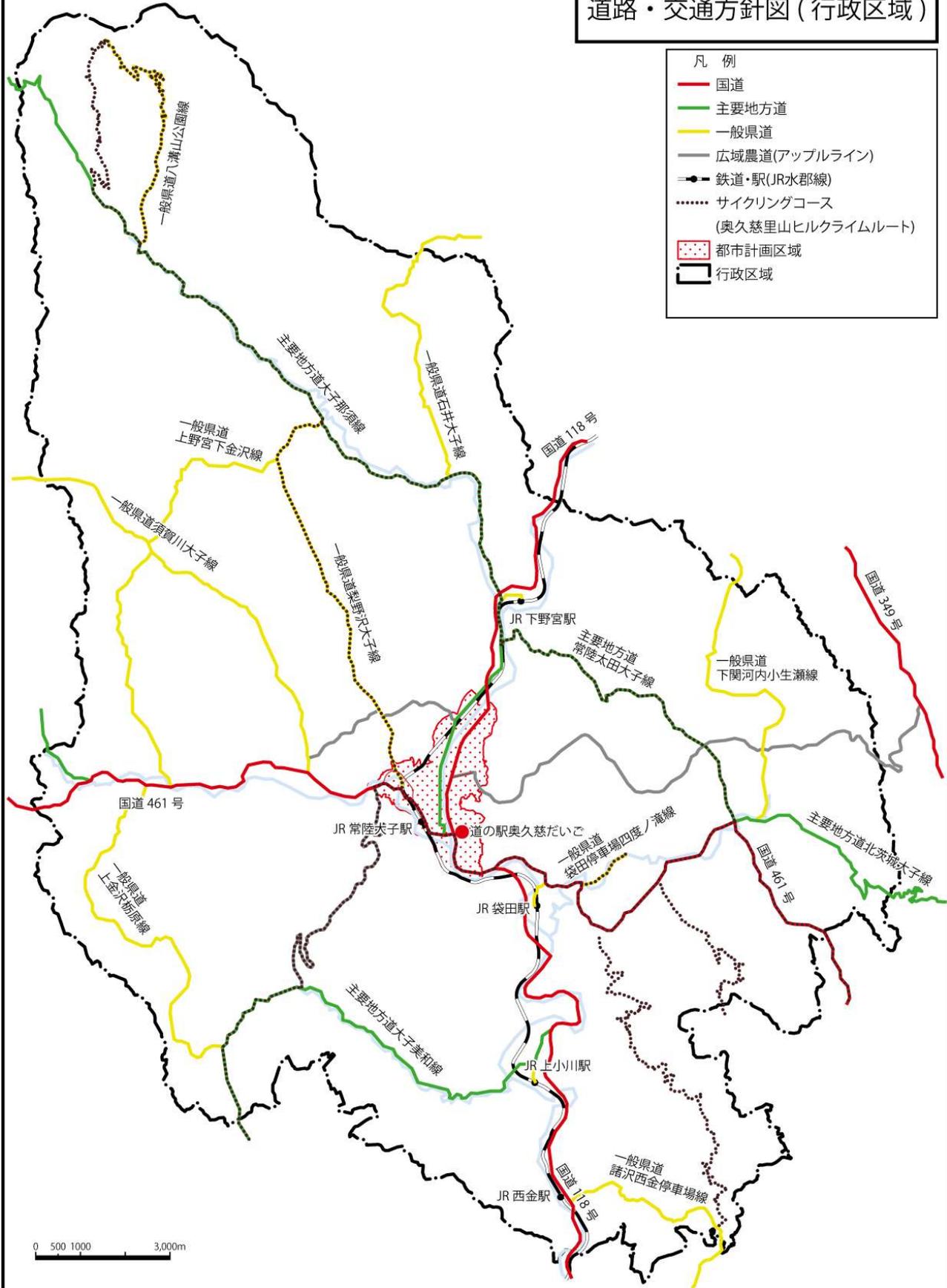
このため、本町ほか茨城県の県北地域 3 市（日立市、常陸太田市、高萩市）と栃木県の北東地域 5 市町（大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町、那珂川町）が連携し、両地域を東西に結ぶ「(仮)北関東北部横断道路」の具体化を目指します。

また、本町の新たな南北軸となり、国道 118 号を補完する(仮)水戸・郡山広域都市圏連絡道路や(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路の具体化を目指します。

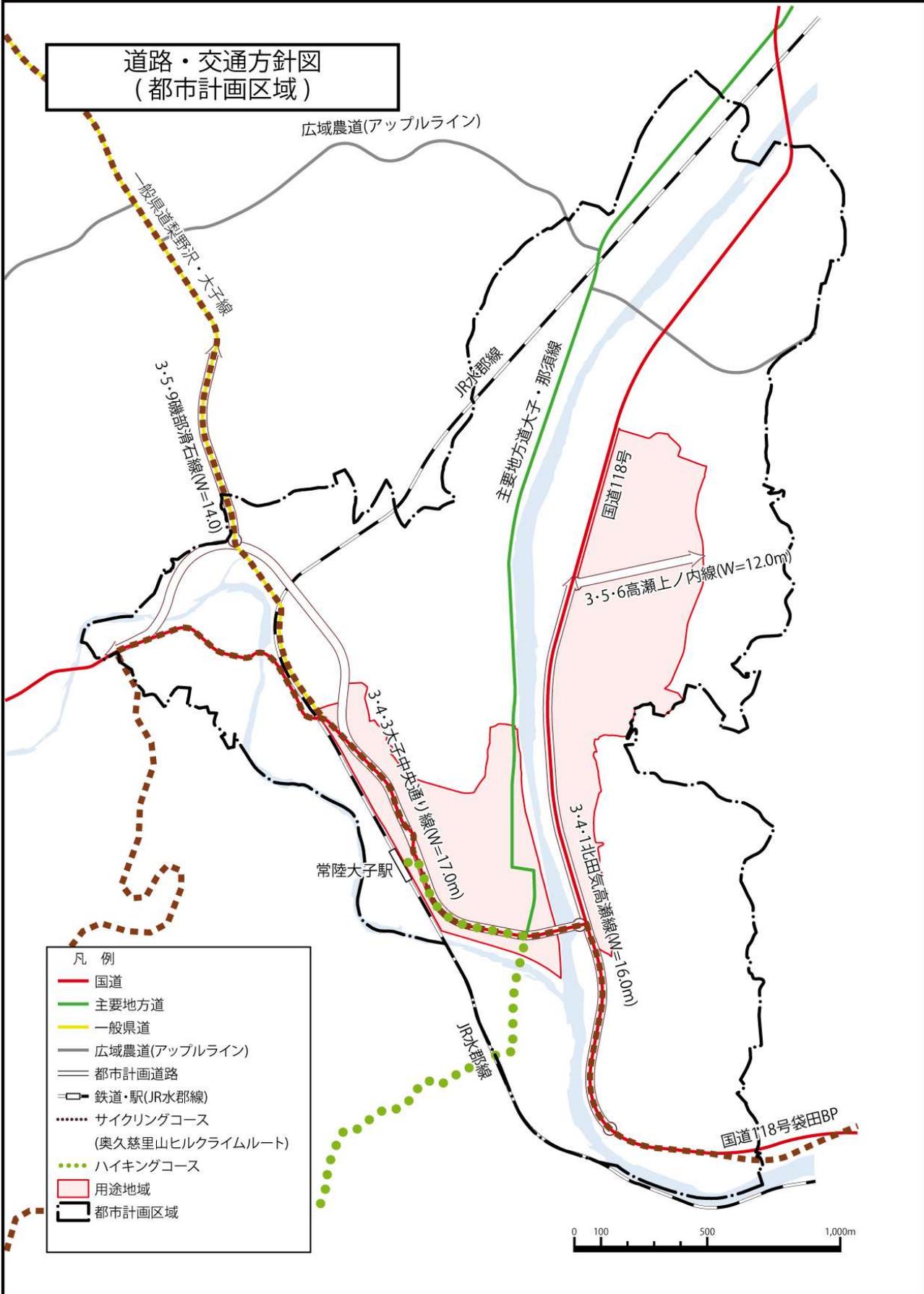
さらに、茨城港常陸那珂港区などと本県北部地域を連絡し、地域活性化を支援する茨城北部幹線道路の広域的道路計画の具体化を図ります。

道路・交通方針図(行政区域)

- 凡例
- 国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 広域農道(アップルライン)
 - 鉄道・駅(JR水郡線)
 - サイクリングコース
(奥久慈里山ヒルクライムルート)
 - ▨ 都市計画区域
 - ▭ 行政区域



道路・交通方針図
(都市計画区域)



(3) 公園・緑地の方針

本町の公園・緑地に関わる自然などの特性としては、八溝山や男体山などを中心とする奥久慈県立自然公園の山地や丘陵地に囲まれ、久慈川や八溝川を中心とする水系で構成される地勢が特性となっています。この特性を生かして緑と水の自然環境を保全しつつ、都市がほどよく調和するまちづくりを基本方針とします。

都市公園などの施設緑地については、既存施設の維持・管理を進めるほか、新たな配置を検討する際には、自然環境や歴史的資源などとの関わりに配慮し、良好な自然環境などの保全・活用を図るとともに、町民が日常的に利用しやすい市街地などの人口集積地を中心として配置することや、災害発生時の一時避難などにも留意して計画することとします。

また、法律や条例などに基づく制度による地域制緑地^{※1}については、本町では指定がありませんが、これに類する緑地である奥久慈県立自然公園^{※2}や花瓶山自然環境保全地域^{※3}については、自然環境や風致景観などに大きな影響を及ぼす行為を制限することにより、良好な自然環境の保全に努めます。

なお、これらの公園・緑地の適切な維持管理については、今後の効率的な行政運営の観点に加えて、町民や来訪者などの多様な人との関わりで、協働による維持管理活動なども検討します。

① 都市公園の配置と整備の方針

本町には、都市公園法に基づく都市公園は、大子広域公園（都市計画決定面積 61.0ha）があり、今後とも適切に維持・管理を行うこととします。

また、多目的温泉プール（フォレスパ大子）やオートキャンプ場（グリーンヴィラ）などがあり、来訪者向けの観光・レクリエーションの性格が強い公園でもあることから、来訪者の多様なニーズの変化を踏まえつつ、適宜、公園機能を見直し、設備のリニューアルや更新などを検討することとします。



※1 【地域制緑地】

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域、都市計画法に定める風致地区、森林法に定める保安林区域など、法律や条例などに基づく制度によって位置や区域を指定して保全などを行う緑地です。

※2 【県立自然公園】

本県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として県条例で定めたものです。

※3 【自然環境保全地域】

本生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として県条例で定めたものです。（高山性植生・亜高山性植生や優れた天然林、地形・地質が特異、特異な自然現象が生じている土地、動植物を含む自然環境が優れた海岸・湖沼・湿原・河川、植物自生地や野生動物生息地など）

②その他の公園等の配置と整備の方針

本町のその他の公園などとしては、奥久慈憩いの森、奥久慈茶の里公園があるほか、運動施設として大子町立リフレッシュセンター、大子町営グラウンド（大子町営下野宮グラウンド）、大子町営体育館（大子町営下野宮体育館、大子町立柔剣道場）などがあります。これらの施設については、設置・管理者などの関係機関と連携し、利用者のニーズを踏まえつつ、効率的で効果的な維持・管理を行うこととします。



このうち代表的な公園である奥久慈憩いの森については、森林学習館や林業研修センター、アスレチックや野鳥観察施設、キャンプ場、さらに森林浴の森として日本 100 選のひとつに選ばれたウォーキングコースがあり、豊かな自然とのふれあいの場として、今後も適切に維持・管理を行います。

また、奥久慈茶の里公園については、本格的な茶室や茶畑が広がる公園で、奥久慈茶の体験や購入の施設、和紙人形の美術館などがあり、奥久慈の豊かな自然が体感できる施設として、今後も適切に維持・管理を行います。

③緑のネットワークの配置と整備の方針

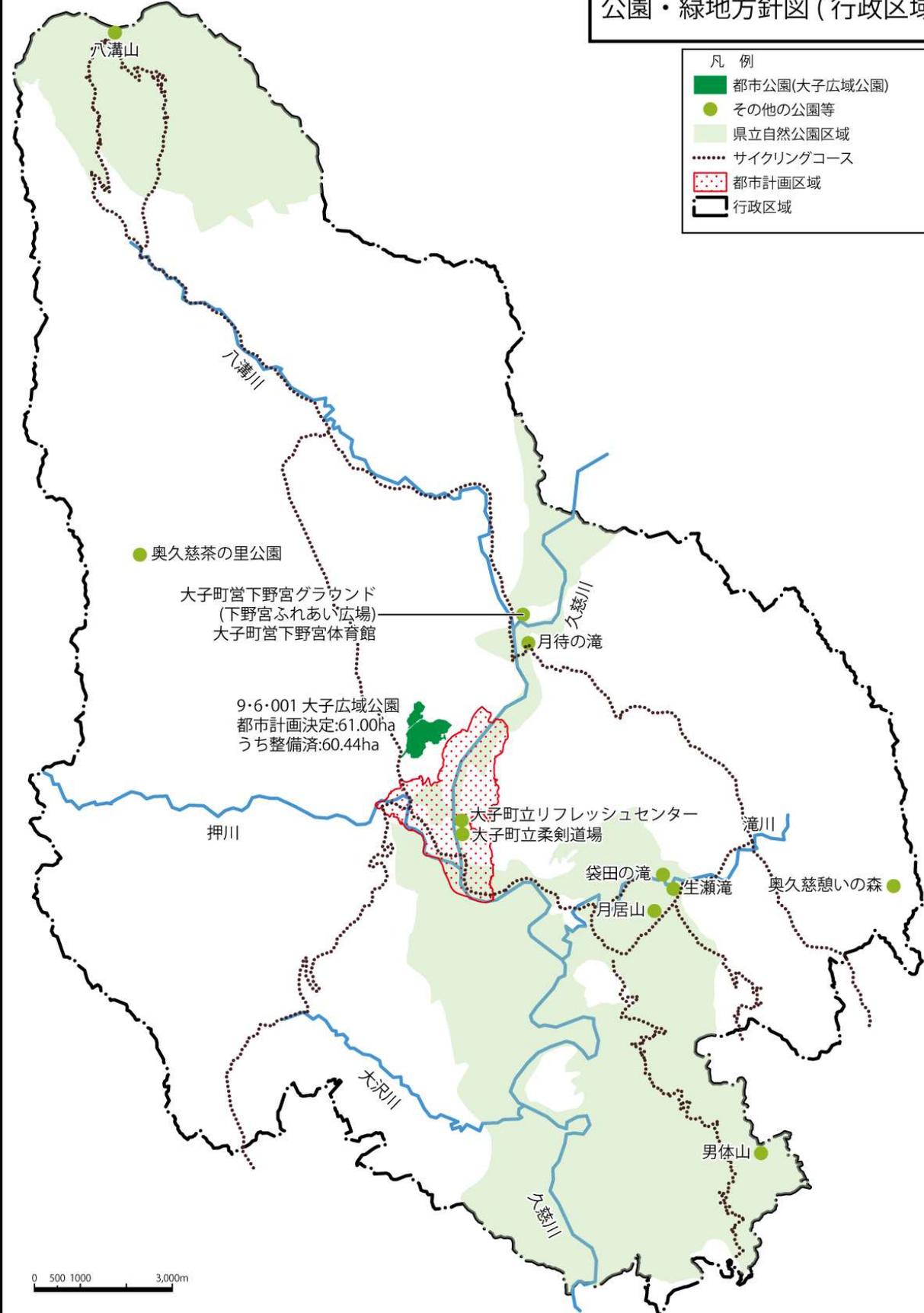
豊かな自然の環境保全、動植物の営みなどの生態系、火災の延焼防止や自然災害時の避難などの防災など、緑の持つ機能をより効果的に発揮させるためには、緑の連続性（ネットワーク）が重要です。このため、本町及び周辺地域にある公園・緑地、自然環境の保全地、観光・レクリエーション施設などの拠点を、山地・丘陵地、河川・水路、散策路・サイクリングロード・ハイキングロードなどの軸によってネットワーク化していくこととします。



本町における骨格的な緑のネットワークは、八溝山や男体山などの連なる緑系の軸と久慈川や八溝川などの水系の軸を主要な軸に、これらに繋がる山地や中小河川の軸や道路や散策路などの人の軸を補助的な軸として、これらを有機的に連携させることとします。

公園・緑地方針図(行政区域)

- 凡 例
- 都市公園(大子広域公園)
 - その他の公園等
 - 県立自然公園区域
 - サイクリングコース
 - 都市計画区域
 - 行政区域



(4) 河川・排水の方針

①河川の配置と整備の方針

本町全域は、八溝川、押川、滝川、大沢川などの支川やその他の中小河川も含めて一級河川久慈川の流域となっており、代表的な河川の整備はおおむね進みつつありますが、令和元年東日本台風において甚大な被害が発生した久慈川水系の一部では、引き続き治水対策に取り組めます。



具体的な取り組みとしては、国土交通省をはじめとする関係機関が連携し、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」と整合を図り、多重防御治水の推進や減災の推進のため、久慈川の河道掘削や堤防整備等の治水対策を中心に、ハード整備とソフト施策の効果的な組み合わせにより地域の安全性を高めます。

また、河川は、釣りやキャンプなどのアクティビティ面や、袋田の滝をはじめとする景観面での観光・レクリエーションの重要な資源でもあるため、安全性を高める治水面に加えてレジャーでの利水面にも配慮し、良好な自然環境を保全することや、親水性を高めることなどにも取り組むこととします。

さらに、河川が有する生物生息空間や良好な景観の機能や役割を活用し、安全安心な治水への取り組みなどに役立てるグリーンインフラとして、ハード・ソフト両面での取り組みを図ります。

②排水の配置と整備の方針

市街地などの人口や産業などが集積する地域における排水については、降雨時などに速やかに雨水を排除する雨水排水と各家庭の生活雑排水や事業所からの排水を処理する污水排水があり、それぞれ以下のような方針とします。

雨水排水については、宅地化が進んでいる市街地においては、農地や山林などと異なって地下浸透が進みにくいことから、降雨時には道路側溝や水路を経て短時間で河川に放流する必要があります。このため、市街地のうち比較的高低差が少ない JR 常陸大子駅周辺の市街地においては、雨水による浸水防除を図るための施設整備を計画的に進めるため、令和 6 年 3 月に改定した「大子町公共下水道事業計画」に基づき、排水施設など（管渠や雨水吐口、雨水ポンプ場や雨水調整池など）の整備を推進します。

なお、都市計画決定している都市下水路については、各種状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

污水排水については、生活排水ベストプランなどにより快適で衛生的な市民生活の実現や久慈川水系の各河川の水質浄化を図るため、合併処理浄化槽の積極的な整備を行います。

河川・排水方針図 (都市計画区域)

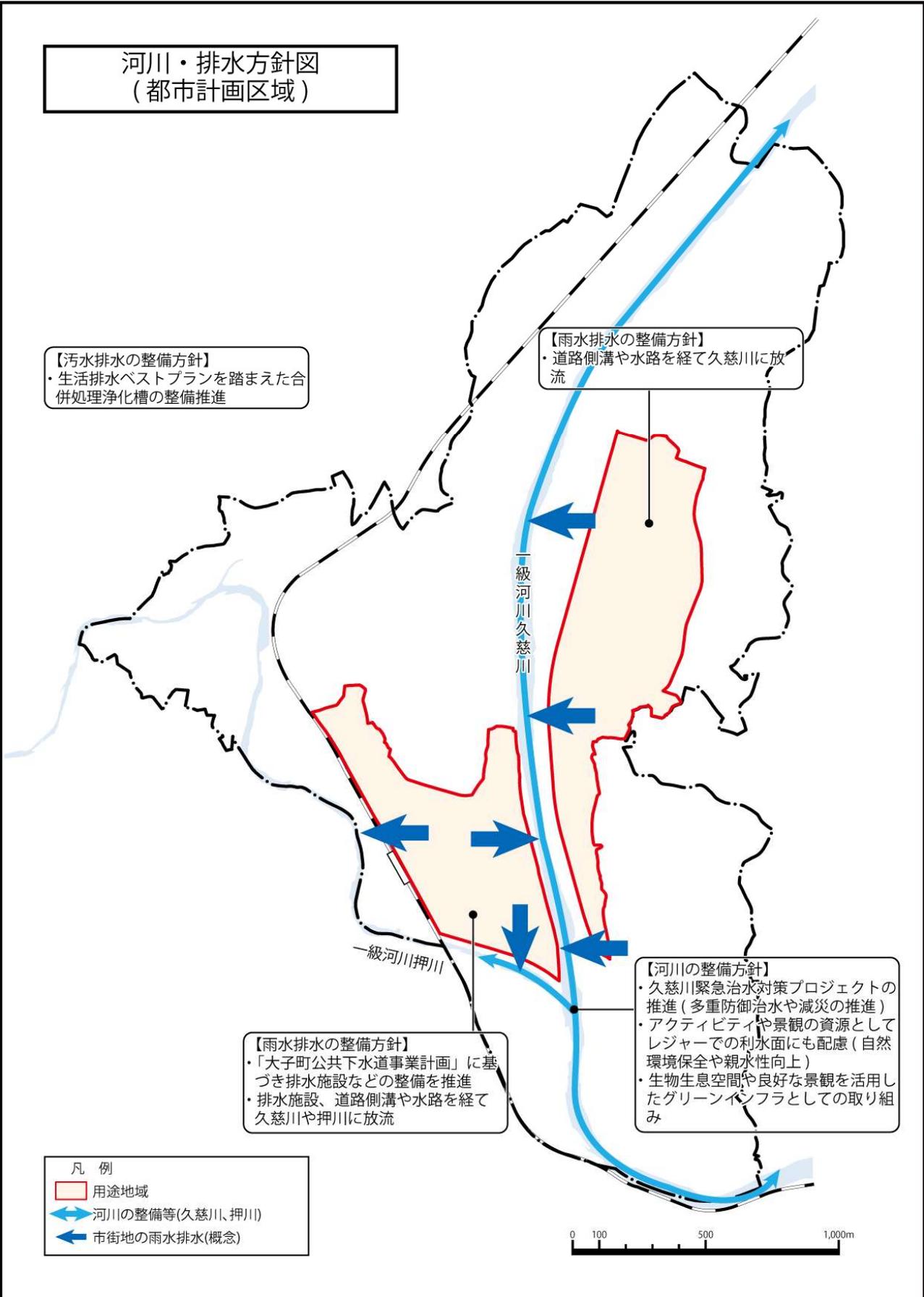
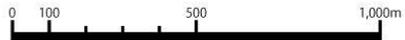
【汚水排水の整備方針】
 ・生活排水ベストプランを踏まえた合併処理浄化槽の整備推進

【雨水排水の整備方針】
 ・道路側溝や水路を経て久慈川に放流

【雨水排水の整備方針】
 ・「大子町公共下水道事業計画」に基づき排水施設などの整備を推進
 ・排水施設、道路側溝や水路を経て久慈川や押川に放流

【河川の整備方針】
 ・久慈川緊急治水対策プロジェクトの推進(多重防御治水や減災の推進)
 ・アクティビティや景観の資源としてレジャーでの利水面にも配慮(自然環境保全や親水性向上)
 ・生物生息空間や良好な景観を活用したグリーンインフラとしての取り組み

- 凡 例
- 用途地域
 - ⇄ 河川の整備等(久慈川、押川)
 - 市街地の雨水排水(概念)



(5) その他の都市施設の方針

その他の都市施設としては、町民の健康的で衛生的な日常生活を支え、良好な自然環境を維持するため、ごみ処理場、し尿処理場、火葬場を配置し、当面は現在の施設を維持しつつ、設備の老朽化などの状況を踏まえながら、適宜、更新を行っていきます。

なお、本町においては、いずれの施設も大子町単独で運営（一部業務の民間委託含む）していますが、今後の効率的な行政運営の観点からは、施設・設備の長寿命化を検討するほか、周辺自治体との連携も念頭に置くこととします。

①ごみ処理場の配置などの方針

ごみ処理については、都市計画区域外に位置する大子町環境センターにおいて集約的に処理することとし、既存設備の維持・管理を適切に行います。

②し尿処理場の配置などの方針

し尿処理については、都市計画区域外に位置する大子町衛生センターにおいて集約的に処理することとし、既存設備の維持・管理を適切に行います。

③火葬場の配置などの方針

火葬場については、都市計画区域外に位置する大子町斎場において集約的に対応することとし、既存設備の維持・管理を適切に行います。



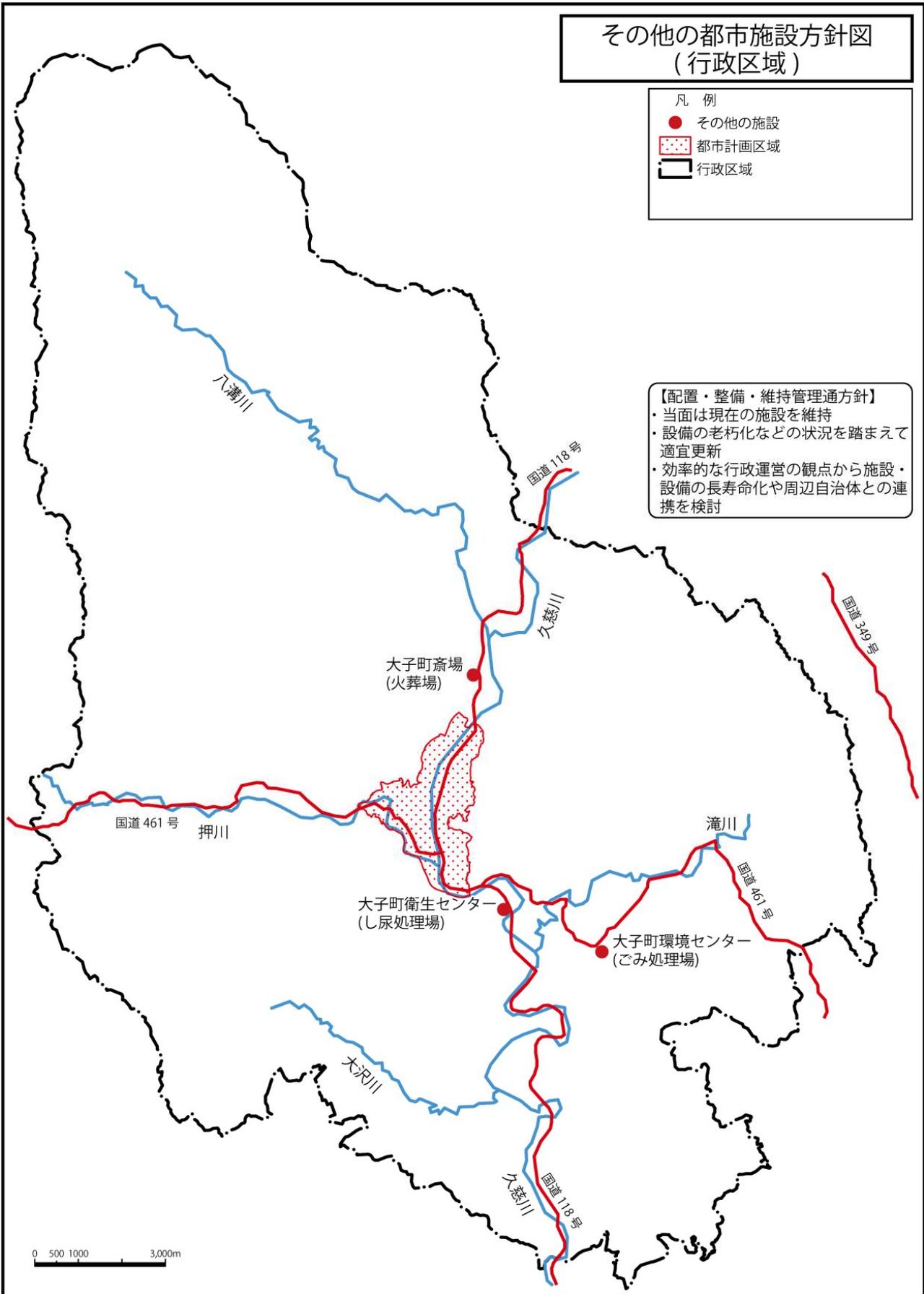
その他の都市施設方針図 (行政区域)

凡 例

- その他の施設
- 都市計画区域
- 行政区域

【配置・整備・維持管理通方針】

- ・当面は現在の施設を維持
- ・設備の老朽化などの状況を踏まえて適宜更新
- ・効率的な行政運営の観点から施設・設備の長寿命化や周辺自治体との連携を検討



(6) 地区計画の方針

地区計画制度^{※1}は、市街地や市街地に準じる拠点地区などにおいて、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付ける手法であり、本町では地区の良好な都市環境を整備・維持するために定めることとします。

① 大子駅前地区（既決定）の配置などの方針

本町がこれまで定めている地区計画区域である大子駅前地区においては、地域住民にとって日常生活の利便性が高い生活拠点としての役割と、まちなか観光拠点の役割を担うことで、生活者と来訪者の交流による活性化を図るため、生活・観光・交流を柱としたまちづくりにより、中心市街地の活性化を進めることとします。

具体的には、地域資源を生かしたまちの魅力づくりのため、板倉のまちなみや歴史的建造物、まちなかに多く残る路地や町堀など、昔ながらのまちの雰囲気を生かし、大子らしい魅力的なまちなみ景観を形成し、歩いて楽しめる回遊できるまちづくりを進めるため、建築物の用途の制限や建築物の形態又は意匠の制限、地区施設（道路 6 路線）を定め、引き続き維持を図ります。



※1 【地区計画制度】

「目標」や「方針」を定めることで、地区に関わる人たちがまちの将来像を目標として共有し、この実現のための方針に基づいてまちづくりを進めるほか、「地区整備計画」で道路・公園などの位置や建築物などのルールを定めるものです。

②その他の地区（将来計画）の配置などの方針

拠点施設が立地しているなど都市的土地利用が進んでいることにより、施設周辺において土地利用の混在などの恐れがある地区においては、地区計画制度をはじめとして、用途地域、特定用途制限地域制度^{※1}などの土地利用規制・誘導方策の適用を検討し、計画的な土地利用の推進を図ります。

いずれの地区についても、立地適正化計画を見直す際には、必要に応じて「都市機能誘導区域」としての位置付けを行うことを検討します。

役場周辺地区の方針

【現状】

用途地域外（白地地域）ではあるものの、町役場や町営研修センターなどの公共公益施設が立地しており、行政サービス拠点となっていることから、「大子町立地適正化計画」において「準都市機能誘導区域」と位置付けています。

【方針】

従来の機能を将来に渡って維持するため、前述のように地区計画制度をはじめとして、用途地域、特定用途制限地域制度などの土地利用規制・誘導方策の適用を検討することとし、適宜、都市計画の位置付けを行うことを検討します。

保健センター周辺地区の方針

【現状】

役場周辺地区同様に用途地域外（白地地域）に大子町保健センターや茨城県大子合同庁舎などの公共公益施設が立地しており、行政サービス拠点となっていることから、「大子町立地適正化計画」において「準都市機能誘導区域」と位置付けています。

【方針】

従来の機能を将来に渡って維持するため、前述のように地区計画制度をはじめとして、用途地域、特定用途制限地域制度などの土地利用規制・誘導方策の適用を検討することとし、適宜、都市計画の位置付けを行うことを検討します。

都市計画区域外の方針

【現状】

現在は都市計画区域外ではあるものの、北田気地区をはじめとして公共公益施設や事業所用地として一団の都市的土地利用が図られている地区があり、町民などの生活利便性や地域活力の維持に役立っています。

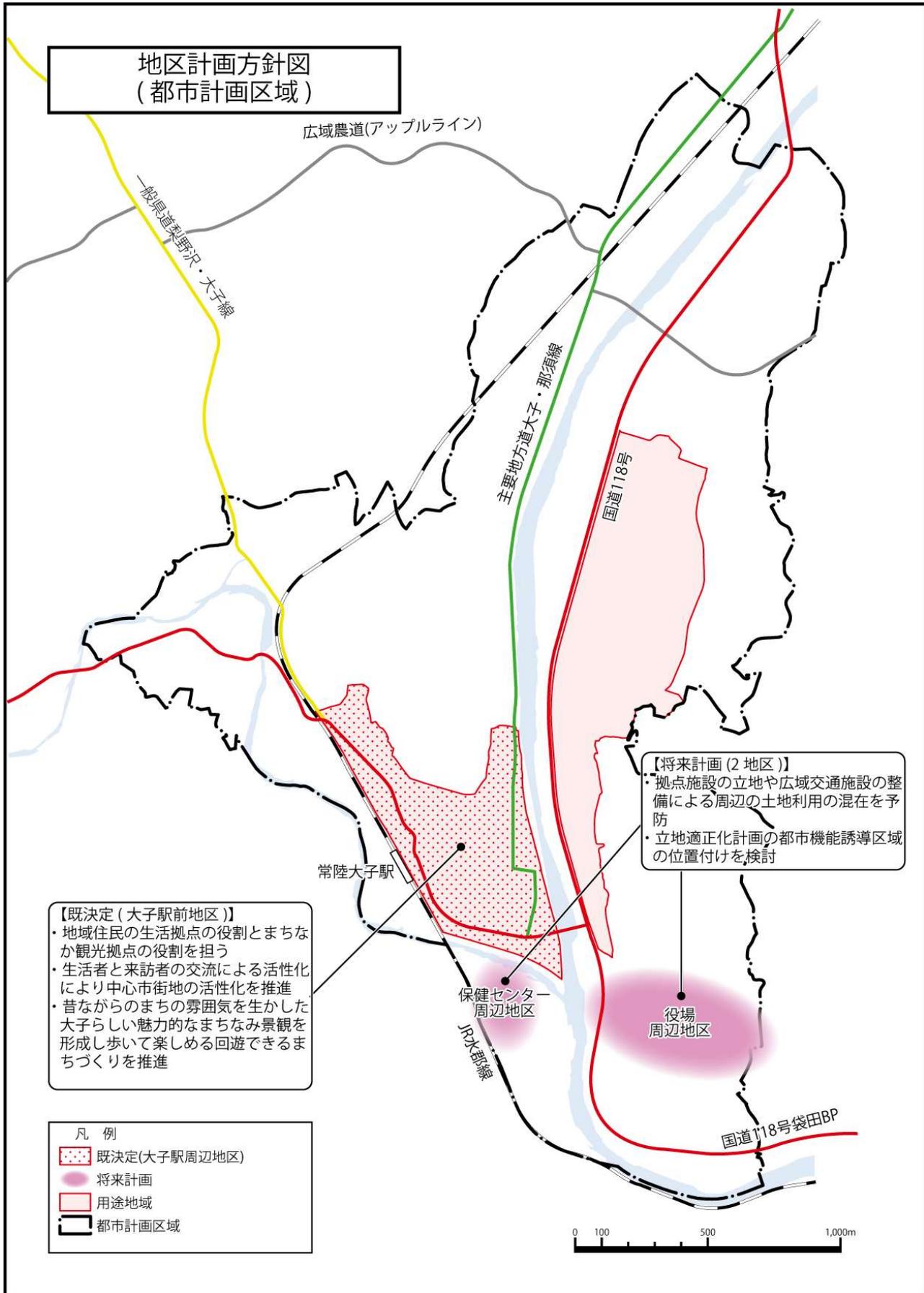
【方針】

既存施設の拡充や新たな施設の立地に際して、適切な土地利用の誘導と各種支援の拡充のため、必要に応じて都市計画区域の見直しとともに、地区計画制度、用途地域、特定用途制限地域制度などの都市計画の位置付けを行うことを検討します。

※1 【特定用途制限地域制度】

周辺環境に影響を与えるおそれのある建物の建築を制限するために範囲を限定して定めるものです。

地区計画方針図
(都市計画区域)



(7) 都市景観の整備の方針

本町の都市景観の保全要素については、本町全体の個性的で良好な景観の骨格となっている八溝山系の山地や丘陵地の山岳景観と、久慈川水系の河川による清流景観を骨格に、川沿いの集落地や果樹園、水田等による山村集落景観、袋田の滝や月待の滝などの風光明媚な自然景観、神社仏閣や歴史的由来のある名所などの伝統的歴史景観、JR 常陸大子駅周辺の懐かしさやレトロ感のある街並みなどの都市景観について、景観資源の抽出・調査を基にして保全・活用を検討します。



そのほか、今後の少子高齢化により、集落や里山などの荒廃が進むことも懸念されるため、不法投棄の監視体制の強化、荒廃する山林や耕作放棄された農地などの環境美化などについて検討します。

(8) 安全・安心なまちづくりの取り組みの方針

① 復興事前準備の取り組みの方針

今後、本町において大規模自然災害が発生した場合には、発災後に災害復旧に迅速に取り組むことが不可欠ですが、原状回復型の復旧・復興のみならず、よりよい総合的なまちづくりを効果的に推進する視点で、発災前からあらかじめ方針を明確にしておくことが重要です。

本町における復興事前準備の基本的な方針としては、本町が目指すまちづくりの将来像の実現に向けて、仮に大規模自然災害が発生した際に、大規模自然災害発生を契機としたよりよい復興まちづくりを目指すこととします。

具体的には、災害リスクの高い場所から災害リスクの低い場所への居住や各種都市機能の移転・集約を図るため、大子町立地適正化計画に定める居住誘導区域をはじめとして、集団移転等の受け皿となる面的市街地整備や都市基盤施設や宅地等の個別整備を地域特性に応じて選択して実施することとします。また、避難・救急救命・防災活動を支える道路や公園・緑地等の整備を図ります。そのほか、本町において想定される主な大規模自然災害として、地震、豪雨、水害、土砂災害、大規模火災など各種災害種別毎の方針を定めます。

さらに、復興まちづくりをより円滑に推進するため、発災前から町民への災害リスクの周知や将来的なまちづくりの方針となる本計画の周知を図ります。

なお、より具体的な復興まちづくりについては、今後、「事前復興計画」の策定により、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針等を検討し、総合的な復興まちづくりの計画とすることを検討します。

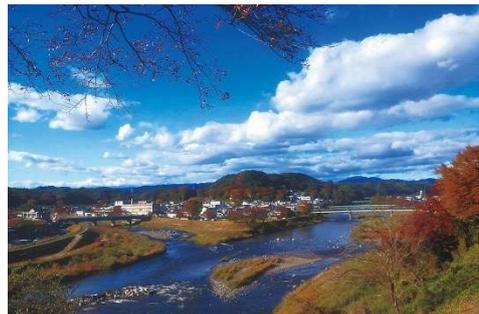
②地震災害への取り組みの方針

地震災害については、「大子町耐震改修促進計画」を踏まえ、それぞれの建築物の耐震診断結果を基にして、公共建築物並びに民間建築物の耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性の向上を図ります。

また、液状化による被害を軽減するため、液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集やデータベース化の充実に努めるとともに、宅地等における締固め、置換、固結等の有効な地盤改良の検討を促進するとともに、パンフレットの配布等による液状化対策に関する普及・啓発を推進します。

③水害への取り組みの方針

河川等に関わる水害については、浸水想定区域などの水害の発生が危惧される河川・水路沿いの低地において河川・水路のハード面の整備を推進するほか、これらの地区における市街化や宅地化を抑制するよう周知・指導を行うなどのソフト面の対策を講じることとします。



また、内水氾濫が発生するおそれのある地域については、中小河川や水路等の排水設備、調整池等の雨水貯留施設等の整備を推進します。

そのほか、町民の迅速かつ適切な避難行動を促すため、避難路の整備、マイ・タイムラインの作成支援、ハザードマップ等によるリスクの周知、公共施設における避難マニュアルの作成及び民間施設における避難マニュアル作成の働きかけ、自主防災活動の支援など、ハード対策・ソフト対策ともに推進します。

④土砂災害への取り組みの方針

本町には、多くの山地や丘陵地があることを踏まえ、斜面の崩落が危惧される急傾斜地において法による位置付けや必要な整備を検討し、市街化や宅地化を抑制するよう周知・指導を行うほか、建築基準法に基づく災害危険区域^{※1}では、住宅の建築に関する災害防止上必要な制限を行います。

また、盛土造成地では、地滑り、崖崩れ、土砂流出などが懸念されるため、宅地造成及び特定盛土等規制法^{※2}に基づき情報周知を行うとともに、安全基準への適合、安全保持などを促進します。

⑤大規模火災への取り組みの方針

市街地などの宅地集積地のうち、建築物の密度が高く延焼の恐れがある地区においては、防火地域や準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化などを促進することで市街地の安全性を高めることとします。

また、JR 常陸大子駅周辺の市街地などの宅地集積地のうち、道路が狭あいである地区においては、火災発生時の延焼防止や避難路の確保を進める観点から、建築基準法に基づく道路幅員の確保（セツバック）を促進するため、町民と行政の協働により既存の狭あい道路の整備を検討します。

そのほか、これらの密集市街地などにおいては、災害発生時の避難地となる公園・緑地や公共空地などの確保、避難路となる幹線道路やまちなかにある路地などの整備を検討します。

※1 【災害危険区域】

建築基準法第 39 条に基づき、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で定めることで、災害防止上必要な住宅の建築に関する制限を行うものです。

※2 【宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土等規制法）】

危険な盛土等を規制するため、規制区域を定めて盛土等を許可制とし、盛土等の安全を保つことを定めたものです。本町では、全域が特定盛土等規制区域に、主要な市街地や集落地が宅地造成等工事規制区域に定められています。

⑥防犯への取り組みの方針

人口減少が進む本町では、人の目が行き届きにくくなる恐れがあるため、管理が十分でない土地や建物での各種の犯罪発生リスクがあることから、空き地や空き家の有効活用や各種の防犯対策を講じることで市街地の安全性を高めることとします。

(9) 持続可能なまちづくりの取り組みの方針

SDGs の考え方を踏まえ、持続可能なまちづくりのため、将来に渡って町民生活を支えるために必要な工夫や取り組みを行います。

①ライフラインの整備の方針

本町は、宅地などが全町的に分散しているとともに過疎化が進みつつあるため、上・下水道、電力、情報通信などのライフラインの維持・整備が非効率的になりやすい面があります。持続可能なまちづくりの観点から、市街地や都市的発展の可能性が高い拠点的な地区を重点・先行的に整備するなど、より効率的かつ効果的な維持・整備を行っていきます。

また、自治体における課題として、過疎化や少子高齢化による労働人口の減少が自治体の担い手不足や税収減につながる一方、社会的変化やニーズの多様化により、行政運営は多様化・繁忙化が進みつつある中で、これまでどおりに町民の日常生活における利便性を維持することが難しくなりつつあります。そこで、様々な DX 技術^{※1}を活用して、行政運営に関する業務の効率化を図ることが重要とされています。まちづくりの観点からは、行政運営のみならず、地域のあらゆる分野を総合的に DX 化するスマートシティ化に取り組むことで、地域社会全体の効率化や高度化を図り、町民生活の利便性の維持あるいは向上、さらには地域としての子町の新しい価値の創出に繋げることが考えられます。本計画の策定を契機として、このように多面的なまちづくりに取り組むこととします。



※1 【DX 技術】

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称で、デジタル技術を活用し顧客や社会のニーズに応じて事業や組織等を変革していくことです。

②グリーンインフラへの取り組みの方針

本町におけるグリーンインフラ^{※1}への取り組みとして、非常に豊かな自然資源を生かしつつ、魅力ある里山景観を維持し、さらにこれらを通じて地球温暖化対策への貢献を行うこととします。



エネルギーを取り巻く状況は、厳しさを増していることを踏まえ、まちづくりの観点からは、緑の保全や環境負荷の少ないまちづくりを推進します。このため、町域の約 8 割を占める森林などの山岳地の保全をはじめとして、身近な緑である公園・緑地などの維持・整備、建築物や土木構造物の緑化などを推進します。

また、低炭素社会の実現に向けたまちづくりの観点から、本町が有する緑の財産である森林を生かし、J-クレジットなどの森林資源の二酸化炭素吸収量を経済価値に換算する取引を推進することや、グリーンファイナンスやサステナブルファイナンスなどの自然資源等を客観的に評価して商品化等を行う仕組みの適用や導入を検討するなど、緑と水資源を活用した環境対策を目指します。



さらに、住宅などの建築物の ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）^{※2}を支援することや、本町などにおける林業の振興及び地域産業の育成を通じた森林環境の維持・保護の観点から、県産材を使った住宅建設を支援します。

そのほか、環境負荷が比較的に少ない公共交通の利用を促進する視点から、「大子町地域公共交通計画」と整合を図りつつ、クリーンエネルギー自動車のカーシェアリングへの活用、自動運転をはじめとする先進的な技術の活用の検討、公共交通網を支える効率的で効果的な道路ネットワークの構築、利便性向上に役立つ乗り継ぎ結節点の整備などを図ります。

加えて、本町を特徴付けている自然資源である久慈川などの河川について、アユをはじめとする生物多様性の確保と、安全安心な治水対策の共存を図ります。

※1 【グリーンインフラ】

自然環境が有する機能を社会や地域の様々な課題解決に活用する考え方であり、ハード・ソフト両面での取り組みにより自然環境が有する多様な機能（生物生息空間確保、良好な景観形成、温暖化対策など）を活用して持続可能かつ魅力ある地域づくりを進めるものです。

※2 【ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）】

快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）でおおむねゼロ以下となる住宅のことです。

7. 実現方策

(1) リーディングプロジェクトの設定

本計画が掲げるまちづくりの将来像などを実現するための方策として、事業・制度・施策などに取り組みます。

この事業などは、相互に連携させることでより効果的で効率的なまちづくりの推進を図るため、関わりが強いものをまとめるとともに、都市計画分野のみならず広範なまちづくり分野や関連他分野との相乗効果も期待できるよう、先導的な役割を担うリーディングプロジェクトを位置付けます。

リーディングプロジェクトは、「まちづくりの将来像」に示した「都市づくりの目標」の達成に役立てるものであるため、4つの都市づくりの目標項目毎に組み立てます。



さらに、「第7次大子町総合計画」において、SDGsの考え方や達成目標との連動した行政運営を位置付けていることから、リーディングプロジェクト毎にSDGsとの関わりを整理します。

SDGsの概要

- ・国連が提唱する「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」
- ・貧困、紛争、気候変動、感染症など、人類は、これまでになかった数多くの課題に直面しており、このままでは、人類が安定してこの世界で暮らし続けることができなくなるとの危機感から、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2030年（令和12年）までに達成すべき具体的な目標として掲げたもの (<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/about/>)

The image displays the 'Sustainable Development Goals' logo, which reads 'SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS'. Below the logo are 17 numbered icons, each representing a specific goal. The icons are arranged in two rows: the first row contains goals 1 through 9, and the second row contains goals 10 through 17. Each icon includes a small number and a brief description in Japanese. For example, goal 1 is '貧困をなくそう' (Eradicate poverty), goal 2 is '飢餓をゼロに' (Zero hunger), and goal 17 is 'パートナーシップで目標を達成しよう' (Strengthen partnerships for sustainable development). A larger version of the SDG wheel logo is shown at the bottom right of the icons.

(2) リーディングプロジェクトの方針

リーディングプロジェクトの具体的なメニュー、さらに各メニューを実現するための事業など（事業、制度、施策）の例は次のとおりです。

リーディングプロジェクト 1 地域の魅力の創出プロジェクト

【プロジェクトの狙い】

本町の魅力の向上や創出により、町民などの愛着度を高めることで定住促進に繋げるとともに、来訪者や本町出身者などの満足度を高めることなどにより、幅広い人の好感度を高め、関係人口の増加を図るものです。

【事業などのメニュー】

- ①居住環境の整備：居住誘導区域やその周辺市街地、拠点集落地での都市基盤施設の整備などにより町民の快適な居住環境を支えます。

【個別の事業などの例】道路・公園・上水道・排水・河川などのインフラ整備、空き地や空き家の活用、生活利便施設の立地誘導、地区計画制度の活用など

- ②交通システムの維持：主要な交通網である幹線道路と JR 水郡線の維持と整備により町民の日常生活や広域交通の円滑性や利便性を確保します。

【個別の事業などの例】幹線道路の整備、鉄道やバスの DX 化と利用促進、デマンド型交通の普及と維持、乗り継ぎの利便性向上など

- ③総合的な魅力向上：懐かしさを感じる里山環境や自然環境の維持と向上により観光客や来訪者の愛着度を高めて関係人口の裾野を広げます。

【個別の事業などの例】里山やまちなみの景観の保全と整備、水と緑の自然環境の保全、観光・レクリエーション施設の拡充、地域イメージの広報戦略など

- ④自転車環境の充実：市街地と景勝地や丘陵地での自転車通行帯などの整備により町民の日常交通手段や来訪者のサイクルツーリズムを充実させます。

【個別の事業などの例】道路での自転車通行帯の整備、サイクリングコースの整備、鉄道駅や道の駅などでの乗り換え機能の強化、サイクルトレインの普及、サイン計画、シェアサイクル、健康づくり施策との連携など

- ⑤多様な交流の支援：町民や来訪者の交流のための場と仕組みを整えることにより相互の交流による地域活力の向上を図ります。

【個別の事業などの例】道の駅や各種交流拠点の拡充、多地域居住の支援、交流のためのイベントの拡充、DX を活用した広報活動の推進など

【SDGs との関わり】



リーディングプロジェクト2 大子らしい原風景を守るプロジェクト

【プロジェクトの狙い】

大子らしさのひとつである、盆地に開けた懐かしさを感じる市街地とそれを取り囲む山地、丘陵地や久慈川などの清流が織りなす「自然とまちがほどよく調和する原風景」を守り、次世代に遺すものです。

【事業などのメニュー】

- ①自然環境の保全：良好な緑地などの自然環境を地域制緑地として保全するとともに、人口集積地付近の自然資源を施設緑地として保全します。

【個別の事業などの例】風致地区などの地域地区の指定、自然環境保全地域などの指定、緑の認証制度の活用、水系の保全活動、都市公園の整備など

- ②景観保全と整備：奥久慈県立自然公園や久慈川水系の自然、農地や屋敷林の農村、歴史的建築物や文化財の歴史文化などの景観を保全します。

【個別の事業などの例】景観条例の制定、景観計画の策定、良好な景観地区での景観整備、電線地中化の推進、不法投棄防止の仕組みなど

- ③余暇とまちづくり：レクリエーション拠点や拠点間ネットワークの整備により、観光振興とともに町民の健康面や余暇面などの生活向上を一体で行います。

【個別の事業などの例】レクリエーションや交流の施設の拡充、施設間ネットワークの充実、コンテンツの充実、6次産業化の推進、イベントや広報の充実など

- ④水環境の向上：汚水排水対策により、久慈川水系の良好な水環境を維持し、水質や生物多様性を高めます。

【個別の事業などの例】合併処理浄化槽の普及、親水性や自然環境に配慮した河川整備、河川や水路の環境維持管理活動、水生生物の保護など

- ⑤農林業の振興：農地法による農地などの保全に加え、林地開発許可制度や開発許可制度を活用し、総合的に農林業振興を支えます。

【個別の事業などの例】農林業生産環境の整備、農林資源の質的向上と販路拡大、関連法による地域保全、6次産業などへの産業高度化など

【SDGsとの関わり】



リーディングプロジェクト3 まとまりある利便性向上プロジェクト

【プロジェクトの狙い】

居住誘導区域などにおいて、集約と連携に関連する生活施設や身近な交通手段を保ち続けることで、町民などの暮らしやすさの維持・向上を図るものです。

【事業などのメニュー】

- ①生活利便施設の維持：都市機能誘導区域などにおいて商業、医療、金融などの生活利便施設の維持や誘導を図ります。

【個別の事業などの例】立地適正化計画に基づく各種施設の誘導、誘導施策の拡充による立地促進、建築・開発誘導のためのインフラ整備など

- ②関連施設の連携：教育と子育て支援施設、医療と福祉施設など、相互の関連が強い施設を集積・連携し、町民の利便性を高めます。

【個別の事業などの例】関連施設の一体化や複合化、都市機能誘導区域への集中立地、公民連携による一体的運用、県や周辺自治体との連携など

- ③既存ストックの活用：利便性や安全性に恵まれながら遊休資産となっている空き地や空き家などを活用し、居住誘導区域人口を維持します。

【個別の事業などの例】空き家バンクや移住定住促進策の活用促進、建築・不動産・金融などの事業者と行政の連携促進、ストック活用支援施策の拡充など

- ④交通システムの維持：市街地と郊外を結ぶ公共交通や多様な交通を維持し、郊外の町民の生活利便性確保と市街地の活性化を両立します。

【個別の事業などの例】鉄道とバスの利用促進、デマンド型交通の普及と維持、ライドシェアや乗り合いなどの新たな移動手段の支援、パーソナルモビリティビークルの普及支援など

【SDGs との関わり】



リーディングプロジェクト4 持続可能で安全安心なプロジェクト

【プロジェクトの狙い】

災害や犯罪などに対する町民の安全安心の確保とともに、町民相互の支え合いなどを含めた不安軽減によって町民の定住とコミュニティを持続することに加え、まちづくりが戦略的なプロセスにより確実に実行される仕組みを構築することで、地域が自律的に継続的改善や向上を図れるようになるものです。

【事業などのメニュー】

- ①自然災害対策：山地や丘陵地と河川などの特性から生じる多様な自然災害リスクに対応し、ハード・ソフト両面の総合的な対策を講じます。

【個別の事業などの例】総合的な流域治水対策、河川施設整備、土砂災害の法指定と整備、避難地や避難路の整備、ハザード情報の周知など

- ②防犯対策：人口減少に伴う犯罪や災害のリスク軽減のため、管理が十分でない荒れ地や空き家の対策により安全安心を高めます。

【個別の事業などの例】空き家バンクや移住定住促進策の活用、ストック活用支援施策の拡充、環境美化や見守りの地域活動、防犯灯や防犯カメラの設置、通学環境整備など

- ③都市機能と移動手段：都市機能誘導区域や居住誘導区域において都市機能と公共交通を維持し、町民が末永く暮らしやすい環境を保ちます。

【個別の事業などの例】立地適正化計画に基づく各種施設の誘導、誘導施策の拡充による立地促進、公共交通などの利用促進など

- ④歩行環境の向上：人口集積地などでは徒歩や自転車などの身近で手軽な移動手段で暮らせるよう、利用環境を整えます。

【個別の事業などの例】歩道や自転車通行帯の整備、路地・散策路・河川堤防の整備や活用、サイクリングコースの整備など

- ⑤バリアフリー環境の向上：高齢者が多いことや不特定多数が訪れる観光地であるため公共施設や施設間の移動経路のバリアフリー化を図ります。

【個別の事業などの例】公共施設や集客施設と主要な移動経路のバリアフリー化、パーソナルモビリティビークルの普及支援など

- ⑥地域コミュニティの充実：高齢化や人口減少に伴う地域コミュニティ対策として、町内会や自治会、各種団体、さらに町外人材も含めた共助を促します。

【個別の事業などの例】住民参加イベントや活動の実施、自治組織の支援、自治組織の連携や統合、多様な担い手の育成、情報共有と発信など

- ⑦効率的都市運営：人口と経済の縮退やインフラ老朽化などの収支構造の変革対応として、効率的な都市運営の仕組みを整えます。

【個別の事業などの例】DX やスマートシティ化の推進、行財政改革の推進、まちづくりの多様な担い手育成、官民連携(PPP/PFI)の推進など

【SDGs との関わり】

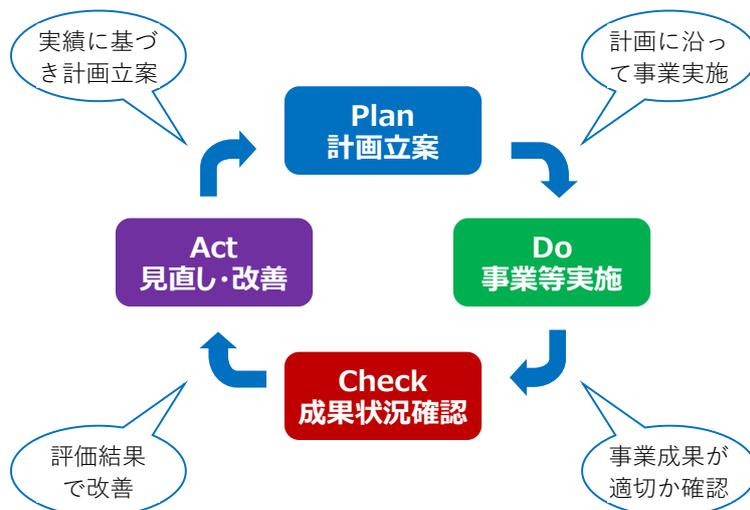


(3) まちづくりの推進のための工夫

本町のリーディングプロジェクトをはじめとする都市計画やまちづくりの事業などは、今後の多様化する社会や地域の環境に逞しく対応し、より効果的で円滑に推進するため、次のような事項に留意しながら取り組みます。

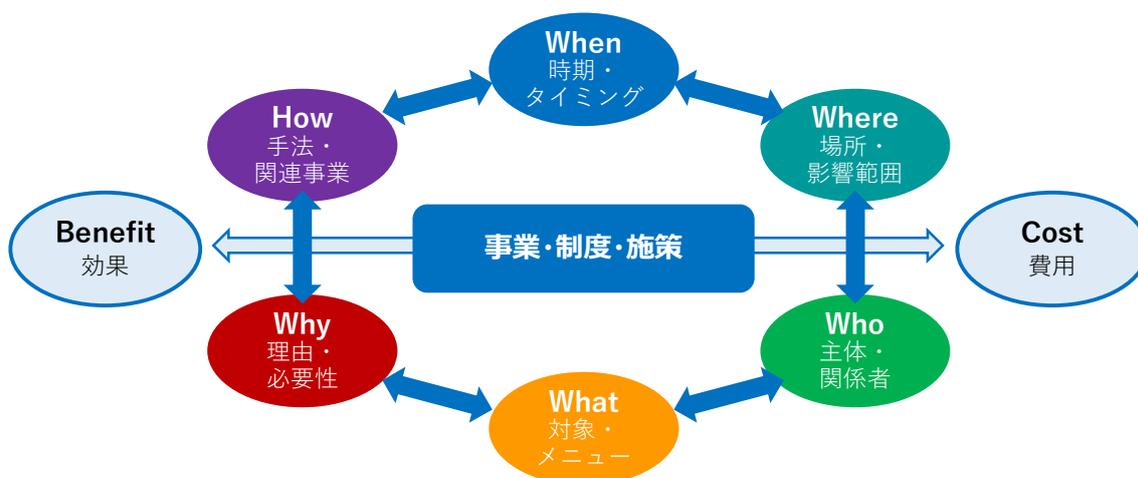
PDCAによる戦略的なまちづくりの推進

- ・PDCAサイクルの考え方を活用した事業管理による継続的改善を基本とします
- ・事業の計画を立案して事業を実施した後、事業評価によって成果の確認を行うことが重要で、必要な際には事業自体の見直しなどを検討するほか、次の事業の改善にも役立てます。



事業プログラムなどの明確化

- ・効率的で効果的なまちづくりを推進するため、5W1H（時期、場所、主体、対象、理由、手法）を具体的に決める事業プログラムを明確にするとともに、投資効果としてB/C^{※1}を確認します。

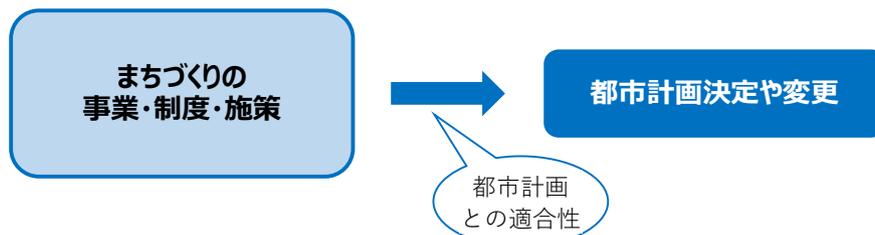


※1 【B/C】

benefit by cost（費用便益比）の略語であり、費用に対して適切な便益効果が得られるかをあらかじめ明確にし、事業実施の可否判断を含めて検討して取り組むことです。

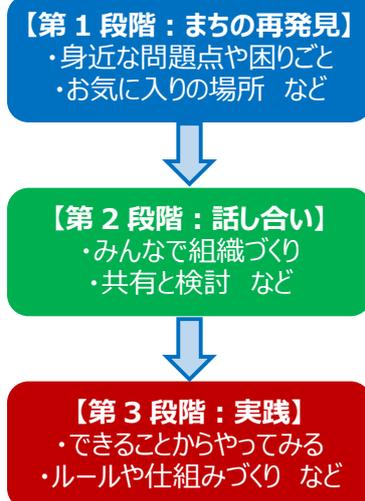
適時適切な都市計画の手続きの実施

- ・都市計画を定めることによって町民や関係者に計画を周知し、町民などが都市計画を前提とした土地活用や経済活動などを行いやすくします。
- ・既に定められている都市計画については、決定当時から社会情勢や地域情勢などが大きく変化し、実態にそぐわなくなっている可能性があるため、今後とも都市計画を継続することが適切であるのかなどについて検証し、必要に応じて都市計画の見直しを行います。
- ・新たなまちづくりを推進する際、その取り組みが土地利用や都市施設、地区計画などの都市計画分野に該当する場合は、可能な限り都市計画決定します。



住民の参画と協働・役割分担の促進

- ・本町が進めるまちづくりは、町民・企業・団体などと行政が協働で取り組むことを基本とします。
- ・まず町民などへの周知や広報によりまちづくりへの参加を促すことからスタートし、将来ビジョンとしては地域住民自らまちづくりを行うエリアマネジメントやタウンマネジメント^{※1}の促進につなげていきます。



※1 【エリアマネジメントやタウンマネジメント】

地域を良くするために住民・企業・団体・土地所有者などが主体的にまちづくりに取り組む活動で、対象エリアの規模感に応じて双方を使い分けることがあります。

8. 参考資料

(1) 策定経緯

本計画は、以下の検討及び協議などの過程を経て策定しました。

日付	項目・名称	主な議題や内容
2025年 (令和7年) 2月21日	第一回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画と都市計画マスタープランの概要 ・大子町の特徴 ・まちづくりの課題 ・まちづくりの将来像
2月28日	第一回策定委員会	
5月12日	茨城県都市計画課 下協議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案
6月17日	茨城県連絡調整会議 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案
7月3日	第二回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別方針 ・実現方策 ・計画素案
7月9日	第二回策定委員会	
●月●日～ ●月●日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案
●月●日	第三回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県関係部署との協議結果 ・パブリックコメントの実施結果 ・計画案
●月●日	第三回策定委員会	
●月●日	大子町都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案
●月●日	計画策定・公表	

(2) 庁内検討委員会での検討

本計画は、都市計画やまちづくりに関わる庁内関係部署の意見や情報を踏まえて策定するため、以下の要綱の定めにより庁内検討委員会を設置して策定しました。

大子町都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

令和7年1月24日

訓令第1号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく大子町都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の策定に必要な事項を検討するため、大子町都市計画マスタープラン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープランの検討に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、副委員長は建設課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) まちづくり課長
- (3) 財政課長
- (4) 観光商工課長
- (5) 福祉課長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 消防長

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(3) 策定委員会での検討

本計画は、都市計画やまちづくりに関わる専門知識を有する者や地域のまちづくりに関連する者などの意見や情報を踏まえて策定するため、以下の要綱の定めにより策定委員会を設置して策定しました。

大子町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成15年3月31日 告示第24号
令和7年2月6日一部改正 告示第7-4号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により大子町都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、大子町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、町長の諮問に応じ、マスタープランの策定について必要な事項を検討し、又は協議を行い、町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町内関係団体の代表者等
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町の職員

第3条の2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する掌握事務が完了する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和7年2月6日から施行する。

大子町都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

区分	細区分	氏名	所属及び役職	備考
町議会議員	—	飯村 剛	大子町議会議員 総務経済委員会委員長	委員長
	—	川井 正人	大子町議会議員 文教厚生委員会 委員長	大子町観光協会会長
町内関係団体	区長会	小野瀬 昭一	大子町区長会副会長	職務代理者
	商工会	大藤 博文	大子町商工会会長	
	観光関係者	二方 則安	(一社)大子町振興公社 常任理事兼事務局長	
	まちづくり団体	齋藤 真理子	NPO 法人まちの研究室 事務局長	
	医師会	福田 祥江	(医)保内郷厚生会 保内郷メディカルクリニック 外来看護師長	茨城県水郡医師会 大子町議会議員
	社会福祉協議会	松川 明子	(福)大子町社会福祉協議会 主任	
	教育関係者	長山 芳子	大子町学校長会会長	令和6年度 大子町立上小川小 学校校長
		清水 洋太郎		令和7年度 大子町立だいが小 学校校長
	茨城県	堀江 義明	茨城県常陸大宮土木事務所 大子工務所長	令和6年度
寺門 正裕		令和7年度		
学識経験者	—	渡邊 和行	大子町都市計画審議会会長	大子町教育委員会 委員 大子町行政連絡区 長
町職員	—	赤津 康明	大子町副町長	大子町都市計画マ スタープラン庁内検 討委員会委員長

(4) 住民参加

本計画は、都市計画やまちづくりの分野に関する基本的な方針を策定するものであるため、「大子町パブリック・コメント手続に関する要綱」における第3条第1号に相当すると見られます。

このことから、都市計画やまちづくりに関し、町民などの町政への参画を促すとともに、施策などの策定過程における公正性の確保や透明性の向上を図り、町民などと行政との協働の推進のため、意見及び情報の聴取を経て策定しました。

パブリックコメントの実施概要は以下のとおりです。

パブリックコメント実施概要

案件名	大子町都市計画マスタープラン（素案）	
意見募集	2025年（令和7年）●月●日～●月●日	
意見数	●件	
主要な意見と 対応など	意見の要旨	意見に対する考え方・修正などの内容
	●●	●●
	●●	●●

大子町パブリック・コメント手続に関する要綱（※一部抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町民等の町政への積極的な参画を促進するとともに、町の基本的な施策等の策定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって町民等と行政との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

（対象）

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる町の基本的な施策等（以下「施策等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）町の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針等の策定又は改定
- （2）町政に関する基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改定
- （3）町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改定
- （4）前3号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続を実施することが必要であると実施機関が認めるもの

第8条 実施機関は、施策等の案に係る最終的な意思決定を行うときは、前条の規定により提出された意見等を考慮するものとする。

2実施機関は、前項の規定により施策等の案に係る最終的な意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、大子町公文書公開条例（平成9年大子町条例第19号）第9条各号に該当するものは除く。

- （1）提出された意見等の概要
- （2）提出された意見等に対する実施機関の考え方
- （3）施策等の案を修正した場合における当該修正の内容

3実施機関は意見等を提出した者への個別の回答は行わないものとし提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめた上で公表するものとする。